

八尾市地域防災計画

第 2 部

災害応急対策
災害復旧・復興対策



平成29年3月
八尾市防災会議

目 次

【災害応急対策】

第1編 災害対策組織	1
第1章 災害対策組織	1
第1節 災害対策本部	1
第2節 災害警戒本部	15
第3節 警戒準備本部	18
第4節 警戒配備	22
第5節 配備体制会議	23
第6節 水防本部	25
第7節 組織体制と配備	28
第2章 甚大な災害における活動体制	29
第1節 重要な活動の基本的な考え方	29
第2節 時間軸に応じた体制	31
第2編 地震災害応急対策	35
第1章 職員の配備体制	35
第1節 活動組織の設置	35
第2節 職員の参集	38
第3節 職員の活動環境、安全確保等	40
第2章 地震災害情報等の収集・伝達	41
第1節 地震災害情報の収集・連絡	41
第3章 東海地震関連情報に伴う対策	46
第1節 計画の目的等	46
第2節 東海地震注意情報発表時の措置	47
第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置	48
第3編 風水害応急対策	53
第1章 職員の配備体制	53
第1節 活動組織の設置	53
第2節 職員の参集	56
第3節 職員の活動環境、安全確保等	58
第2章 気象情報、予警報等の収集・伝達	59
第1節 気象予警報等の伝達	59
第2節 気象観測情報の収集伝達	76
第3節 水防警報及び水防情報	77

第3章 警戒活動	80
第1節 水防活動	80
第2節 土砂災害警戒活動	88
第3節 その他の警戒活動	92
第4編 事故等災害応急対策	95
第1章 大規模火災応急対策	95
第2章 危険物等災害応急対策	98
第3章 大規模交通災害応急対策	105
第5編 災害対策共通	109
第1章 災害情報等の収集・伝達	115
第1節 災害情報の収集・連絡	115
第2節 通信手段の確保	120
第3節 災害広報・広聴対策	124
第2章 応援の要請・受入れ	130
第1節 広域応援等の要請と受入れ	130
第2節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ	138
第3節 近畿地方整備局に対する災害時応援要請と受入れ	144
第4節 民間事業者等に対する協力要請	148
第3章 消火、救助及び医療救護活動	150
第1節 消火・救助対策	150
第2節 応急医療対策	156
第4章 避難受入れ活動	164
第1節 応急避難対策	164
第2節 避難所の開設・管理	176
第5章 緊急物資の供給	186
第1節 給水活動	186
第2節 食料及び生活必需品の供給	190
第3節 物資の緊急輸送拠点の設置・運営	194
第6章 緊急輸送対策	196
第1節 陸上輸送	196
第2節 航空輸送	202
第7章 二次災害の防止対策	204
第1節 公共都市基盤施設等の対策	204
第2節 被災建築物等応急対策	208
第3節 危険物施設等の応急措置	212
第4節 土砂災害応急対応	214

第8章 ライフラインの応急復旧	218
第1節 上水道施設	218
第2節 下水道施設	222
第3節 電力供給施設	224
第4節 ガス供給施設	226
第5節 電気通信施設	228
第9章 交通の維持復旧	230
第1節 交通の安全確保	230
第2節 交通の機能確保	232
第10章 建築物・住宅応急対策	234
第1節 住居等の対策	234
第2節 応急仮設住宅等の供与	242
第3節 市が管理する施設の応急対策	246
第11章 保健衛生、遺体対策、災害廃棄物等の処理	248
第1節 保健衛生活動	248
第2節 遺体対策	254
第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理	260
第12章 応急教育及び保育対策	270
第1節 学校園等の応急対策	270
第2節 保育所の応急対策	276
第3節 社会教育施設等の管理及び応急対策	278
第4節 文化財対策	280
第13章 災害時要配慮者への支援	282
第14章 自発的支援の受入れ	288
第1節 ボランティアの受入れ	288
第2節 義援金・救援物資の受入れ及び配分	294
第3節 海外からの支援の受入れ	298
第4節 郵便料金の免除等	300
第15章 社会秩序の維持	302
第16章 災害救助法の適用	305
災害復旧・復興対策	309
第1章 生活の安定	309
第1節 復旧・復興事業の推進	309
第2節 被災者の生活再建	312
第3節 中小企業の復旧支援	325
第4節 農業関係者の復旧支援	326
第2章 復興の基本方針	328

災害応急対策

第1編 災害対策組織

第1編 災害対策組織

第1章 災害対策組織

第1節 災害対策本部

市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第1 設置基準

- 震度5弱以上を観測した時(自動設置)
- 東海地震警戒宣言が発令された時(自動設置)
- 特別警報が発表された時又は発表が予測される時
- 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その対策が必要と認められる時
- 大規模な災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる時
- 災害救助法が適用される程度の災害が発生した時
- その他市長が必要と認めた時

第2 配備

配備体制は、4号配備又は5号配備とする。

- 震度5弱を観測した場合及び東海地震警戒宣言 ⇒ 4号配備(自動配備)
- 震度5強以上を観測した場合 ⇒ 5号配備(自動配備)

他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて災害対策本部長が指示する。

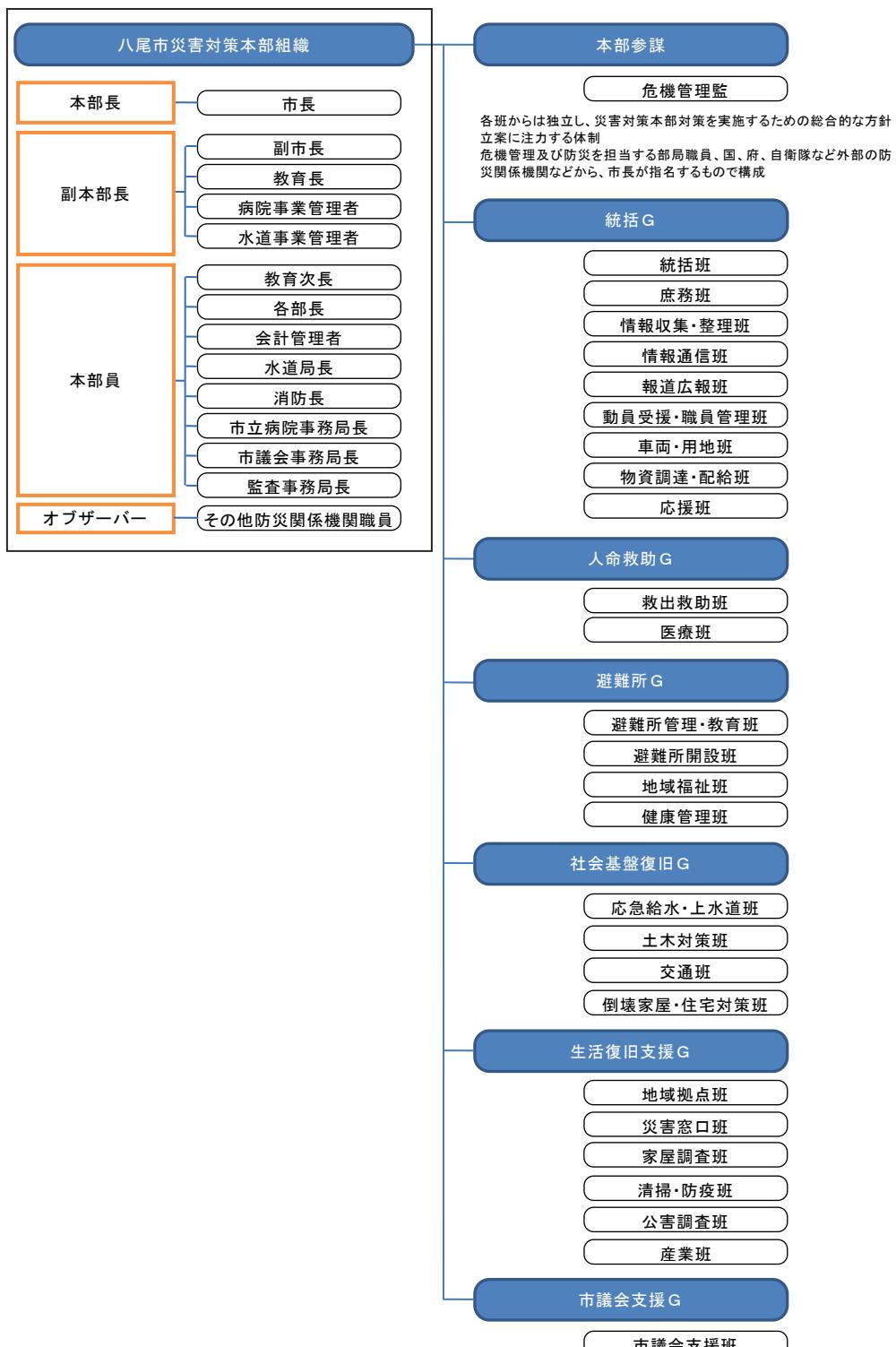
第1節 災害対策本部

第3 組織等

1 本部の組織

災害対策本部組織は、市長を本部長とし、以下の構成員で構成する。

【災害対策本部組織の構成】



本部長	災害対策本部の事務を統括し、応急活動の実施にあたり必要な指揮命令を副本部長及び本部員に対し行うとともに、必要に応じて協定締結機関、防災関係機関等に対し応援の要請を行うものとする。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故がある時、又は本部長が欠けた時は、その職務を代理する。
本部員 (グループ長) (副グループ長) (グループ員)	本部長の命を受け本部の事務に従事するとともに、所管する災害応急対策の実施にあたり各Gの他の本部員と連携しながら所属職員に対して、必要な指示をする。

2 各班の事務分掌

災害対策本部の各グループ、各班の事務分掌は次のとおりである。

(1) 本部参謀

班 名	構成員	事務分掌
本部参謀	危機管理監 及び本部長が 指名する者	・専門的知見に基づき災害応急対策活動の総合方針の立案を担うなど、本部長の補佐に関すること

(2) 統括グループ(統括G)

統括グループは、災害対策本部全体を統括し、情報収集・整理、本部会議資料作成、他組織への応援要請及び受入れ、資源の再配置・調整等を担う。

グループ長	副グループ長	グループ員
総務部長	政策企画部長	人事担当部長 財政部長 会計管理者 生涯学習担当部長 監査事務局長

班 名 (班 長)	構成課	事務分掌
統括班 (総務課長)	総務課 危機管理課 政策推進課	・災害対策本部の設置及び廃止に関すること ・配備指令及び本部命令の伝達に関すること ・災害対策を実施するための総合的な方針及び計画の立案、調整、進行管理に関すること ・関係機関との連絡調整、渉外に関すること ・災害情報の分析に関すること ・国、府への要請、他の自治体等との相互協力・応援要請に関すること ・自衛隊派遣要請及び受入れに関すること ・避難勧告・指示（緊急）に関すること

第1節 災害対策本部

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用に関すること ・各グループに対する事務の緊急割当に関すること ・各グループの災害対策活動の連絡調整に関すること ・救援・復興の企画立案に関すること ・防災会議に関すること ・災害対策予算に関すること ・災害に伴う財源措置に関すること ・防災行政無線の管理・運用及び非常通信設備に関すること
庶務班 (行政改革課長)	行政改革課 秘書課 政策法務課 財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議の庶務（資料作成、設営、記録、記者会見資料作成）に関すること ・災害に関する文書の収受及び発送等、災害対策本部の庶務に関すること ・本部長、副本部長の秘書及び特命に関すること ・被災地視察に関すること ・見舞金、義援金等の収納に関すること ・災害経費の収支に関すること
情報収集・整理班 (人権政策課長)	人権政策課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 ※公平委員会事務局 ※固定資産評価審査委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び気象情報の収集・伝達に関すること ・被害状況・災害対策活動状況、被災者ニーズ、マスコミ情報等の集約・整理・伝達に関すること ・被害統計の作成に関すること ・災害に伴う各種データ作成・管理及び情報処理に関すること
情報通信班 (情報システム室長)	行政改革課 (情報システム室)	<ul style="list-style-type: none"> ・I C Tを活用した情報処理に関すること
報道広報班 (市政情報課長)	市政情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報及び避難勧告等の広報に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・広報紙等の災害広報の実施に関すること ・災害記録の収集及び編集に関すること
動員支援・職員管理班 (人事課長)	人事課 職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び配置に関すること ・災害対策従事者の給食、寝具及び救護に関すること ・職員の安全管理に関すること ・職員の職務環境及び健康管理に関すること ・他の自治体等の応援隊の受け入れ及び連絡に関すること ・職員の出勤状況等、災害対策従事者の把握に関すること ・各班の応援体制の調整、指示に関すること

車両・用地班 (財産活用課長)	財産活用課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措置に関すること ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に関すること ・応急仮設住宅用地調査に関すること
物資調達・配給班 (契約検査課長)	契約検査課 健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資等の集荷、配給に関すること ・被災現地への救援に関すること ・食料及び生活必需品等の把握・調達及び配給に関すること ・仮設トイレの調達に関すること ・ガソリン等の燃料確保に関すること ・災害対策用諸物資の契約に関すること ・登録業者への応援要請に関すること
応援班 (生涯学習スポーツ課長)	生涯学習 スポーツ課 青少年課 桂青少年会館 安中青少年会館 八尾図書館 文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設及び文化財の被害状況に関すること ・他班への応援に関すること

※公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局については、単独で所属する職員のみとする。(兼務職員については原課の構成課に所属するものとする。)

第1節 災害対策本部

(3)人命救助グループ(人命救助G)

人命救助グループは、特に発災後72時間の人命救助や医療救護活動を担うとともに、その後必要となる救助や医療救護活動等を担う。

グループ長	副グループ長	グループ員
消防長	市立病院事務局長	

班名 (班長)	構成課	事務分掌
救出救助班 (消防総務課長)	消防総務課 予防課 警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・警備本部の運営に関すること ・災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること ・職員、団員の食料等の調達に関すること ・消防施設の保全と被害状況の把握に関すること ・職員の労務管理、衛生管理に関すること ・応援要請に関すること ・危険物施設等の防災上の応急措置等に関すること ・被害状況の集計及び報告に関すること ・災害用資機材及び燃料の調達に関すること ・職員、団員の招集及び運用に関すること ・警備活動の記録に関すること ・応援消防隊の配備等に関すること
救出救助班 (指令課長) (第1警備課長) (第2警備課長)	消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊等の編成運用に関すること ・消火活動、水防活動に関すること ・救急、救助活動に関すること ・人命救助及び避難勧告・伝達、避難先の指示、避難指導に関すること ・通信の管理統制に関すること ・被害情報等の収集に関すること ・罹災証明書の発行に関すること
医療班 (企画運営課長)	市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害医療センターとしての医療救護活動に関すること ・市内医療機関の被害状況の調査に関すること ・医薬品等の確保に関すること ・災害医療情報の収集・伝達に関すること ・被災傷病者の把握に関すること ・災害医療機関との連絡調整に関すること

(4) 避難所グループ(避難所G)

避難所グループは、避難所の開設から管理、全体調整、避難者の需要把握等を担う。

グループ長	副グループ長	グループ員
教育次長	地域福祉部長	健康まちづくり部長 こども未来部長 教育総務部長 学校教育部長

班名 (班長)	構成課	事務分掌
避難所管理・教育班 (総務人事課長)	総務人事課 教育政策課 学務給食課 指導課 教育サポートセンター 人権教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避難場所の運営に関すること ・教育関係施設等の災害記録の整備に関すること ・避難所との連絡調整に関すること ・避難所への応援職員の派遣調整に関すること ・教育施設の被害状況の調査に関すること ・避難所の開設・管理・運営の補助 ・児童の応急給食に関すること ・罹災者への炊き出し業務等に関すること ・児童、生徒及び園児の罹災状況の調査及び応急措置に関すること ・罹災児童、生徒に対する教材及び学用品の給与に関すること ・児童、生徒の保護及び応急教育の実施に関すること ・教職員への応援要請に関すること ・避難所への応援職員の派遣に関すること
避難所開設班 (総務人事課長)	各避難所班長 各避難所副班長 各避難所班員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避難場所の運営に関すること ・避難所の開設及び運営管理に関すること ・仮設トイレ等の設置、管理に関すること
地域福祉班 (地域福祉政策課長)	地域福祉政策課 文化国際課 福祉指導監査課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども政策課 こども施設課 子育て支援課 市立保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア窓口との連絡調整に関すること ・見舞金、弔慰金及び災害援護資金等の支給及び貸付けに関すること ・行方不明者の捜索の調整に関すること ・遺体の搬送及び安置、棺・ドライアイス・骨つぼ等の手配に関すること ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避難場所の運営に関すること ・災害時要配慮者の安全確認及び援助に関すること

第1節 災害対策本部

		<p>ること</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等に関するこ・災害時要配慮者の2次的避難に関するこ（福祉避難所、仮設住宅への受入れ）・福祉関係団体及び国際交流関係団体との連絡調整に関するこ・関係施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関するこ・被災者の生活援護に関するこ（災害時要配慮者含む）・私立保育所及び認定こども園との連絡調整に関するこ・保育所の被害調査と応急対策に関するこ・入所児童の安全確保、避難誘導等に関するこ・応急保育計画と入所児童の健康管理に関するこ
健康管理班 (健康推進課長)	健康推進課	<ul style="list-style-type: none">・激甚災害時における医療班の応援・感染症の予防接種に関するこ・八尾市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関するこ・救護所の開設及び運営に関するこ・医療救護チームの編成及び運用に関するこ・入浴施設の設置の支援に関するこ

(5)社会基盤復旧グループ(社会基盤復旧G)

社会基盤復旧グループは、上下水道、道路、河川、公園、施設、住宅等のインフラ系、ハード系の復旧対策を迅速に実施することを担う。

グループ長	副グループ長	グループ員
都市整備部長	水道局長	下水道担当部長 建築部長

班名 (班長)	構成課	事務分掌
応急給水・上水道班 (経営総務課長)	水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び関係機関との連絡に関すること ・要員の動員及び配置に関すること ・要員の給食及び寝具に関すること ・住民への広報活動に関すること ・応援職員等の受入れに関すること ・災害に伴う水道局の財政計画に関すること ・車両の確保及び配車に関すること ・所管施設の被害状況の把握に関すること ・資材の管理に関すること ・断水地区への応急給水作業の実施に関するこ ・災害による各戸使用水量の認定に関するこ ・応援給水車の指揮監督に関するこ ・給水予備要員に関するこ ・応急給水計画の作成に関するこ ・応急復旧計画の作成に関するこ ・時間給水の計画及び実施に関するこ ・送・配水管の災害調査及び報告に関するこ ・被害状況調査及び報告に関するこ ・断水地区の送水系等の調査及び緊急切替措 置に関するこ ・受・配水施設の災害復旧作業に関するこ ・送・配水管の応急修繕に関するこ ・給水装置の応急修繕に関するこ ・応急復旧作業の実施に関するこ ・工作資機材の調達に関するこ ・受・配水施設の災害調査及び報告に関するこ ・災害地の水質検査及び対策に関するこ ・物資調達・配給班の応援に関するこ

第1節 災害対策本部

土木対策班 (都市政策課長)	都市政策課 都市基盤整備課 土木管財課 土木建設課 土木管理事務所 みどり課 下水道経営企画課 下水道管理課 下水道整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川、公園、下水道施設等の被害調査及び応急措置及び復旧に関すること ・関係施設の被害調査に関すること ・緊急交通路、避難路の維持補修に関すること ・道路、河川等障害物の除去に関すること ・公園施設の利用に係る調整に関すること ・水防活動に関すること ・土砂災害の調査及び応急措置に関すること ・ため池（個人で管理するため池を除く）、用排水路、樋門等の被害調査及び応急対策に関すること ・下水道施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること ・下水道施設の機能確保に関すること ・関係業者への協力要請及び重機の調達に関すること ・他班への応援に関すること
交通班 (交通対策課長)	交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の交通対策に関すること ・交通機関との連絡調整に関すること ・道路の被害調査等の応援に関すること ・交通規制等の調整に関すること
倒壊家屋・住宅対策班 (住宅政策課長)	住宅政策課 審査指導課 公共建築課 住宅管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有公共建築物の点検及び応急修理に関すること ・市有公共建築物の災害復旧に要する資材及び重機等の調達供給に関すること ・応急仮設住宅の建設準備に関すること ・市有建築物の災害復旧に関し、関係業者への協力を要請すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること ・被災宅地の危険度判定に関すること ・倒壊家屋の解体除去に関すること ・災害救助法による住宅の応急修理に関すること ・災害復興住宅資金の貸付け認定に関すること ・宅地造成に伴う開発地域等の危険区域の調査に関すること

(6)生活復旧支援グループ(生活復旧支援G)

生活復旧支援グループは、被災者の生活環境を改善するため、衛生管理、廃棄物処理、健康管理を行うとともに、被災者の相談、罹災証明、応急教育などを担う。

グループ長	副グループ長	グループ員
経済環境部長	市民ふれあい担当部長	人権文化ふれあい部長

班名 (班長)	構成課	事務分掌
地域拠点班 (市民ふれあい課長)	市民ふれあい課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター 各出張所・各コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応、被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること ・被災者からの問い合わせ、相談、要望等に関すること ・義援金の受付及び配布に関すること ・関係機関及び団体との連絡調整に関すること ・所管施設の被害調査と応急対策に関すること ・自主避難のための避難所開設に関すること ・管内の協力団体との連絡に関すること
災害窓口班 (市民課長)	市民課 市民税課	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時における情報収集・整理班の応援 ・罹災証明書の発行に関すること ・被災者台帳に関すること ・災害に伴う市税の減免に関すること ・被災者からの問い合わせ、相談、要望等に関すること ・埋火葬の許可及び市立斎場の使用許可に関すること
家屋調査班 (資産税課長)	資産税課 納税課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による住家等の被害認定調査に関すること ・住家等被害認定会議の開催に関すること ・災害に伴う市税の減免に関すること ・罹災証明書交付の応援に関すること
清掃・防疫班 (環境事業課長)	環境事業課 資源循環課 環境施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時における避難所開設班の応援 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること ・災害廃棄物の収集に関すること ・防疫活動に関すること ・防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること ・し尿の緊急汲み取りに関すること ・仮設トイレのし尿処理に関すること ・搬入し尿の処理に関すること ・災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること

第1節 災害対策本部

		<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬に関すること ・災害廃棄物の総合的な処理の企画及び実施に関すること ・災害廃棄物処理に係る関係機関との連絡調整に関すること
公害調査班 (環境保全課長)	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時における情報収集・整理班の応援 ・災害時における公害対策全般に関すること
産業班 (産業政策課長)	産業政策課 労働支援課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・初動時の物資調達・配給に関すること ・農作物及び農林、商工施設等の被害調査及び災害関係融資、復興支援に関すること

(7) 市議会支援グループ(市議会支援G)

市議会支援グループは、災害時における議会の活動を支援する。

グループ長	副グループ長	グループ員
市議会事務局長		

班名 (班長)	構成課	事務分掌
市議会支援班 (議事政策課長)	市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会及び議員の災害対策の支援に関すること

3 本部長代行、職務・権限の代行

(1) 本部長代行

本部長に事故のある時は、次に定める順でその職務を代行する。

- 1 副市長 ※
- 2 危機管理監
- 3 教育長
- 4 病院事業管理者
- 5 水道事業管理者

※ 八尾市副市長事務分担規則(昭和52年八尾市規則第50号)第2条に掲げる副市長の順序とする。(以下、同様)

(2) グループ長、班長の代行

グループ長の代行は、副グループ長、グループ員の記載順とする。

班長の代行は、各班の事務分掌に定めた構成課の記載順とする。

4 災害対策本部会議及び災害対策本部の設置

(1) 設置場所

災害対策本部会議は市庁舎本館5階庁議室におき、災害対策本部は市庁舎本館6階大會議室におく。また、関係機関等の執務スペースとして6階会議室全般を使用する。

ただし、災害により市庁舎そのものが使用できない場合には、市長が災害対策本部の設置場所を決める。この場合において、市長は速やかに議長に対し、設置場所を連絡する。

災害対策本部を設置する場合、統括班は直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置するとともに、関係者以外の入室を制限する。

(2) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、庶務班は市庁舎本館正面玄関に「八尾市災害対策本部」の標識を掲示する。

(3) 災害対策本部執務室のレイアウト(市庁舎本館6階全体図を含む)

災害対策本部執務室は、上記(1)のとおり設置するが、災害の規模により市庁舎本館6階全体を使用する場合があるので、市庁舎本館6階全体の配置図や各会議室等のレイアウトはあらかじめ定めておくものとする。レイアウトの詳細については庶務班マニュアルで定める。

第4 災害対策本部会議

1 災害対策本部会議の開催

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長(市長)が必要に応じて招集する。ただし、本部長(市長)は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。なお、女性本部員が被災などにより不在の場合は、男女共同参画の視点からの検討ができるよう、必要な女性職員を本部会議に出席させるように務める。

2 災害対策本部会議の会議内容

本部会議の内容は、おおむね次のとおりとする。なお、単なる活動報告は書類等にとりまとめる等最小限にとどめ、必要な意思決定に時間を割けるようにする。

- 災害応急対策の基本方針に関すること
- 配備体制に関すること
- 各グループ間調整事項に関すること
- 避難勧告・指示(緊急)及び警戒区域の設定に関すること
- 自衛隊災害派遣要請に関すること
- 他の市町村等への応援要請及び相互協力に関すること
- 府及び関係機関との連絡調整に関すること
- 災害救助法適用申請に関すること
- 激甚災害の指定の申請に関すること
- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

3 府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第5 災害対策本部の廃止

- 市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた時
- 調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた時
- その他市長が適当と認めた時

第2節 災害警戒本部

市長は、災害対策本部の設置に至らないが、市域に災害が発生するおそれがある等警戒を行う必要があると認めた場合や小規模から相当規模の応急対策が必要と認められる場合に、災害警戒本部を設置する。

第1 設置基準

- 震度4を観測した時(自動設置)
- 東海地震注意情報が発表された時(自動設置)
- 大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、災害の発生が予測される時
- 風水害等により災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、災害対策本部の設置に至らないものの、災害応急対策を取る必要があると認められる時
- その他市長が必要と認めた時

第2 配備

配備体制は、2号配備又は3号配備とする。

- 震度4を観測した場合 ⇒ 2号配備(自動配備)
- 震度4を観測し、2号配備では対処できない場合又は東海地震注意情報 ⇒ 3号配備(配備指示)

その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて災害警戒本部長が指示する。

第3 組織等

1 本部の組織

災害警戒本部組織は、副市長を本部長とし、以下の構成員で構成する。

第2節 災害警戒本部



2 各班の事務分掌

災害警戒本部の各班の事務分掌は、災害対策本部組織の事務分掌に準ずる。

3 本部長代行、職務・権限の代行

(1) 本部長代行

本部長に事故のある時は、次に定める順でその職務を代行する。

- 1 副市長
- 2 危機管理監
- 3 総務部長

(2) グループ長、班長の代行

グループ長の代行は、副グループ長、グループ員の記載順とする。

班長の代行は、各班の事務分掌に定めた構成課の記載順とする。

4 災害警戒本部会議及び災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部会議は市庁舎本館5階庁議室におき、災害警戒本部は市庁舎本館6階大會議室に設置する。ただし、災害の規模等により他の場所に設置することができる。

第4 災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、災害警戒本部長が必要に応じて招集する。ただし、災害警戒本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

本部会議の内容は、おおむね次のとおりとする。

- 災害応急対策の基本方針に関すること
- 配備体制に関すること
- 各グループ間調整事項に関すること
- 避難勧告・指示(緊急)及び警戒区域の設定に関すること
- 府及び関係機関との連絡調整に関すること
- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

第5 災害警戒本部の廃止

- 災害の規模が大きく、災害対策本部で対応することが適當と認められ、災害対策本部を設置した時
- 市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた時
- 調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた時

第3節 警戒準備本部

市長は、災害警戒本部や水防本部の設置に至らないが、市域に災害が発生するおそれがある場合で連絡員の配置や通信情報活動等を主に実施することが必要と認めた場合、警戒準備本部を設置する。

第1 設置基準

- 東海地震に関する調査情報(臨時)が発表された時(自動設置)
- 大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、配備体制会議で指示された場合
- 降雨量・水位等の観測状況からみて災害の発生するおそれがあるが、災害警戒本部や水防本部の設置に至らないもの
- その他市長が必要と認めた時

第2 配備

配備体制は、1号配備とする。

その他の場合は、第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節に定めるほか、災害の状況に応じて警戒準備本部長が指示する。

第3 組織等

1 本部の組織

警戒準備本部組織は、危機管理監を本部長とし、以下の構成員で構成する。

【警戒準備本部組織の構成】



第3節 警戒準備本部

2 各班の事務分掌

警戒準備本部の各班の事務分掌は、災害対策本部組織の事務分掌に準ずる。

3 本部長代行、職務・権限の代行

(1) 本部長代行

本部長に事故のある時は、次に定める順でその職務を代行する。

- 1 総務部長
- 2 地域福祉部長
- 3 経済環境部長

(2) 各グループ長、班長の代行

各グループ長の代行は、副グループ長、グループ員の記載順とする。

班長の代行は、各班の事務分掌に定めた構成課の記載順とする。

4 警戒準備本部会議及び警戒準備本部の設置場所

警戒準備本部会議は、市庁舎本館5階庁議室におき、警戒準備本部は市庁舎6階危機管理課執務室におく。ただし、災害の規模等により他の場所に設置することができる。

第4 警戒準備本部会議

警戒準備本部会議は、災害の予防及び警戒体制、ごく小規模な応急対策の方針等について具体的対策を定めるため、警戒準備本部長が必要に応じて招集する。ただし、警戒準備本部長は、極めて緊急を要し警戒準備本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

本部会議の内容は、おおむね次のとおりとする。

- 気象情報、災害情報の収集及び伝達
- 配備体制に関すること
- 被害情報の把握
- 水防活動
- 災害危険個所等の巡視及び警戒
- 避難情報等の種類、警戒区域の設定に関すること
- 府及び関係機関との連絡調整に関すること
- その他必要な事項

第5 警戒準備本部の廃止

- 災害対策本部、災害警戒本部、水防本部が設置された時
- 当該災害に対する小規模応急対策が等の措置が終了した時
- 大雨・洪水・暴風の警報が解除された時
- 調査の結果、市に被害がないと認められた時
- 災害が発生するおそれがなくなった時

第4節 警戒配備

第4節 警戒配備

第1 設置基準

- 震度3を観測した時(自動設置)
- 大雨・洪水・暴風等の警報が発表された時
- 降雨量・水位等の観測状況からみて、災害に警戒する必要がある場合で、警戒準備本部の設置に至らないものの、最小限の体制をとる必要があると認められた時
- 局地的に軽微な災害が発生した時

第2 配備

1 震度3を観測した時は自動配備とする。

- 動員配備対象:危機管理課、総務課

勤務時間外において、あらかじめ指名された職員は、各自の震度確認に基づき、直ちに参集する。

2 大雨・洪水・暴風等の警報が発表された時は自動配備とする。

- 動員配備対象:危機管理課、総務課、都市整備部

勤務時間外において、あらかじめ指名された職員は、気象情報に注意し、大雨・洪水・暴風のいずれかの警報が発表された場合、直ちに参集する。ただし、警報等の連絡は本庁管理センターからも指名された職員の代表者に連絡する。

第3 組織等

危機管理課、総務課、都市整備部(地震時除く)での協議体とし、それぞれが情報収集を行い、危機管理課が総括する。

第4 役割

- 気象情報等の収集、分析
- 災害の予防及び警戒等についての準備、具体的な小規模対策

第5 警戒配備の廃止

- 災害対策本部、災害警戒本部、警戒準備本部、水防本部が設置された時
- 大雨・洪水・暴風等の警報が解除された時
- 災害が発生するおそれがなくなった時
- 調査の結果、市に被害がないと認められた時

第5節 配備体制会議

第1 会議の設置

配備体制会議は、第4編に定める事故等の応急対策における配備体制や、土砂災害、風水害等における配備体制について、大雨・洪水・暴風等の警報が発表された場合ないし、事前に警報の発表が予想される場合に必要に応じて、配備体制会議議長が招集し、開催する。

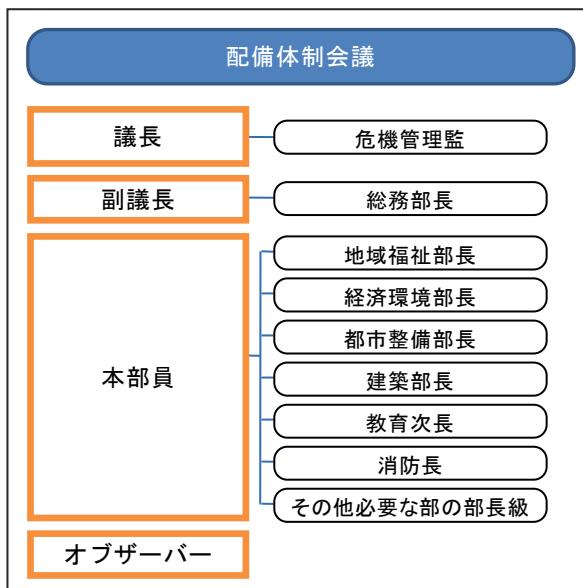
風水害等における配備体制は、原則、配備体制会議の議を経て決定する。

第2 組織等

1 組織

配備体制会議は、危機管理監を議長とし、総務部長を副議長とする。

【配備体制会議の構成】



2 設置場所

配備体制会議は、市庁舎本館5階庁議室におく。

3 事務局

配備体制会議の事務局は、危機管理課が行う。

4 オブザーバーの出席

事務局は、配備体制会議の議事のため、必要と認める場合に、配備体制会議議長の承認を得て、各班からオブザーバーの出席を求めることができる。

第5節 配備体制会議

第3 会議の開催

1 勤務時間内

勤務時間内に大雨・洪水・暴風の警報が発表された場合ないし、事前に警報の発表が予想される場合は、配備体制会議を開催し、その議を経て配備体制を決定、指示する。

2 勤務時間外

危機管理課長は、勤務時間外において、配備体制の強化が必要と認める場合は、配備体制会議議長に連絡し、会議の招集を要請する。ただし、極めて緊急を要し、配備体制会議を招集・開催するいとまがない場合は、配備体制会議議長又は副議長への電話連絡等をもつて配備体制を強化することができる。

第4 役割

- 気象情報等から先を見通し、配備体制を決定、指示すること
- 気象情報等から予想される配備体制等の職員への事前周知
- 第4編に定める事故等における配備体制を決定、指示すること

第5 配備体制会議の廃止

- 配備体制会議にて、警戒配備以上の配備が決定した時
- 災害が発生するおそれがなくなった時

第6節 水防本部

市長は、災害対策本部の設置に至らないが、水防警報が発表され、市域に災害が発生するおそれがある等の場合、水防本部を設置する。

第1 設置基準

- 水防警報が発表され、かつ相当規模の災害が発生するおそれがある時
- その他市長が水防上特に必要と認めた時

第2 配備

災害の状況に応じて水防本部長が指示する。

動員体制は、2号配備又は3号配備とし、必要に応じて、水防本部長が指示する。

第3 組織等

1 本部の組織

水防本部組織の構成は、第2節の災害警戒本部に準ずる。なお、班は、状況に応じて設置する。

第6節 水防本部



2 各班の事務分掌

水防本部の各班の事務分掌は、災害対策本部組織の事務分掌に準ずる。

3 本部長代行、職務・権限の代行

(1) 本部長代行

本部長に事故のある時は、次に定める順でその職務を代行する。

- 1 副市長
- 2 危機管理監
- 3 都市整備部長

(2) 本部員、班長の代行

各本部員及び班長の代行は、各班の事務分掌に定めた構成課の記載順とする。

4 水防本部の設置場所

水防本部は、市庁舎本館5階庁議室におく。

第4 水防本部会議

水防本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、水防本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し水防本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

本部会議の内容は、おおむね次のとおりとする。

- 災害応急対策の基本方針に関すること
- 配備体制に関すること
- 各部間調整事項に関すること
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)及び警戒区域の設定に関すること
- 府及び関係機関との連絡調整に関すること
- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

また、本市が加入している大和川右岸水防事務組合及び恩智川水防事務組合は、水防法の定めるところにより、管轄区域の水防を十分果たすものとし、各水防事務組合の管理者は、水防警報が発せられた時、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した時又は水防上必要があると認める時は、水防団の出動又は出動準備を行い、水防の万全を期する。

第5 水防本部の廃止

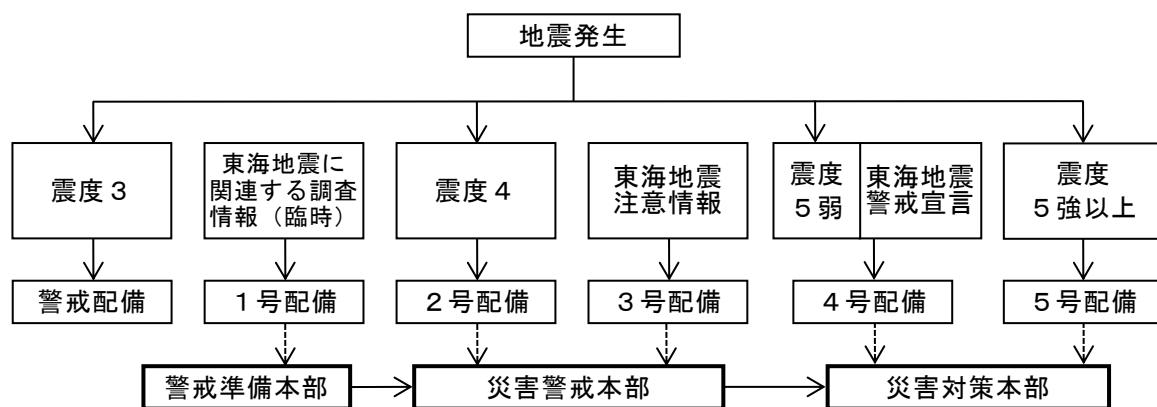
- 災害の規模が大きく、災害対策本部で対応することが適當と認められ、災害対策本部を設置した時
- 調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた時

第7節 組織体制と配備

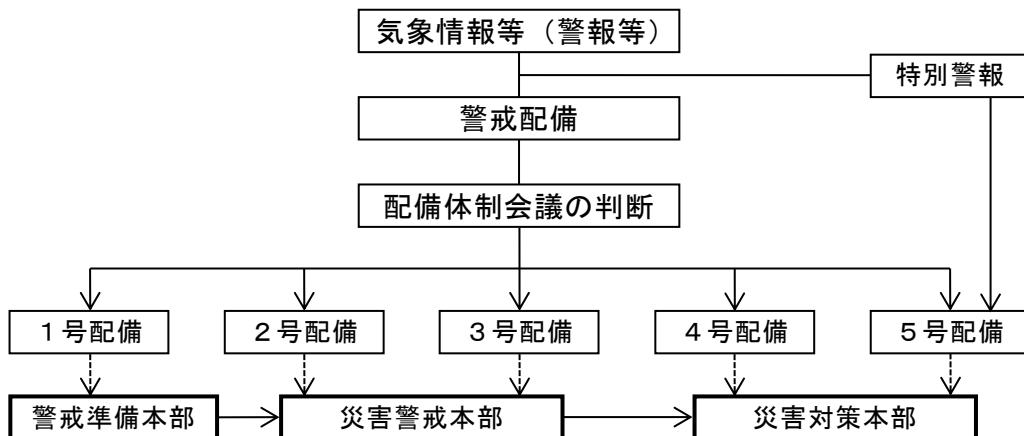
災害の種類に応じて、取るべき体制と職員の配備は、下図のとおりとなる。なお、配備の詳細については、災害の種類別の応急対策（第2編～第5編）の職員の配備体制を参照する。なお、配備体制の移行は、原則、各本部会議にて決定し、移行する。

各班長は、5号配備を除く各配備体制では班内業務や応急対策の実施に支障があると判断した場合に、班員に対して参集を命じることができる。

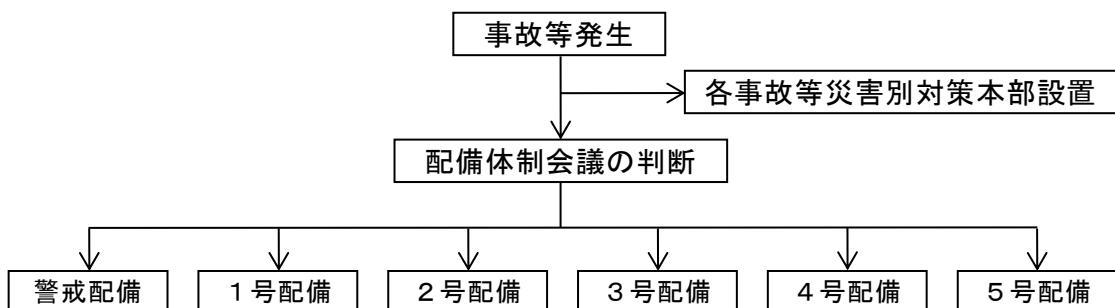
(1) 地震の場合



(2) 風水害等の場合



(3) 事故等災害の場合



第2章 甚大な災害における活動体制

市内に甚大な災害が発生した場合は、当初から各班が事務分掌で定められた災害対策を遂行するのではなく、状況に応じて重要な災害対策を優先的に行う必要がある。

第1節 重要な活動の基本的な考え方

甚大な災害が発生した場合、災害対応目標を明確にし、時間軸に応じた適切な災害対策を優先的に行うことが重要である。本部長をはじめ、全職員は、この考え方を念頭に置きながら、適切な対応を行うことが基本姿勢として求められる。

第1 発災直後、及び初日

発災直後から初日は、次の災害対策活動を優先的に行う。

【体制コード:レッド】

- 1 体制の確立、応援要請
- 2 所管施設内の利用者等の避難誘導、安全確保
- 3 被害情報の収集
- 4 人命救助
- 5 避難所開設
- 6 医療救護活動

第2 発災後おおむね2～3日まで

発災後おおむね2～3日までは、次の災害対策活動を優先的に行う。

【体制コード:オレンジ】

- 1 体制の確立、応援要請
- 2 所管施設内の利用者等の避難誘導、安全確保
- 3 人命救助
- 4 避難所開設、運営
- 5 医療救護活動

第3 発災後おおむね4～7日まで

発災後おおむね4～7日までは、次の災害対策活動を優先的に行う。

【体制コード:イエロー】

- 1 被災者及び避難所の生活支援、環境改善
- 2 受援体制の確立
- 3 行方不明者捜索
- 4 医療救護活動

第1節 重要な活動の基本的な考え方

第4 発災後おおむね8～14日まで

発災後おおむね8～14日までは、次の災害対策活動を優先的に行う。

【体制コード：グリーン】

- 1 被災者及び避難所の生活改善

第5 発災後おおむね15日以降

発災後おおむね15日以降は、おおむね事務分掌に定められた全ての災害対策活動を行うが、状況に応じて必要な業務を適切に判断する。

第2節 時間軸に応じた体制

第1 班体制の変化

甚大な災害が発生した場合、重要な業務に資源を集中するため、時間軸に応じて、次のような体制を構築する。なお、時間軸は目安であり、状況に応じて適切な判断を行う。

また、各所管施設を運営している時間に災害が発生した場合は、所管施設内の利用者等の避難誘導、安全確保を行った後、下記の体制に迅速に対応する。

【発災当日】 体制コード:レッド		【発災後2~3日】 体制コード:オレンジ		【発災後4~7日】 体制コード:イエロー		【発災後8~14日】 体制コード:グリーン		【発災後15日以降】 通常体制	
基本のG・班	応援するG・班	基本のG・班	応援するG・班	基本のG・班	応援するG・班	基本のG・班	応援するG・班	基本のG・班	応援するG・班
統括 G		統括 G		統括 G		統括 G		統括 G	
統括班	応援班	統括班	応援班	統括班		統括班		統括班	
庶務班		庶務班		庶務班		庶務班		庶務班	
情報収集・整理班	災害窓口班 公害調査班	情報収集・整理班	災害窓口班 公害調査班	情報収集・整理班	公害調査班	情報収集・整理班	公害調査班	情報収集・整理班	
情報通信班		情報通信班		情報通信班		情報通信班		情報通信班	
報道広報班		報道広報班		報道広報班		報道広報班		報道広報班	
動員受援・職員管理班		動員受援・職員管理班		動員受援・職員管理班		動員受援・職員管理班		動員受援・職員管理班	
車両・用地班		車両・用地班		車両・用地班		車両・用地班		車両・用地班	
物資調達・配給班	産業班	物資調達・配給班	産業班	物資調達・配給班	産業班	物資調達・配給班	産業班	物資調達・配給班	
応援班	統括班へ 避難所開設班へ	応援班	統括班へ 避難所開設班へ	応援班	必要な班へ	応援班	必要な班へ	応援班	必要な班へ
人命救助 G		人命救助 G		人命救助 G		人命救助 G		人命救助 G	
救出救助班		救出救助班		救出救助班		救出救助班		救出救助班	
医療班	健康管理班	医療班	健康管理班	医療班	健康管理班	医療班	健康管理班	医療班	健康管理班
避難所 G		避難所 G		避難所 G		避難所 G		避難所 G	
避難所管理・教育班	避難所開設班へ	避難所管理・教育班	避難所開設班へ	避難所管理・教育班	避難所開設班へ	避難所管理・教育班	避難所開設班へ	避難所管理・教育班	避難所開設班へ
避難所開設班	応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班	避難所開設班	応援班 避難所管理・教育班 清掃・防疫班	避難所開設班	避難所管理・教育班	避難所開設班	避難所管理・教育班	避難所開設班	避難所管理・教育班
地域福祉班	地域拠点班	地域福祉班		地域福祉班		地域福祉班		地域福祉班	
健康管理班	医療班へ	健康管理班	医療班へ	健康管理班	医療班へ	健康管理班	医療班へ	健康管理班	医療班へ
社会基盤復旧 G		社会基盤復旧 G		社会基盤復旧 G		社会基盤復旧 G		社会基盤復旧 G	
応急給水・上水道班		応急給水・上水道班		応急給水・上水道班		応急給水・上水道班		応急給水・上水道班	
土木対策班	交通班	土木対策班	交通班	土木対策班	倒壊家屋・住宅対策班へ	土木対策班	倒壊家屋・住宅対策班へ	土木対策班	倒壊家屋・住宅対策班へ
交通班	土木対策班へ	交通班	土木対策班へ	交通班		交通班		交通班	
倒壊家屋・住宅対策班		倒壊家屋・住宅対策班		倒壊家屋・住宅対策班	土木対策班	倒壊家屋・住宅対策班	土木対策班	倒壊家屋・住宅対策班	土木対策班
生活復旧支援 G		生活復旧支援 G		生活復旧支援 G		生活復旧支援 G		生活復旧支援 G	
地域拠点班	地域福祉班へ	地域拠点班		地域拠点班		地域拠点班		地域拠点班	
災害窓口班	情報収集・整理班へ	災害窓口班	情報収集・整理班へ	災害窓口班		災害窓口班		災害窓口班	
家屋調査班		家屋調査班		家屋調査班		家屋調査班		家屋調査班	
清掃・防疫班	避難所開設班へ	清掃・防疫班	避難所開設班へ	清掃・防疫班		清掃・防疫班		清掃・防疫班	
公害調査班	情報収集・整理班へ	公害調査班	情報収集・整理班へ	公害調査班	情報収集・整理班へ	公害調査班	情報収集・整理班へ	公害調査班	情報収集・整理班へ
産業班	物資調達・配給班へ	産業班	物資調達・配給班へ	産業班	物資調達・配給班へ	産業班	物資調達・配給班へ	産業班	物資調達・配給班へ
市議会支援 G		市議会支援 G		市議会支援 G		市議会支援 G		市議会支援 G	
市議会支援班		市議会支援班		市議会支援班		市議会支援班		市議会支援班	

第2節 時間軸に応じた体制

第2 各班・グループの役割の変化

甚大な災害が発生した場合、重要な業務に資源を集中するため、時間軸に応じて、各班はおおむね次の災害対策業務を行う。なお、時間軸は目安であり、状況に応じて適切な判断を行う。

また、各所管施設を運営している時間に災害が発生した場合は、所管施設内の利用者等の避難誘導、安全確保を行った後、下記の体制に迅速に対応する。

班名、グループ名	【発災当日】 体制コード：レッド	【発災後2～3日】 体制コード：オレンジ	【発災後4～7日】 体制コード：イエロー	【発災後8～14日】 体制コード：グリーン	【発災後15日以降】 通常体制
統括G					
統括班	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等 復旧・復興計画立案
庶務班	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成 市庁舎・職員の環境・インフラ整備等	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成 市庁舎・職員の環境・インフラ整備等	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成 市庁舎・職員の環境・インフラ整備等	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成 市庁舎・職員の環境・インフラ整備等 会計(物資以外も含む)	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成 市庁舎・職員の環境・インフラ整備等 会計(物資以外も含む)
情報収集・整理班	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等の収集、整理
情報通信班	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用
報道広報班	被災者への広報、情報伝達、記者会見等マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等マスコミ対応
動員受援・職員管理班	職員の動員、配置調整、外部からの受援体制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体制整理、受援調整
車両・用地班	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時利用
物資調達・配給班	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受け入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調達	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受け入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調達	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受け入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調達	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受け入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調達	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受け入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調達
応援班	統括班の応援 避難所開設班の応援	統括班の応援 避難所開設班の応援	応援が必要な班に対して適宜応援	応援が必要な班に対して適宜応援	応援が必要な班に対して適宜応援
人命救助G					
救出救助班	救出・救助活動 緊急消防援助隊	救出・救助活動 緊急消防援助隊	救出・救助活動 緊急消防援助隊	通常消防の再開	通常消防の再開
医療班	市立病院を中心とした医療救護活動	市立病院を中心とした医療救護活動	市立病院を中心とした医療救護活動	医療救護活動の縮小と通常診療への移行	医療救護活動の縮小と通常診療への移行
避難所G					
避難所管理・教育班	避難誘導、避難所の全市的な管理・運営 児童・生徒の避難誘導 その後、又は時間外の場合は、避難所開設班の応援	避難誘導、避難所の全市的な管理・運営 児童・生徒の避難誘導 その後、又は時間外の場合は、避難所開設班の応援	避難所の全市的な管理・運営 避難所開設班の応援	避難所の全市的な管理・運営 避難所開設班の応援	避難所の全市的な管理・運営 応急教育の確保・実施
避難所開設班	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営
地域福祉班	社協との連携 災害時要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等)対策全般	ボランティアの受け入れ、社協との連携 災害時要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等)対策全般	ボランティアの受け入れ、社協との連携 災害時要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等)対策全般	ボランティアの受け入れ、社協との連携 災害時要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等)対策全般	ボランティアの受け入れ、社協との連携 災害時要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等)対策全般
健康管理班	医師会との協力体制の構築、救護所の開設及び運営 医療班の応援	医師会との協力体制の構築、救護所の開設及び運営 医療班の応援	救護所の開設及び運営 医療班の応援	救護所の開設及び運営、感染症、健康、衛生対策	救護所の開設及び運営、感染症、健康、衛生対策

班名、グループ名	【発災当日】 体制コード：レッド	【発災後2～3日】 体制コード：オレンジ	【発災後4～7日】 体制コード：イエロー	【発災後8～14日】 体制コード：グリーン	【発災後15日以降】 通常体制
社会基盤復旧G					
応急給水・上水道班	応急給水活動 上水道の復旧	応急給水活動 上水道の復旧	応急給水活動 上水道の復旧	応急給水活動 上水道の復旧	応急給水活動 上水道の復旧
土木対策班	通行の確保 公園の復旧	通行の確保 公園の復旧	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 倒壊家屋・住宅対策班の応援	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 倒壊家屋・住宅対策班の応援	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策 倒壊家屋・住宅対策班の応援
交通班	土木対策班の応援	土木対策班の応援 府警と協力した緊急交通路の確保	府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保	府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保	府警と協力した緊急交通路の確保 公共交通の確保
倒壊家屋・住宅対策班	市有施設の被害調査、復旧対策 被災建築物の応急危険度判定	市有施設の被害調査、復旧対策 被災建築物の応急危険度判定	市有施設の被害調査、復旧対策 被災建築物の応急危険度判定	市有施設の被害調査、復旧対策 被災建築物の応急危険度判定 倒壊家屋の解体除去	市有施設の被害調査、復旧対策 応急仮設住宅 倒壊家屋の解体除去
生活復旧支援G					
地域拠点班	地域福祉班の応援	被災者相談等	被災者相談等	被災者相談等	被災者相談等
災害窓口班	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	罹災証明書の発行及び関連窓口業務	罹災証明書の発行及び関連窓口業務	罹災証明書の発行及び関連窓口業務
家屋調査班	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査
清掃・防疫班	避難所開設班の応援 ごみ処理の初期対応 災害廃棄物等の初期対応	避難所開設班の応援 ごみ処理の初期対応 災害廃棄物等の初期対応	市全域の防疫対策 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策	市全域の防疫対策 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策	市全域の防疫対策 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策
公害調査班	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	公害対策全般
産業班	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	産業(農業含む)の復旧
市議会支援G					
市議会支援班	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援

第2編 地震災害応急対策

第2編 地震災害応急対策

第1章 職員の配備体制

第1節 活動組織の設置

第1 組織体制と配備体制

市長は、地震情報及び被害情報に基づき、配備体制を決定する。

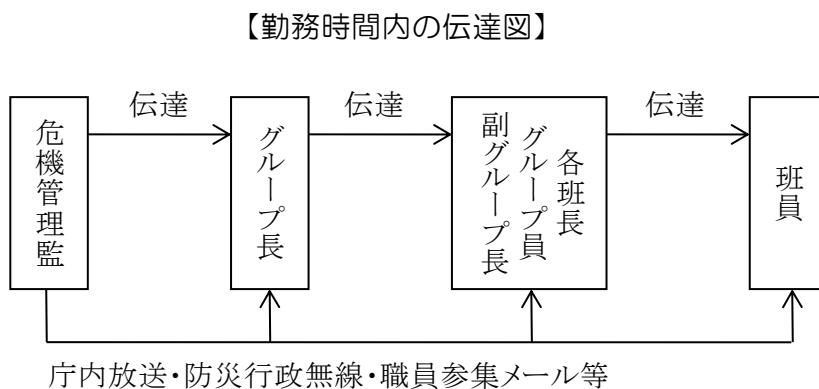
【組織・配備体制】

組織体制	配備体制	配備基準	配備内容
—	警戒配備	・震度3を観測した時	・防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制
警戒準備本部	1号配備	・東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された時 ・災害が拡大し、警戒配備では対処できない時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・各G必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制
災害警戒本部	2号配備	・震度4を観測した時 ・災害が拡大し、1号配備では対処できない時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・各G必要最小限度の人員で通信情報活動及び小規模の災害応急対策を実施する体制
	3号配備	・東海地震注意情報が発表された時 ・災害が拡大し、2号配備では対処できない時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
災害対策本部	4号配備	・震度5弱を観測した時 ・東海地震警戒宣言が発令された時 ・災害が拡大し、3号配備では対処できない時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・相当規模の災害応急対策を実施する体制
	5号配備	・震度5強以上を観測した時 ・災害が拡大し、4号配備では対処できない時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・市の全力をあげて防災活動を実施する体制

※震度は、大阪管区気象台が発表する地震直後の本市又は隣接市(大阪市(平野区)、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市)の震度とする。なお、停電等によって地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断によって、自主参集する。

第2 配備命令の伝達(動員)**1 勤務時間内**

危機管理監は、地震が発生した時、震度を確認し、震度3以上であれば下図のとおり配備体制を伝達し、組織体制の設置と防災活動を実施する。

**2 勤務時間外**

勤務時間外においては、職員各自の震度確認に基づき、前ページにおける配備体制が自動発令されたものとし、自主参集する。

また、動員受援・職員管理班は、職員参集システムにより全職員に配備命令を伝達とともに、各職員からシステムを通じた回答をもとに、職員の参集可能性を把握・整理し、統括班に伝達する。

3 初動要員の確保

勤務時間外に震度5強以上を観測した場合等、迅速に情報収集等を行うための初動要員を確保する。初動要員は、公共交通機関等が途絶した場合においてもおおむね60分以内に参集できる職員をあらかじめ指名する。

初動要員は、勤務時間外に震度5強以上を観測した場合、可能な限り速やかに指定場所に参集し、次の活動を開始する。ただし、初動要員が参集するまでの間は消防本部において実施する。

- 災害発生直後から被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、府及び関係機関等との連絡調整を行う
- 職員の動員配備基準により職員が登庁してきた場合は、被害状況等について、統括班へ報告する
- 各班の職員が参集してきた場合、それぞれの所属の班に戻り、当該班の業務を行う

第3 過渡的措置

各本部員は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

- 被害状況の把握(市民からの情報提供、職員からの報告)
- 府及び関係機関との連絡調整
- 職員の参集状況の把握
- 災害対策本部会議等の事前準備
- 登庁した職員への引継ぎ

第2節 職員の参集

第2節 職員の参集

第1 参集場所

市職員の参集場所は、原則として、日常業務の勤務場所とする。ただし、次の指定された職員については、設置される組織体制の種別によって、指定された場所に参集する。

【職員の参集場所】

組織体制	本部員(グループ員)	各班長	初動要員	避難所開設員
警戒準備本部	本庁5階庁議室	本庁6階 危機管理課 執務室	—	指定された避難所
災害警戒本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	—	指定された避難所
災害対策本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	本庁6階 大会議室 (震度5強のみ)	指定された避難所

1 地震発生時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する

(1) 勤務時間内

市職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合は、地震発生後、直ちに勤務場所に帰庁する。

(2) 勤務時間外

市職員は、地震発生後直ちに勤務場所に参集する。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し参集を図る。

第2 参集途上の活動

市職員は、勤務時間外等において参集する場合、参集途上において情報収集活動等以下の事項に十分留意する。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、即時に対応が必要なものは直接担当する班へ、その他必要に応じて情報収集・整理班へは班長を通じて報告する。情報収集事項は次のとおりとする。

- 道路交通施設の被害及び渋滞状況
- 鉄道施設の被害及び運行状況
- 建築物等の倒壊等被災状況

- 河川・ため池等の被災及び水位状況
- がけ崩れ等の土砂災害の状況
- 火災発生状況
- 被災者・避難者の状況
- その他被災状況

2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、最寄りの警察、消防署に通報した上で、参集場所に参集する。

第3 配備状況の報告

- 職員は、参集場所に参集後、直ちに各班長へ参集の報告を行う
- 各班長は、参集状況を動員受援・職員管理班に報告する
- 動員受援・職員管理班は、各班の参集状況をとりまとめる

第4 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- 職員自身が、地震発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合
- 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
- 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- その他市長が特に必要と認めた場合

第3節 職員の活動環境、安全確保等

第3節 職員の活動環境、安全確保等

第1 職員の活動環境

1 家族の安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の地震発生時に、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

2 24時間体制への対応

大規模な地震発生時には、状況に応じ24時間体制での対応が必要となるため、各本部員は適切な班編成等を行う。

第2 職員の安全確保

1 安全の確保

本部長は、職員の安全確保に最善を期する。

動員受援・職員管理班は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、安全管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受け入れに際し、福利厚生の充実を図る。

2 食料等の調達

動員受援・職員管理班は、災害対策従事者への食料等を、備蓄物資又は物資調達・配給班に必要数を依頼し調達するものとする。なお、配送についても、物資調達・配給班に連絡し、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せて輸送する。

動員受援・職員管理班は、災害対策従事者用の仮設トイレ、仮眠室、毛布等を確保する。

3 勤務管理等

出退庁時間等を確認し、職員の勤務時間や業務量の偏りについて配慮し、班内で業務を分散できるよう適正な措置を講ずる。

4 宿泊施設等の確保

動員受援・職員管理班は、災害対策従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整する。

第2章 地震災害情報等の収集・伝達

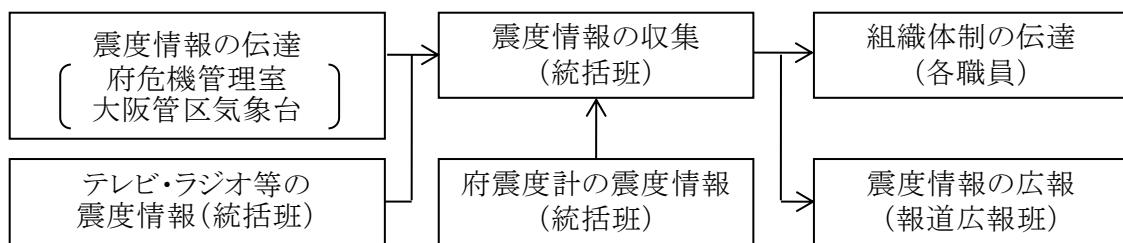
第1節 地震災害情報の収集・連絡

第1 地震情報等の収集・連絡

1 情報の収集・伝達系等

統括班は、地震発生後、大阪府危機管理室、大阪管区気象台及び市庁舎内に設けられた府震度計から震度等の情報を収集する。震度4以上の場合は、災害対策本部ないし災害警戒本部の設置を行うことから、直ちに関係各部・各班に伝達する。

【地震情報の伝達体系】



2 収集する情報の種類・内容

(1) 地震に関する情報

気象庁は地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次、以下の地震情報を発表する。情報収集・整理班は、これらの情報を適切に収集・整理する。

【地震に関して収集する情報】

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

第1節 地震災害情報の収集・連絡

各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

なお、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合、及び緊急地震速報(震度6弱以上)の場合は、それぞれ特別警報が発表される。

(2) その他の災害情報

ア 火災情報

火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。電話不通時は、市民から消防署への駆け付け通報並びに職員の情報による。

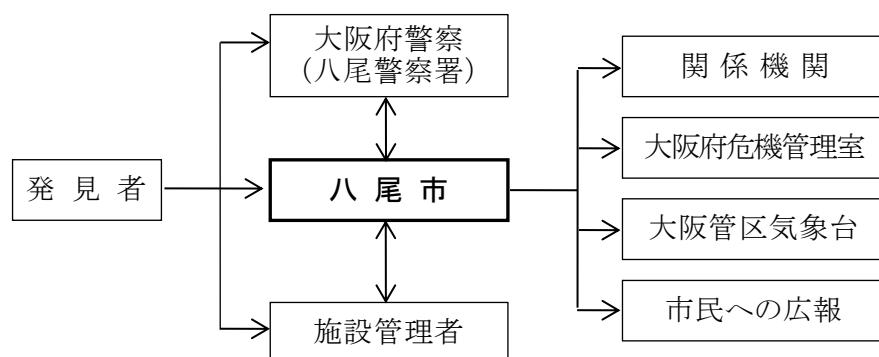
イ 異常現象通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を遅滞なく施設管理者、市長又は警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

市長は、異常現象の通報を受けた場合、必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに住民に対して周知徹底を図る。また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の通報体制】



ウ 異常現象の種類と内容

異常現象の種類は、おおむね次のとおりである。

【異常現象の種類と内容】

異常現象の種類		内 容
地震		堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等
水害 (河川、ため池等)		堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下等
土砂災害	土石流	山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在等
	地すべり	地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し等
	がけ崩れ	わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下等
	山地災害	わき水の量の変化(増加又は枯渇)、山の斜面を水が走る等
その他		ガス、石油等の流出等

第2 災害概況の収集

1 収集する情報の種類

情報収集・整理班は、地震発生後の初期段階(おおむね1日以内)に、次表に示す情報を収集・連絡する。この場合、詳細な情報より、被害の全体像を大まかに把握することに留意する。

【災害概況に関して収集する情報】

項 目	情報収集内容	担 当
1 概略被害情報	・現地調査	各班
	・自主防災組織からの情報	統括班
	・参集途上情報(勤務時間外の場合)	全職員
	・市庁舎最上階からの目視	情報収集・整理班
2 ライフラインの被害	・上水道	応急給水・上水道班
	・下水道	土木対策班
	・電気、ガス、電話	情報収集・整理班
3 災害医療情報	・人的被害状況、市内医療機関状況	医療班
4 医療機関における負傷者の状況	・八尾市医師会	健康管理班
5 避難所の状況	・各避難所の開設、避難者の状況	避難所開設班 避難所管理・教育班
6 消防活動	・119番通報状況	救出救助班
	・110番通報状況	情報収集・整理班
	・市への市民通報	地域拠点班
7 その他	・所管施設・設備の損壊状況	各班
	・応急対策の概要	各班
	・その他災害の発生拡大防止措置	各班

第1節 地震災害情報の収集・連絡

2 情報の整理・分析

情報収集・整理班は、各班から報告された情報に基づき、被害状況等をとりまとめて本部会議に報告する。

収集した情報は統括班が必要に応じて分析を行い、その結果及び決定した対策等を速やかに大阪府災害対策本部に報告する。

3 得られた情報に基づく判断

(1) 災害対策本部体制の判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。

勤務時間外等のため本部会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。

(2) 応援要請の判断

本部長は、得られた情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、府、他の市町村、自衛隊、近畿地方整備局等への応援要請を行う。

(3) 各班の判断

上記(1)(2)について緊急を要すると認められる場合は、各班において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

(4) 初動要員の判断

勤務時間外に地震が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、(1)(2)について緊急を要すると認められる場合は、初動要員が実施し、事後速やかに本部長に報告する。

4 被害状況の報告

府において府防災情報システムへの災害登録がなされた場合、統括班は、災害の概況を報告する。府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。ファックスを使用する場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(その2)、「災害報告取扱要領」第1号様式等に従い報告する。なお、第一報については、勤務時間内においては統括班が行い、勤務時間外においては消防本部が行う。

資料61 火災・災害等即報要領

資料62 災害報告取扱要領

5 府及び国への報告

府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国(消防庁)に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。

救出救助班は、消防本部への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国(消防庁)に報告する。

6 火災・災害等に関する即報

(1) 即報基準に該当した場合

「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を府に報告するものとし、以後各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

(2) 直接即報基準に該当した場合

「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報を府に加え、国(消防庁)に対しても報告する。国(消防庁)への即報は、区分に応じた様式に記載しファックス等により報告する。また、消防本部への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

7 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの。(被害の有無を問わない)

第1節 計画の目的等

第3章 東海地震関連情報に伴う対策

第1節 計画の目的等

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認める時は、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒体制をとるべき旨を公示する等の措置をとらなければならないこととされている。

府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 府域での予想震度

東海地震が発生した場合、府域で震度4、局地的に震度5弱程度の地震が予想されている。

第3 基本方針

本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常とおり確保する。

原則として、警戒宣言が発せられた時から地震発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられた時から警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。

東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編、災害復旧・復興対策編によって対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

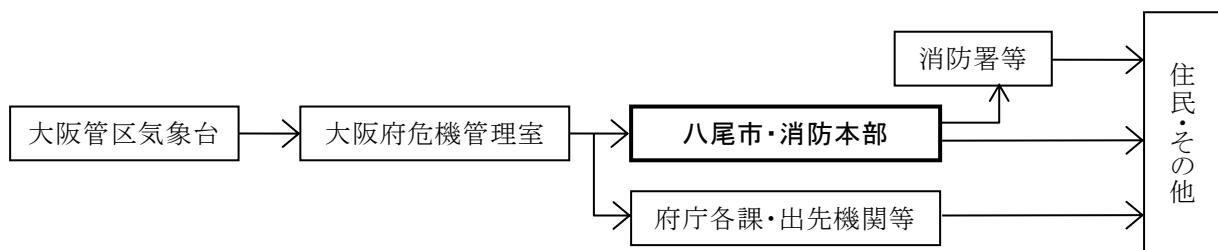
市及び関係機関は、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられることに備えた、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言の発令に備え、関係課において、速やかな対応ができるよう準備を行う。

また、以下の伝達系統で市民に、東海地震注意情報、その他必要な事項を伝達する。

【東海地震注意情報の伝達系統】



第2 対応措置

市は、東海地震注意情報が発表された時は、災害警戒本部を設置し、警戒活動を行うとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。

消防本部では、非常警戒を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警備本部を設置する。

また、国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。

- 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行等の自粛について
- 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
- 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

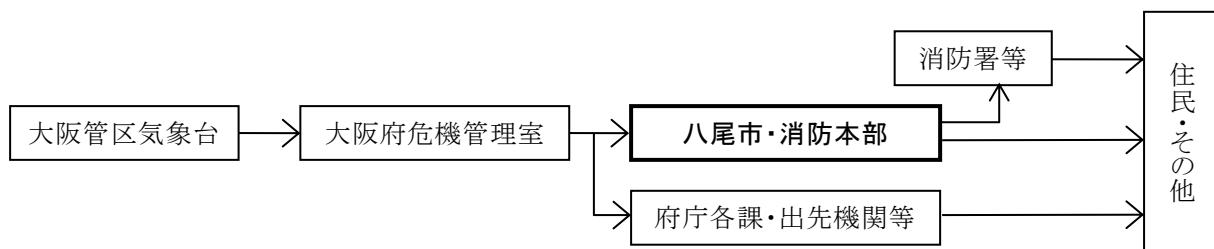
第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

市及び関係機関は、警戒宣言が発せられた時の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した時の被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。

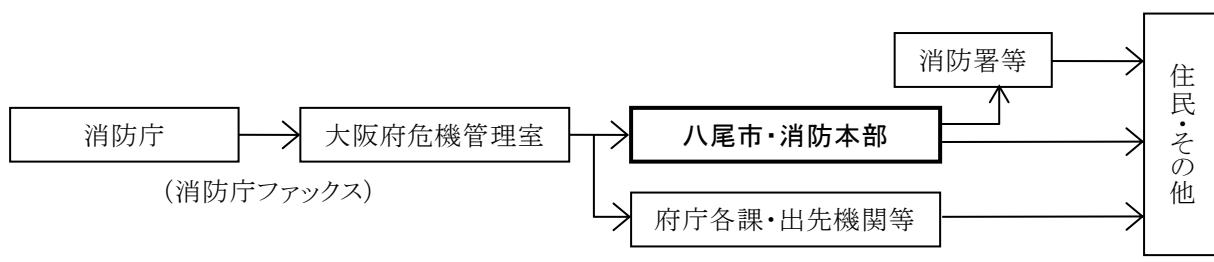
第1 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた時は、迅速に関係機関にそれらの情報を伝達する。

【東海地震予知情報の伝達系統】



【警戒宣言の伝達系統】



第2 対応措置

1 警戒体制の確立

市は、警戒宣言が発令された時は、災害対策本部を設置し、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。

2 活動内容

(1)配備の確認

職員は、東海地震予知情報、警戒宣言にあわせて、各自の配備を確認する。

(2)出動の準備

職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。

職員は、応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3)勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4)各グループの措置

各グループは、地震発生時に備えて次の措置を講じる。

- 出張事務等をできる限り抑制する
- 各所管施設の火気使用制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する
- 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検を行う
- 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う
- 地震発生時に備え、職員の参集体制及び応急対策実施に対する体制を整備する
- 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う
- 要配慮高齢者、障がい者等の状況を把握する
- その他必要な措置を行う

(5)消防・水防

市、消防本部、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- 東海地震予知情報等の収集と伝達
- 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する警戒等
- 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(6)交通の確保・混乱防止

大阪府警察（八尾警察署）及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- 交通規制、交通整理
- 交通規制等への協力と安全走行についての広報

(7)公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

(8) ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

(9) 危険箇所対策

市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡回点検を行う。

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、大阪府警察(八尾警察署)等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

(10) 社会秩序の維持

ア 警備活動

大阪府警察(八尾警察署)は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

イ 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。

(11) 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、宿泊施設、中高層ビル等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

第3 市民、事業者に対する広報

警戒宣言が発せられた時、市民、事業者は原則として避難の必要がないため、市は、家庭及び職場において必要な防災措置、防災への備え及び市等が行う防災活動に協力するよう広報する。

1 広報の内容

- 警戒宣言等の内容とそれらによってとられる措置
- 出火防止、危険防止、発災時の対応等、市民、事業者のとるべき措置
- 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- 災害時要配慮者(高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児、妊婦、外国人等)への支援の呼びかけ等
- 流言防止への配慮
- 防災関係機関が行う防災活動への協力等

2 広報の手段

市は、警戒宣言の発令を受領した時は、広報車ほか、複数の手段を活用し、自主防災組織、自治会(町会)等の住民組織と連携して地域住民、事業者等へ周知する。周知にあたっては、災害時要配慮者に配慮する。

なお、状況に応じて逐次伝達するとともに、反復継続して行う。

- 市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報
- 防災行政無線による広報
- コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット等による広報
- 自治会(町会)掲示板への広報資料の掲示等
- 民間航空会社のヘリコプターによる広報
- 市ホームページ
- 緊急速報メール、エリアメール
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

第3編 風水害応急対策

第3編 風水害応急対策

第1章 職員の配備体制

第1節 活動組織の設置

第1 組織体制と配備体制

市長は、次表に基づき、配備体制を決定する。

【組織・配備体制】

組織体制	配備体制	配備基準	配備内容
—	警戒配備	・大雨、洪水、暴風の警報が発表された時等	・防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制
警戒準備本部	1号配備	・災害の発生のおそれがある気象警報等が発表される等通信情報活動の必要がある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・各G必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制
災害警戒本部	2号配備	・災害の発生のおそれがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生するおそれがある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・各G必要最小限度の人員で通信情報活動及び小規模の災害応急対策活動を実施する体制
災害対策本部	3号配備	・災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な時若しくは、小規模の災害が発生した時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
	4号配備	・相当規模の災害が発生し又は、発生するおそれがある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・相当規模の災害応急対策を実施する体制
	5号配備	・特別警報が発表された時又は発表が予測される時 ・大規模の災害が発生し又は発生するおそれがある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・市の全力をあげて防災活動を実施する体制

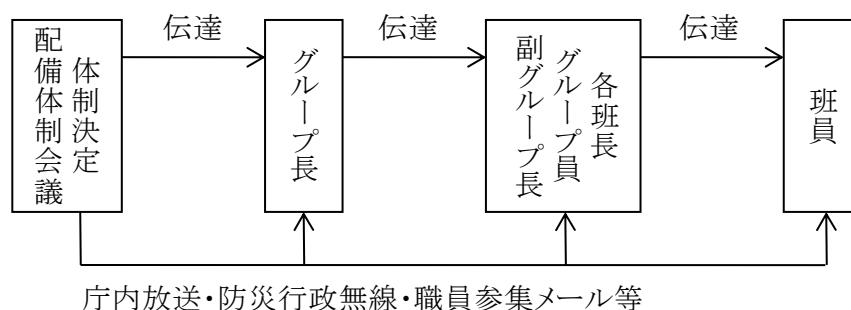
第1節 活動組織の設置

第2 配備命令の伝達(動員)

1 勤務時間内

危機管理監は、勤務時間内に気象予警報等が発表された場合又は被害の発生のおそれがある前兆現象等が報告された場合に、配備体制会議を招集し、配備体制について検討を行い、その議を経て、体制を決定する。決定した配備体制は、下図のとおり伝達し、組織体制の設置と防災活動を実施する。

【勤務時間内の伝達図】

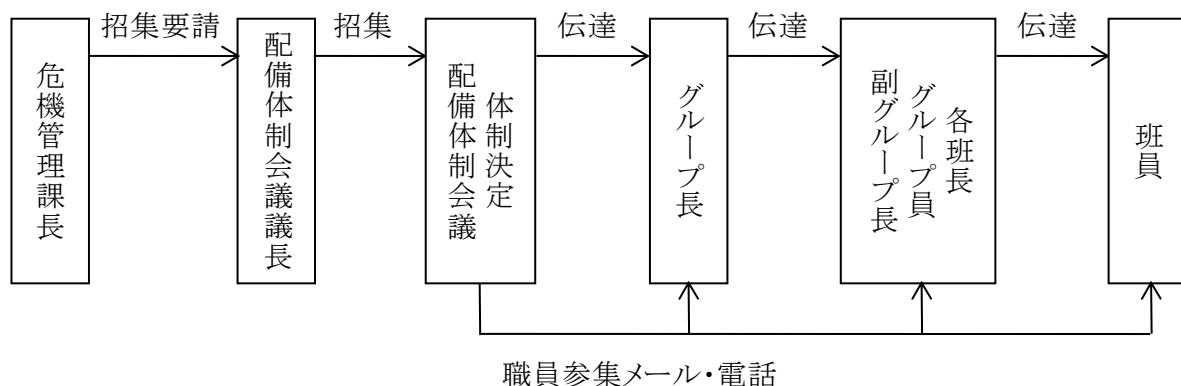


府内放送・防災行政無線・職員参集メール等

2 勤務時間外

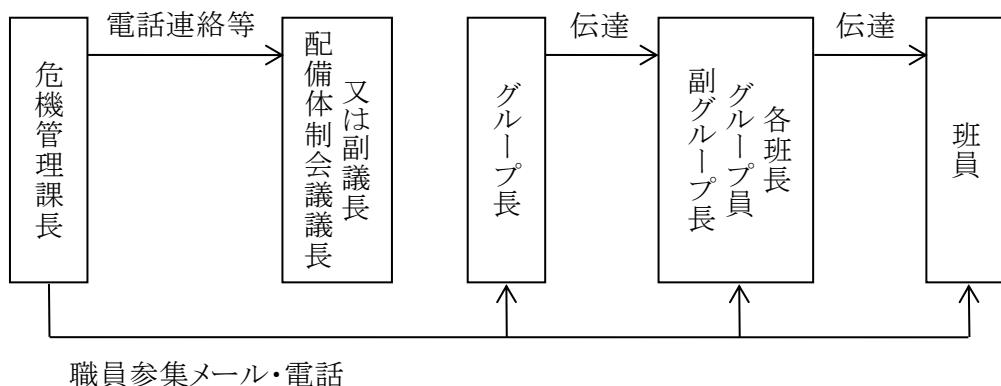
各グループは勤務時間外に気象予警報等が発表された場合又は被害の発生のおそれがある前兆現象等が報告された場合、あらかじめ定められた情報収集体制をとる。また、危機管理課長は、配備体制会議議長(危機管理監)に配備体制会議の開催を要請し、その議を経て、体制を決定する。決定した配備体制は、下図のとおり伝達し、組織体制の設置と防災活動を実施する。ただし、極めて緊急を要し会議を招集・開催するいとまがない場合は、配備体制会議議長又は副議長(総務部長)への電話連絡等をもって配備体制を決定し、伝達する。

【勤務時間外の伝達図】



職員参集メール・電話

【勤務時間外（緊急時）の伝達図】



第3 過渡的措置

本部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

- 被害状況の把握(市民からの情報提供、職員からの報告)
- 府及び関係機関との連絡調整
- 職員の参集状況の把握
- 災害対策本部会議等の事前準備
- 登庁した職員への引継ぎ

第2節 職員の参集

第2節 職員の参集

第1 参集場所

市職員の参集場所は、原則として、日常業務の勤務場所とする。ただし、次の指定された職員については、その指定された場所とする。

【職員の参集場所】

組織体制	本部員(グループ員)	各班長	初動要員	避難所開設員
配備体制会議	本庁5階庁議室	—	—	—
警戒準備本部	本庁5階庁議室	本庁6階 危機管理課 執務室	—	指定された避難所
災害警戒本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	—	指定された避難所
災害対策本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	本庁6階 大会議室	指定された避難所

1 配備体制伝達時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する

(1) 勤務時間内

市職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合は、配備体制伝達後、直ちに勤務場所に帰庁する。

(2) 勤務時間外

市職員は、配備体制伝達後、直ちに勤務場所に参集する。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し参集を図る。

第2 配備状況の報告

職員は、参集場所に参集後、直ちに各班長へ参集の報告を行う。

各班長は、参集状況を動員受援・職員管理班に報告する。

動員受援・職員管理班は、各班の参集状況をとりまとめる。

第3 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合
- 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- その他市長が特に必要と認めた場合

第3節 職員の活動環境、安全確保等

第3節 職員の活動環境、安全確保等

第1 職員の活動環境

1 家族の安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

2 24時間体制への対応

大規模な災害発生時には、状況に応じ24時間体制での対応が必要となるため、各本部員は適切な班編成等を行う。

第2 職員の安全確保

1 安全の確保

本部長は、職員の安全確保に最善を期する。

動員受援・職員管理班は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、安全管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受け入れに際し、福利厚生の充実を図る。

2 食料等の調達

動員受援・職員管理班は、災害対策従事者への食料等を、備蓄物資又は物資調達・配給班に必要数を依頼し調達するものとする。なお、配送についても、物資調達・配給班に連絡し、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せて輸送する。

動員受援・職員管理班は、災害対策従事者用の仮設トイレ、仮眠室、毛布等を確保する。

3 勤務管理等

出退庁時間等を確認し、職員の勤務時間や業務量の偏りについて配慮し、班内で業務を分散できるよう適正な措置を講ずる。

4 宿泊施設等の確保

動員受援・職員管理班は、災害対策従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整する。

第2章 気象情報、予警報等の収集・伝達

第1節 気象予警報等の伝達

市及び関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知する等、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

第1 気象予警報等の種類及び発表基準

1 気象等の注意報、警報、特別警報

大阪管区気象台から一般及び水防活動の利用に供するため市町村等をまとめた地域「東部大阪」に発表される気象等の注意報、警報、特別警報の種類及びその基準は次のとおりである。

※市町村等をまとめた地域「東部大阪」に該当する市町村

守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

【特別警報の種類及び基準】

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

第1節 気象予警報等の伝達

【警報の種類及び基準】

種類		基準	
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表3の条件に該当する場合である。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合。
	地面現象警報	地面現象警報※(ア)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。
	浸水警報	浸水警報※(ア)	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表4の条件に該当する場合である。
※(イ)に水防活動の利用	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

(注) 1 基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 ※(ア)は、標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。

※(イ)は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

3 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

【注意報の種類及び基準】

種類	基準
一般の利用に適合するもの	風雪注意報 風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報 強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報 大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表1の条件に該当する場合である。
	大雪注意報 大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下※(ウ)になると予想される場合。
	雷注意報 落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下※(ウ)で、最小湿度が40%以下※(ウ)になると予想される場合。
	なだれ注意報 なだれによって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ② 積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10℃以上※(ウ)、又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報 着雪によって通信線や送電線等に被害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2°C～+2°Cになると予想される場合。

第1節 気象予警報等の伝達

種類		基準	
一般の利用に適合するもの	気象注意報	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
		着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
	地面現象注意報	地面現象注意報※(ア)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報	浸水注意報※(ア)	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表2の条件に該当する場合である。
※(イ)水に防適活動する利用のもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

(注) 1 基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 ※(ア)は、標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。

※(イ)は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

※(ウ)は、気象台の値。

3 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

【別表1 大雨注意報】

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壤雨量指数基準
東部大阪	守口市	R1=25 あるいは R3=40	126
	枚方市	平坦地:R1=30 あるいは R3=40 平坦地以外:R1=40 あるいは R3=70	91
	八尾市	R1=25 あるいは R3=40	90
	寝屋川市	R1=30 あるいは R3=40	104
	大東市	R1=25 あるいは R3=40	94
	柏原市	R1=30 あるいは R3=40	78
	門真市	R1=25 あるいは R3=40	126
	東大阪市	平坦地:R1=25 あるいは R3=40 平坦地以外:R1=40 あるいは R3=70	90
	四條畷市	平坦地:R1=30 あるいは R3=70 平坦地以外:R1=40 あるいは R3=70	94
	交野市	R1=40 あるいは R3=70	91

【別表2 洪水注意報】

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
東部大阪	守口市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	淀川[枚方]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	枚方市	平坦地:R1=30 あるいは R3=40 平坦地以外:R1=40 あるいは R3=70	天野川流域=14	—	淀川[枚方]
	八尾市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	大和川下流[柏原]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	寝屋川市	R1=30 あるいは R3=40	—	—	淀川[枚方]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]

第1節 気象予警報等の伝達

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指數基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	大東市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	柏原市	R1=30 あるいは R3=40	—	—	大和川下流[柏原]、大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	門真市	R1=25 あるいは R3=40	—	—	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	東大阪市	平坦地:R1=25 あるいは R3=40 平坦地以外:R1=40 あるいは R3=70	—	—	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	四條畷市	平坦地:R1=30 あるいは R3=70 平坦地以外:R1=40 あるいは R3=70	—	—	—
	交野市	R1=40 あるいは R3=70	天野川流域=14	—	—

【別表3 大雨警報】

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指數基準
東部大阪	守口市	R1=40 あるいは R3=70	—
	枚方市	平坦地:R1=50 あるいは R3=70 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	129
	八尾市	R1=45 あるいは R3=70	127
	寝屋川市	R1=45 あるいは R3=70	147
	大東市	R1=40 あるいは R3=80	133

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壤雨量指数基準
	柏原市	R1=45 あるいは R3=70	110
	門真市	R1=40 あるいは R3=70	-
	東大阪市	平坦地:R1=40 あるいは R3=70 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	127
	四條畷市	平坦地:R1=50 あるいは R3=100 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	133
	交野市	平坦地:R1=60 あるいは R3=100 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	129

【別表4 洪水警報】

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
東部大阪	守口市	R1=40 あるいは R3=70	-	-	淀川[枚方]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	枚方市	平坦地:R1=50 あるいは R3=70 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	天野川流域=17	-	淀川[枚方]
	八尾市	R1=45 あるいは R3=70	-	-	大和川下流[柏原]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	寝屋川市	R1=45 あるいは R3=70	-	-	淀川[枚方]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	大東市	R1=40 あるいは R3=80	-	-	淀川[枚方]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]

第1節 気象予警報等の伝達

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	柏原市	R1=45 あるいは R3=70	—	—	大和川下流[柏原]、大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	門真市	R1=40 あるいは R3=70	—	—	淀川[枚方]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	東大阪市	平坦地:R1=40 あるいは R3=70 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	—	—	大和川下流[柏原]、淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	四條畷市	平坦地:R1=50 あるいは R3=100 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	—	—	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	交野市	平坦地:R1=60 あるいは R3=100 平坦地以外:R1=60 あるいは R3=110	天野川流域=17	—	—

- 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壤雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。
- 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

<参考>

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

第1節 気象予警報等の伝達

※流域雨量指数基準は、流路延長がおおむね15km以上の河川流域を対象としている。また、対象区域内の洪水の危険度を最も効果的に判断できる河川に対し設定される。このため、基準が設定されていない河川もある。

※平坦地、平坦地以外の定義（「平坦地、平坦地以外」等の地域は別図1を参照。）

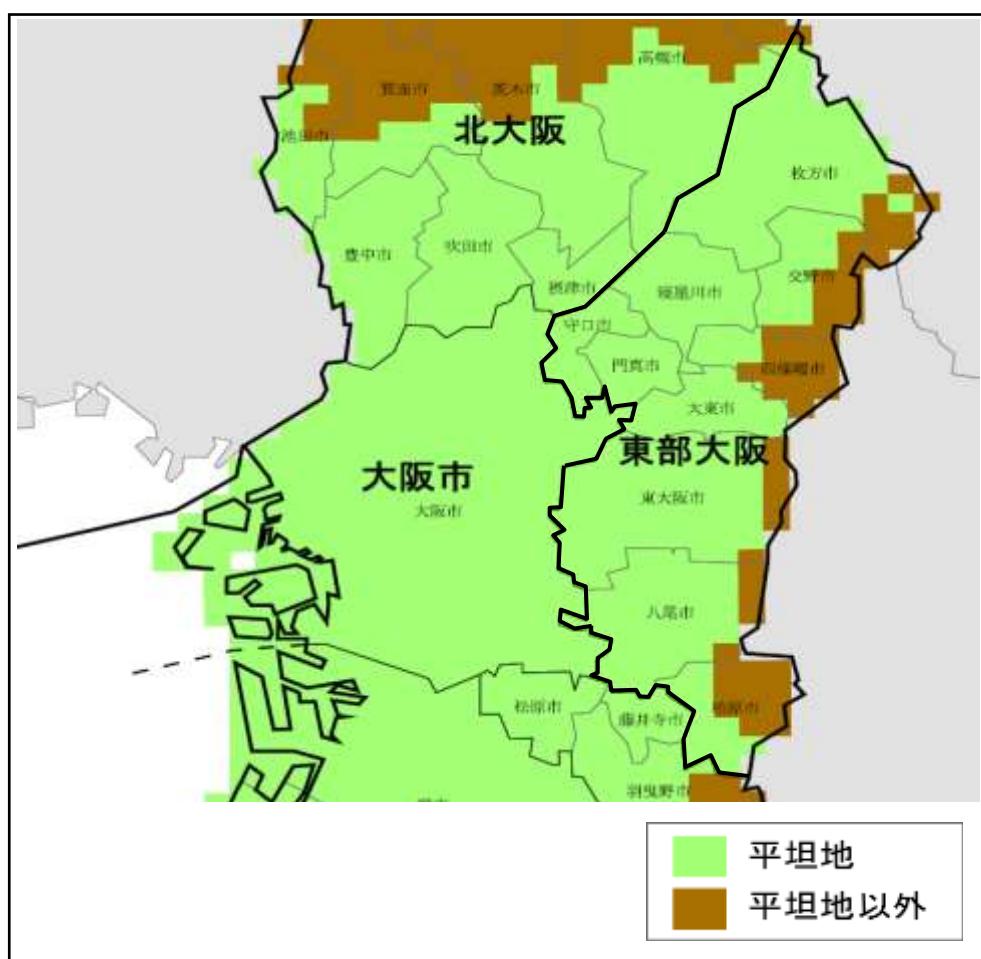
平坦地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

※パーミル：千分率（30パーミルは3パーセント）

第1節 気象予警報等の伝達

【別図1】



2 気象情報

大阪管区気象台は、気象等の予報に関する台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

3 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大和川下流洪水予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で行う。(気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項)

【大和川下流洪水予報】

標題（種類）	発表の基準
大和川下流氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点(柏原)の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
大和川下流氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点(柏原)の水位が1時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
大和川下流氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点(柏原)の水位が氾濫危険水位に達した時。
大和川下流氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区内で氾濫が発生した時。

大阪管区気象台と近畿地方整備局大和川河川事務所は、大和川について、洪水のおそれがある時は水位又は流量を示してその状況を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けた時は、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

4 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報

寝屋川流域洪水予報(寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川)は、寝屋川流域洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台と府が共同で行う。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

【寝屋川流域洪水予報】

標題（種類）	発表の基準
寝屋川流域氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
寝屋川流域氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
寝屋川流域氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した時。
寝屋川流域氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区域内で氾濫が発生した時。

第1節 気象予警報等の伝達

5 土砂災害警戒情報等

土砂災害警戒情報は、大阪管区気象台と府が共同で発表するもので、大雨による土砂災害のおそれがある時に、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の目安のひとつとなる情報である。

また、府は、土砂災害警戒情報が発表される前に、土砂災害警戒準備情報(避難の準備の目安)を発表する。

【土砂災害警戒情報等】

情報の種類	解説
土砂災害警戒準備情報	予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過時に発表され、避難の準備の目安となる。
土砂災害警戒情報	市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の基準となる。

(1) 大阪管区気象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報※

府と大阪管区気象台は、大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壤雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められる時、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

《発表基準》

大雨警報(土砂災害)が発表中の市町村が属する格子の土壤雨量指数が基準を超過すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

《解除基準》

土砂災害発生基準雨量と土壤雨量指数の発表基準とともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壤雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に府と気象台の協議の上解除する。

※土砂災害発生基準雨量:

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※土壤雨量指数:

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壤雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨毎の土壤雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いほど土砂災害発生の危険度が高い。

※土砂災害警戒情報の留意点:

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

第1節 気象予警報等の伝達

したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

(2) 府が発表する土砂災害警戒準備情報

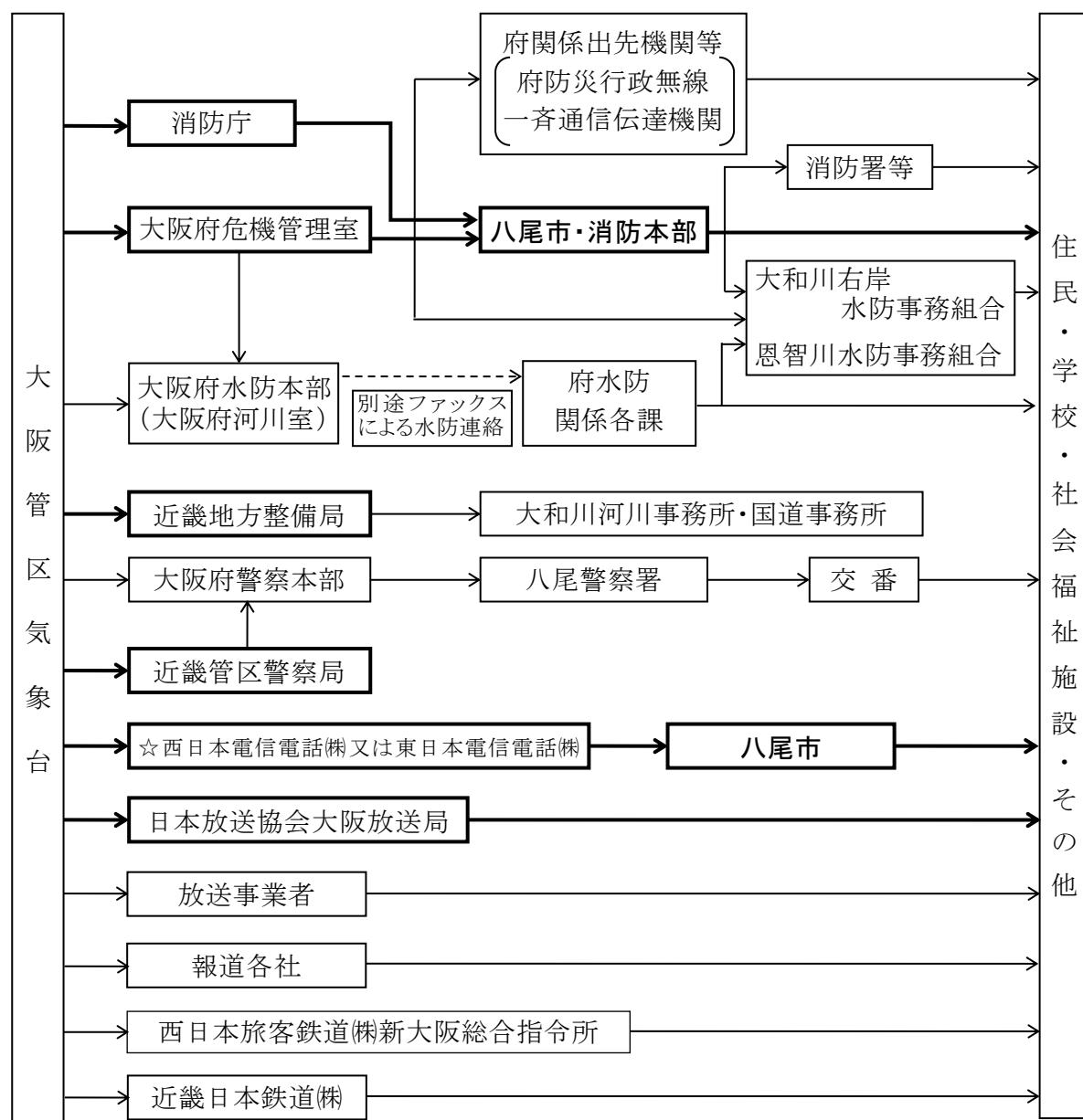
府は、土砂災害警戒情報が発表される前に、土砂災害警戒準備情報(避難の準備の目安)を発表する。

第2 気象予警報等の伝達系統

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報等の伝達系統図

(1) 気象予警報等伝達系統図(勤務時間内及び警戒配備体制時)

【気象予警報等伝達系統図(勤務時間内及び警戒配備体制時)】



※注:1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

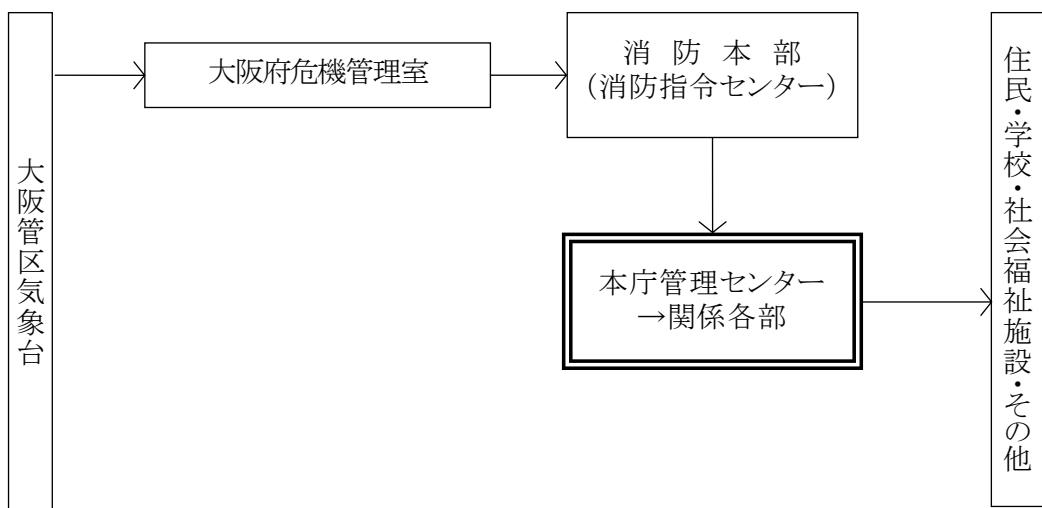
2 ☆印は警報のみ。

3 大阪府内の放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウェスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社の9社である。

4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

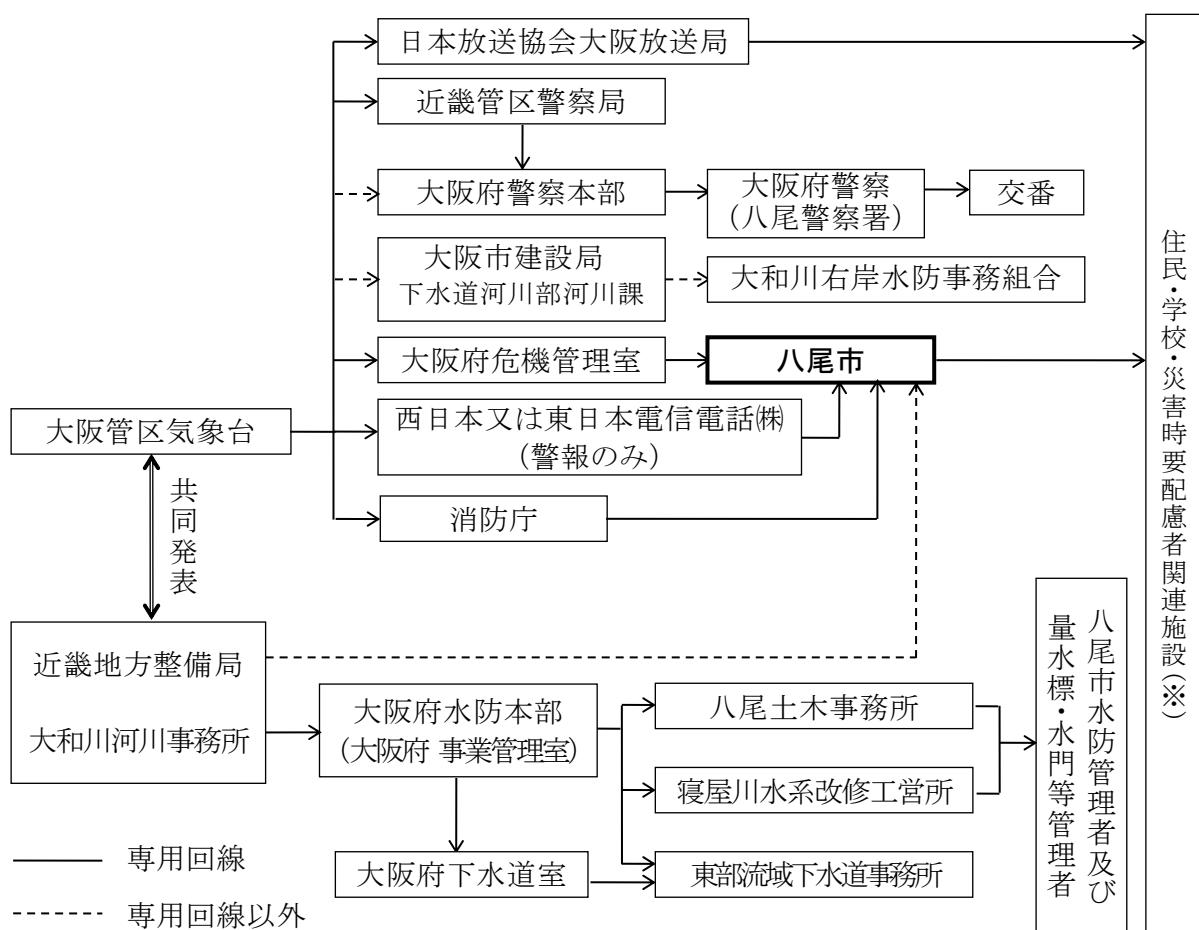
(2) 気象予警報等伝達系統図(勤務時間外及び非配備体制時)

【気象予警報等伝達系統図(勤務時間外及び非配備体制時)】



2 大和川洪水予報連絡系統図

【大和川洪水予報連絡系統図】

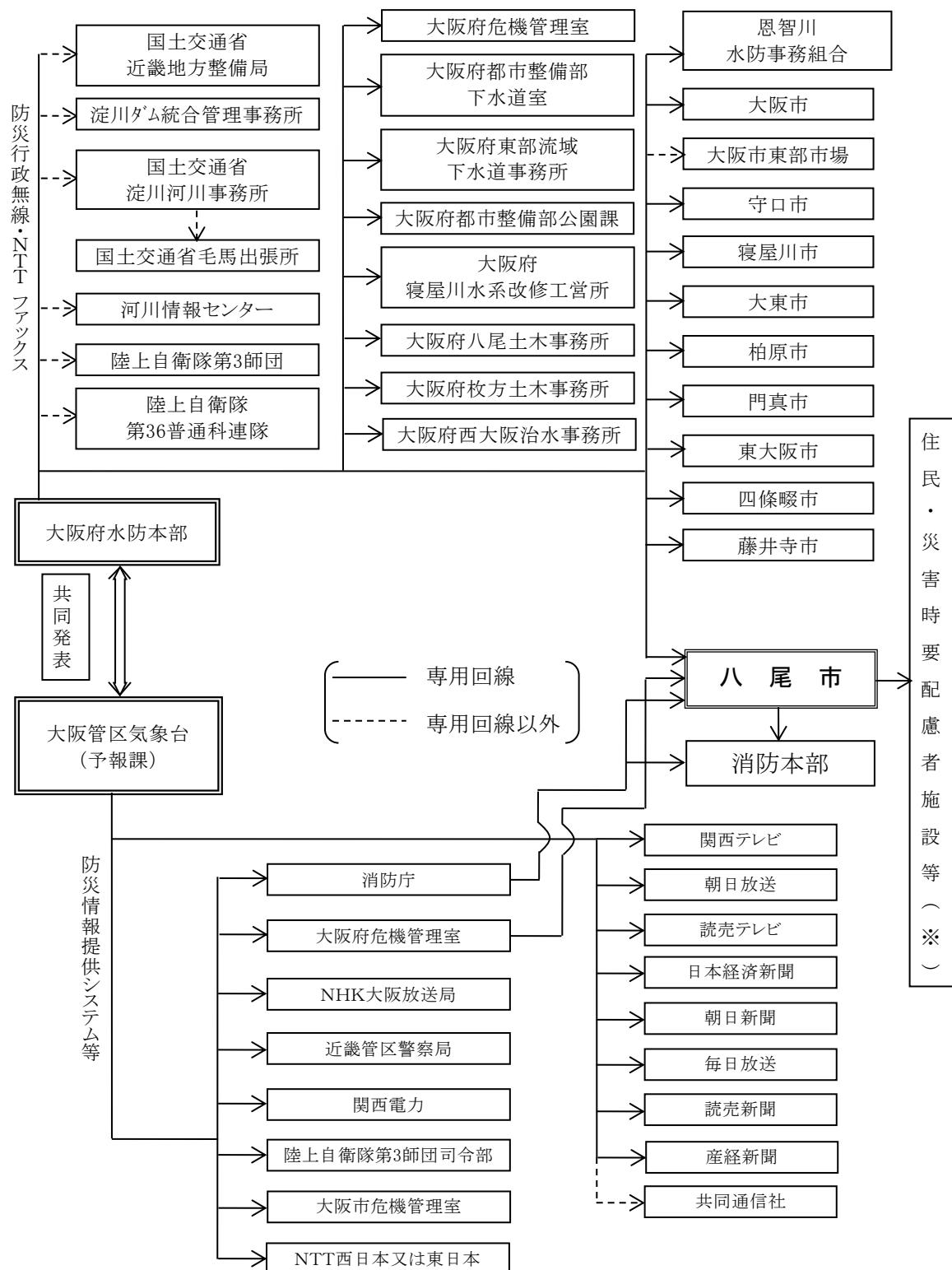


※浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

第1節 気象予警報等の伝達

3 寝屋川流域(寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川)洪水予報連絡系統図

【寝屋川流域洪水予報連絡系統図】



※浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

第3 住民への周知

市は、避難所開設準備を整えた上で、必要に応じ、防災行政無線、広報車、コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等を利用又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に対して気象予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

第4 都市型水害対策

1 情報の提供

市は、地下駐車場、地下街(地階)、ビルの地下施設等の地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線や広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等を通じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制(利用者等への案内放送等)の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて、浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。なお、浸水の危険性及び対応方法については、防災マップや広報紙、インターネット等により周知する。

2 避難体制の整備

市は、地下空間において、浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難勧告等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

第5 大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センター

1 利用制限

市は、大和川に隣接する大正地域に整備した大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センターについて、平常時は大正コミュニティセンターとして利用するとともに、水防活動に必要な場合は、コミュニティセンターとしての利用を制限する。利用制限を行う場合は、状況に応じた方法により住民に周知する。

2 連絡体制の確保

市は、災害時に水防センターを円滑に利用できるよう、平常時においても河川管理者・水防管理者等関係機関との密な連絡体制を確保する。

第2節 気象観測情報の収集伝達

市、府及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 気象情報の収集

統括班及び関係各班は、大阪管区気象台が発表する気象予警報等を収集するとともに、府防災情報システム等を活用し、気象情報を把握する。

2 雨量の把握

土木対策班及び救出救助班は、管轄雨量観測所の正確な雨量の把握に努め、統括班へ報告する。

3 河川水位及びため池異常の把握

水防管理者(市長)は、気象等の状況から洪水のおそれを察知した時は、観測した水位を調査し、現地指導班長(八尾土木事務所長又は寝屋川水系改修工営所長)及び他の水防管理者へ通報する。

ため池管理者は、ため池に異常が認められた場合、市へその状況を通報する。市は通報を受けた時は、直ちに中部農と緑の総合事務所長へ通報するとともに、必要に応じ大阪府警察(八尾警察署)、救出救助班に通報する。

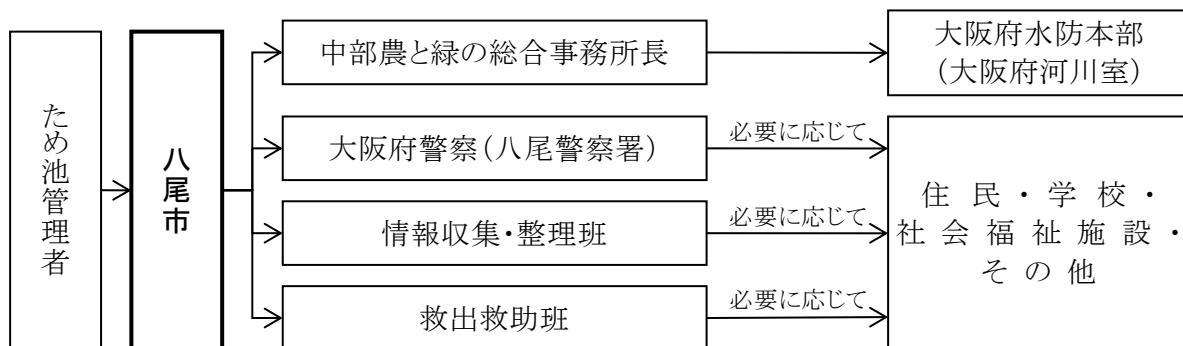
資料24 市内河川及び要水防ため池一覧表

資料25 河川水位観測所

4 情報交換の徹底

現地指導班長(八尾土木事務所長又は寝屋川水系改修工営所長)及び水防管理者は、気象観測情報等の交換等、相互連絡に努める。

【ため池の通報系統図】



第3節 水防警報及び水防情報

近畿地方整備局又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、近畿地方整備局又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。(水防法第16条第1項)

1 近畿地方整備局が発表する水防警報(大和川)

大和川の指定区間外区間において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を発表し、大阪府水防本部長(知事)に通知する。

大阪府水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

2 知事が発表する水防警報(第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川)

知事が指定する河川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、大阪府水防本部に通知する。

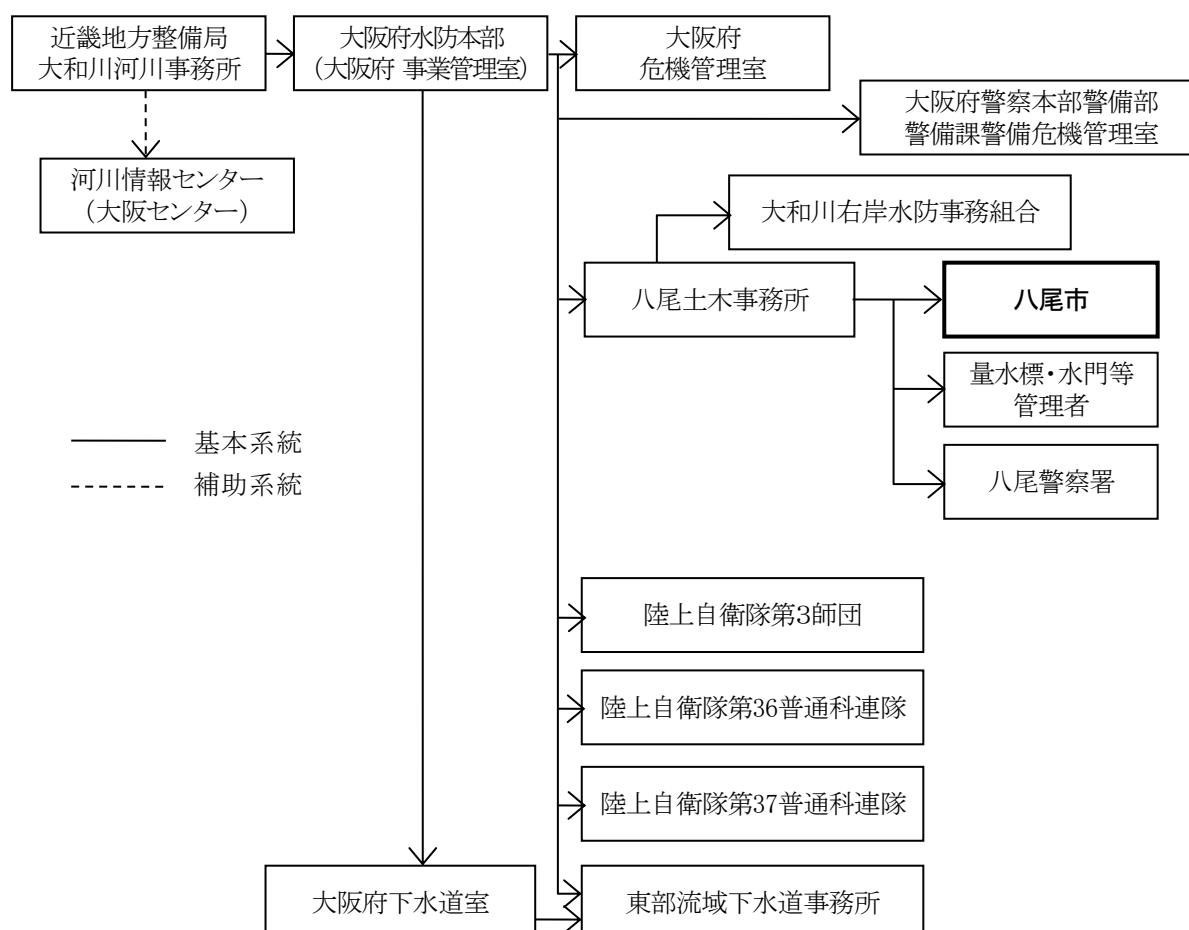
3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜大阪府水防本部長に通知する。

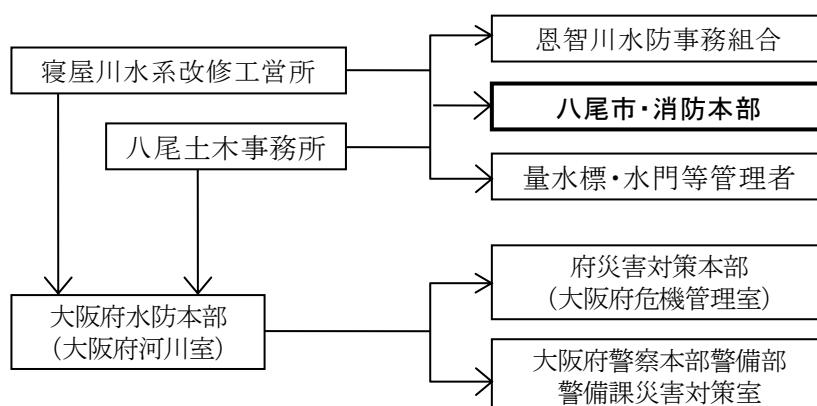
大阪府水防本部長は、現地指導班長からの報告等により、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

第3節 水防警報及び水防情報

【近畿地方整備局が発表する大和川水防警報の情報連絡系統】



【知事が発表する水防警報伝達系統】



【水防警報発表の段階】

段階	種類	内 容
第1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2	準備	水防資機材の整備点検、水こう門等開閉鎖準備、巡視、幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。
第3	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。
第4	解除	水防活動の終了に関するもの。

【水防警報発表の時期】

発表者	近畿地方整備局 (大和川河川事務所長)	知 事 (八尾土木事務所長) (寝屋川水系改修工営所長)
河 川 名	大和川	第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川
待 機	氾濫注意水位(警戒水位)に達する4時間前	—
準 備	氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	水防団待機水位(通報水位)に達した時(ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する)
出 動	氾濫注意水位(警戒水位)に達する約2時間前	①氾濫注意水位(警戒水位)に達した時 ②氾濫注意水位(警戒水位)に近づき、達するおそれがある時、あるいは、超えることが予想される時
解 除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動を必要としなくなった時	同 左
準備解除	—	水防団待機水位(通報水位)を下回った時、又は、水防団待機水位(通報水位)を上回っている状況で大雨(洪水)注意報が解除された時

近畿地方整備局は、水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。

知事は、水防警報のうち、「待機」については省略する。知事は、水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。知事は、水防警報のうち、「準備解除」については、「準備」を発表したものの、「出動」及び「解除」が発表されない場合のみ発表する。

第3章 警戒活動

第1節 水防活動

河川・水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害を少なくするため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

市は、大和川右岸水防事務組合及び恩智川水防事務組合、その他の関係機関と緊密な連絡をとりながら、本市域における水防にあたる。大和川右岸水防事務組合及び恩智川水防事務組合が水防を行う区域について、水防管理者から応援を求められた時は、できる限りその求めに応じなければならない。(水防法第23条)

1 水防事務組合による活動

大和川右岸水防事務組合及び恩智川水防事務組合は、水防法の定めるところに基づき、管轄区域の水防を十分果たすものとし、各水防事務組合の管理者は、水防警報が発せられた時、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した時又は水防上必要があると認める時は、各水防事務組合が定めた計画に基づき、水防団の出動又は出動準備を行い、水防の万全を期する。

大和川右岸水防事務組合及び恩智川水防事務組合の水防計画の概要は次のとおりである。

(1) 水防の責任及び組織

ア 水防の責任

水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

イ 水防組織

組合管理者は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想される時から洪水、内水(水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと。)、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。

水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

水防団本部長は水防部長の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長若しくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認めた時は、分団警備本部を設置し、所定団員を召集出動させ水防活動にあたり万全を期する。

(2)警報及び警戒

ア 予報、警報とその措置

組合管理者は、水防法第10条3項及び第11条1項の規定に基づき、府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けた時、あるいは同法第16条の規定に基づき、府知事からの水防警報の通知を受けた時、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めた時は、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）、その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。

水防団長は、水防本部長からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めた時は、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。

水防分団長は、水防団長若しくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めた時は、分団警備本部を設け、所要の体制に入る。

水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知った時は、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。

イ 雨量、風速、水位の観測通報

各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区気象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要のつど関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。

組合管理者は、水防法第10条3項及び第11条1項に基づき、府知事から洪水予報の通知を受けた時、同法第12条の規定に基づき、洪水のおそれがあると認めた時、又は同法第10条の6の規定に基づき、府知事から水防警報の通知を受けた時は、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。

なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防御体制の万全を期する。

水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。

- 1 水防団待機水位に達した時からこの水位を下回るまでの間1時間毎
- 2 沔濫注意水位（警戒水位）に達した時からこの水位を下回るまでの間1時間毎
- 3 最高水位に達した時
- 4 沔濫注意水位（警戒水位）を下回った時
- 5 水防団待機水位を下回った時

第1節 水防活動

(ア)水防団待機水位、氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位及び氾濫注意水位(警戒水位)は、次のとおりである。

- 大和川（柏原）水防団待機水位 1.50m
- 大和川氾濫注意水位 3.20m(柏原)
- 恩智川氾濫注意水位 9.10m(中高橋)

ウ 監視、警戒

(ア)常時監視

水防法第9条に基づき、組合管理者又は水防団長は、隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

(イ)非常監視・警戒

水防団長は、組合管理者から水防警報等の通知を受けた時及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けた時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組合管理者、その他関係機関に報告する。ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行う。

(3)非常配備と出動

ア 水防非常配備と出動

(ア)水防本部員の非常配備

① 警戒配備

当直者2～3名をもって情報の収集連絡にあたり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。

② 第1非常配備

職員の半数をもってこれにあたり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。

③ 第2非常配備

職員の全員がこれにあたり最も厳重な水防体制をとる。

(イ)水防団の準備と出動

各水防事務組合の水防計画に基づく水防団の出動基準による。

(ウ)消防本部の出動

水防法第17条の規定に基づき、消防本部の出動を必要と認める時、水防管理者

第1節 水防活動

は、消防本部の長に対し消防本部の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防御し得ると認める時は、この限りではない。

イ 水防活動への応援・協力**(ア)他の水防管理者等**

水防法第23条に基づき、水防管理者は、緊急の必要のある時は、他の水防管理者、市町村長及び水防機関の長に対して応援を求めるものとし、応援を求められた者はできるかぎり、その求めに応じなければならない。

(イ)自衛隊への派遣要請

大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求める。

(ウ)警察への出動要請

水防法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認める時は、所轄警察署長に対し、警察官の出動を要請する。

(エ)居住者等の協力

水防法第24条の規定に基づき、水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない場合は、区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。

ウ 堤防その他施設の決壊の場合

水防に際し、堤防その他の施設が決壊した時は、水防管理者、水防団長又は消防本部の長は、水防法第25条及び26条の規定に基づいて、直ちにこれを関係者に通報するとともに、氾濫による被害の拡大防止に努める。

【本市が加入している水防組合】

名称	管理者	所在地	電話	構成市
大和川右岸水防事務組合	大阪市長	大阪市住吉区遠里小野 7-8-18	06-6694-0271	大阪市、東大阪市、 柏原市、松原市、 八尾市、藤井寺市
恩智川水防事務組合	東大阪市長	八尾市莊内町2-1-36 中河内府民センター内	072-994-1515 内線415	東大阪市、八尾市

2 市による活動

市は、大和川右岸水防事務組合及び恩智川水防事務組合の水防区域外について、水防を十分果たすべき責任を有するとともに、各事務組合の水防区域内について、水防管理者からの応援要請があれば可能な限り応じなければならない。

第1節 水防活動

(1)出動準備及び出動

ア 出動準備

水防管理者(市長)は、次の場合には市の水防要員、管理水防団又は消防本部並びにため池管理者に対し、出動準備をさせる。

- 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達した時
- 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予測される時

イ 出動

水防管理者(市長)は、次の場合には直ちに市の水防要員、管理水防団又は消防本部並びにため池管理者に対し、出動を指令し、警戒配備にあたらせるとともにこの旨を所轄の現地指導班長(八尾土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長、中部農と緑の総合事務所長)に報告する。

- 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した時、若しくは、氾濫注意水位(警戒水位)に近づき、達するおそれがある時、あるいは超えることが予想される時
- 堤防の漏水、決壊等の危険を感知した時又は気象予報、洪水予報、水防警報等によって水防団の出動を要すると認めた時

(2)発令及び解除

水防管理者(市長)は、前記の基準により水防配備を発令し、水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下となり、かつ危険がなくなった時は解除を行う。

また、出動準備したもの、出動又は解除が行われない場合のみは、準備解除を行う。

これらの場合、所轄の現地指導班長(八尾土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長、中部農と緑の総合事務所長)に対してその旨を報告するとともに、必要に応じて一般に周知する。

(3)他の水防管理者からの応援要請

市長は、他の水防管理者から、水防のため緊急の必要があり、応援を求められた時は、市の水防要員、管理水防団又は消防本部並びにため池管理者に対し、出動を指令する。応援のため派遣された者は、水防については、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。

(4)水位の通報

ア 河川

水防管理者(市長)又は水位観測員は、気象等の状況により洪水のおそれがあることを自ら察知した時又は洪水予報、水防警報の通知を受けた時は、水位の変動を監視し、次に定めるところにより、所轄の現地指導班長(八尾土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長)、他の関係水防管理団体に通報する。

《通報とその間隔》

- 水防団待機水位(通報水位)に達した時からこの水位を下回るまでの間、1時間ごと
- 沈没注意水位(警戒水位)に達した時及び下回った時
- 避難判断水位(特別警戒水位)に達した時及び下回った時
- 沈没危険水位に達した時
- 水防団待機水位(通報水位)を下回った時

イ ため池

ため池管理者は、ため池の異常を発見した場合は、所轄の現地指導班長(中部農と緑の総合事務所長)、市及び他の関係水防管理団体に水位等、現地の状況を通報する。

(5) 監視及び警戒

ア 非常警戒

水防管理者(市長)は、出動命令を出した時点から、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、危険箇所を発見した場合は直ちに所轄の現地指導班長(八尾土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長、中部農と緑の総合事務所長)に連絡・報告するとともに、水防作業を開始する。

- 裏法の漏水等による亀裂及び欠け・崩れ
- 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け・崩れ
- 天端の亀裂又は沈下
- 堤防の溢水
- 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 橋梁その他の構造物と堤防の取付等の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意する。

- 取入口の閉塞状況
- 流域山崩れの状態
- 流入水並びにその浮遊物の状態
- 余水吐及び放水路付近の状態
- 重ね池の場合のその上部のため池の状態
- 樋管の漏水による亀裂及び欠け・崩れ

イ 警戒区域の設定

水防団長等は、水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、応急活動に係わらない者の立ち入りを禁じ又は制限する。

警戒区域が設定された場合は、消防本部は、自主防災組織等と協力して、警戒区域の立入規制等を実施する。

第1節 水防活動

(6) 応急対策

ア 水門等の操作

水門等の管理者は、水防管理者（市長）と連絡を密にし、必要な場合は門扉を開閉する。以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、市管理の水防施設については、水位状況等から判断し、門扉の開閉等の措置を講じる。

イ 水防工法

府水防計画に定める工法によって水防作業を実施する。

ウ 内水氾濫への対応

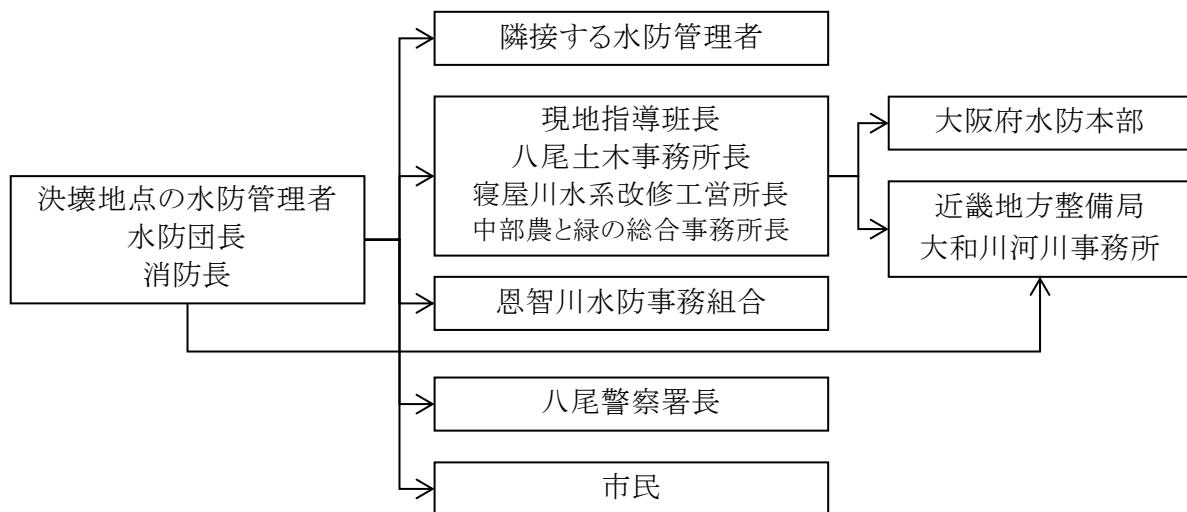
土木対策班は、風水害防災活動実施要領に基づき、応急活動を実施する。

(7) 決壊後の通報及び決壊後の処置

ア 決壊後の措置

水防管理者（市長）、水防団長又は消防長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合、直ちにその旨を関係者に通報する。

【連絡系統図】



イ 決壊後の処置

水防管理者（市長）、水防団長又は消防長は、決壊後においても可能な限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(8) 資機材の調達

土木対策班は、水防活動に必要な資機材を調達する。資機材は水防倉庫の備蓄資材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等及び八尾土木事務所等から調達を行う。

土木対策班は、支援要請として被害状況・応急復旧規模、業者委託の情報を物資調達・配給班に提供する。物資調達・配給班は、建設重機・復旧資材といった資機材、軽油・ガソリンといったエネルギー、登録業者といった外部人材等の必要な資源の情報を提供する。

(9) 大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センター

市は、大和川に隣接する大正地域に整備した大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センターについて、平常時は大正コミュニティセンターとして利用するとともに、水防活動に必要な場合は、コミュニティセンターとしての利用を制限し、水防管理者は水防活動の拠点として利用する。

- 資料34 水防倉庫一覧
- 資料90 公用負担権限証明書
- 資料91 公用負担証
- 資料92 水防実施状況報告書

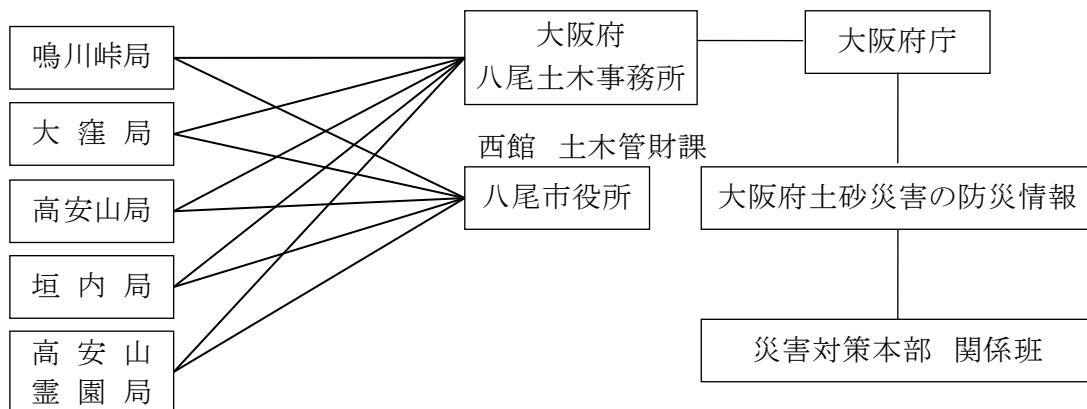
第2節 土砂災害警戒活動

市及び府は、豪雨等によって生ずる土砂災害に備え、警戒活動を行う。

1 雨量観測体制

府により、土石流危険渓流付近に観測局5局が設置され自動的に雨量観測を行い、八尾土木事務所及び八尾市へ無線により雨量データを送信している。

【土石流危険渓流付近 観測局5局における観測体制】



2 警戒活動の基準と内容

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

(1) 土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流)・土砂災害警戒区域

ア 第1次警戒体制

(ア) 基準

予測雨量で、土砂災害発生基準雨量を超過時(土砂災害警戒準備情報が発表された時)

(1) 警戒活動

統括班は、気象予警報等及び雨量等の情報収集を行う。

土木対策班は、状況に応じ土砂災害のおそれのある区域について防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

統括班は、必要に応じ自主防災組織等に防災パトロール等の防災活動を要請する。

必要がある場合は、警戒区域の設定を行う。

住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ 第2次警戒体制

(ア)基準

土砂災害警戒情報が発表された時

(イ)警戒活動

市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。

土木対策班は、防災パトロール等の監視体制を強化する。

市は、土砂災害に関する情報を広報する。

市は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。

(2)地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

(1)を参考に警戒活動を開始する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、府と大阪管区気象台が共同して発表する情報。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

イ 土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした下限値であり、土砂災害発生の目安となる。(おおさか防災ネットの土砂災害の防災情報を参考することとなっている。)

ウ 土壤雨量指數

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指數。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壤雨量指數と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨毎の土壤雨量指數を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いほど土砂災害発生の危険度が高い。

3 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第2節 土砂災害警戒活動

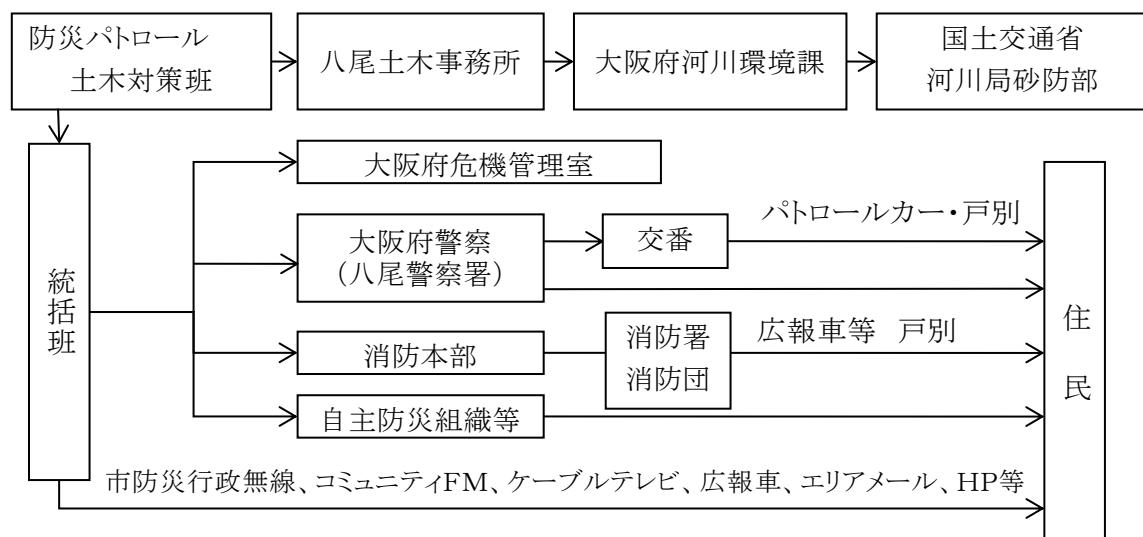
4 情報交換の徹底

市、府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

5 情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図

【土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達体制】



(2) 伝達情報の内容

- 気象予警報等の情報
- 降雨量の状況
- 前兆現象の監視、観測状況の報告
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)
- その他応急対策に必要な情報

(3) 前兆現象等の把握

市及び府は、警戒雨量を超えた場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、次の前兆現象及び必要情報の把握をする。

- 危険箇所及びその周辺の降雨状況
- 斜面の地表水、湧水(濁り、潤渴等)、亀裂状況
- 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- 斜面の局部的崩壊
- 渓流、ため池、水田等の急激な減水
- 人家等建物の損壊状況
- 市民及び滞留者数
- その他必要な情報

(4)市民等への周知徹底

統括班及び救出救助班は、市長が避難の勧告・指示(緊急)を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。また、市民に対し、事前に防災マップや広報紙等を配布することにより、土砂災害の前兆現象の周知を行う。なお、避難勧告等の解除については、必要な場合、国土交通大臣及び府知事に助言を求めることができる。

- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項
- 土砂災害の前兆現象

(5)避難所の開設

統括班は、避難の勧告又は指示(緊急)を発令する地域ごとに、最寄りの安全な指定避難所のうちから、そのつど選定し避難所管理・教育班に開設を指示する。

6 府への報告

統括班は、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、八尾土木事務所に次の様式により報告を行う。

- 地すべり、急傾斜地災害報告
- 土石流、土砂流用災害報告

資料93 地すべり・急傾斜地災害報告様式

資料94 土石流、土砂流用災害報告様式

第3節 その他の警戒活動

第1 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 水害(河川、海岸、ため池等)

- 堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下等

2 土砂災害

土石流	山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在等
地すべり	地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し等
がけ崩れ	わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下等
山地災害	わき水の量の変化(増加又は枯渇)、山の斜面を水が走る等

第2 ライフライン・交通等警戒活動

1 ライフライン事業者

ライフライン事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害への備えとして、次の事項を実施する。

(1)水道(市水道局)

- 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

(2)下水道(市都市整備部)

- 緊急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

(3)電力(関西電力株式会社)

- 応急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

(4)ガス(大阪ガス株式会社)

- 応急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)

- 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(5)電気通信(西日本電信電話株式会社)

- 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- その他安全上必要な措置

2 放送事業者(日本放送協会、一般放送事業者)

放送事業者は、気象情報等の収集に努める。

- 電源設備、給排水設備の整備、点検
- 中継・連絡回線の確保
- 放送設備・空中線の点検
- 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

交通施設管理者は、気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1)鉄軌道施設(近畿日本鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、大阪市交通局)

定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2)道路施設(市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、大阪府警察(八尾警察署))

定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講じる。

(3)空港施設(大阪航空局)

定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第4編 事故等災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第1章 大規模火災応急対策

火災の鎮圧及び被害拡大の防ぎよについて定める。

第1 市街地火災

1 市(消防本部)

(1)災害発生状況の把握

消防本部は、通報、監視、現地調査等により、火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(2)消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行うとともに、燃焼の状況、建物の状況、道路の状況、水利の状況、空地の状況、風向等を勘案し、消火活動を実施する。

また、延焼の状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのあると考えられる場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(3)相互応援

火災が激しく、十分な消火活動が実施できないと認められる場合は、府及び他の市町村に応援を要請する。

応援市町村が、応援活動を迅速かつ的確に行えるよう、市は火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。

2 自主防災組織等

地域住民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握し、市に情報の提供を行うとともに、自発的に初期消火活動の支援を行う。

また、消防署、大阪府警察(八尾警察署)等防災関係機関との連携に努める。

3 災害応急対策

配備体制会議は、災害の状況に応じて必要な配備体制を決定し、職員に動員指令を発令する。

市の各G、各班は、災害対策共通編に定めるところにより実施する。

第2 林野火災

1 方針

林野において大規模な火災が発生した場合は、府、市、大阪府警察(八尾警察署)及び自衛隊は相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

林野火災の特異性を考慮し、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

2 火災通報等

火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに、関係機関に通報を行う。

3 活動体制

(1) 現場指揮本部の設置

火災を覚知した時は、消防本部は、現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防ぎよにあたるとともに、状況把握を的確に行い、府及び隣接市町等への応援出動準備要請を行う。

(2) 災害対策本部の設置

火災が拡大し、対応することが困難と認められる場合においては、災害対策本部を設置する。

ア 設置場所

設置場所は庁議室とする。

イ 所掌任務

各班の所掌任務は、災害対策本部組織事務分掌に定めるとおりである。

消防本部に設置される消防警備本部の任務の概要は、次のとおりである。

- 応援協定等に基づく隣接市町等の応援隊の出動要請
- 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- 大阪市消防局航空隊に空中消火要請又は府知事へ依頼
- 警戒区域、交通規制区域の指定
- 自衛隊出動要請の検討

(3) 航空隊等の受入れ体制

円滑な空中消火を実施するため、次の措置を講ずる。

- 陸空通信隊の編成

- 林野火災用防災地図の作成
- 空中消火補給基地の設定
- 臨時ヘリポート等の設定
- 空中消火用資機材等の点検、搬入

4 災害応急対策

配備体制会議は、災害の状況に応じて必要な配備体制を決定し、職員に動員指令を発令する。

市の各G、各班は、災害対策共通編に定めるところにより実施する。

第2章 危険物等災害応急対策

石油類等の危険物等による災害が、発生した時の対策について定める。

第1 危険物施設災害

1 施設責任者の措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者等、その権原を有する者が、危険物施設に係る事故の発生を認めた時、又はその施設付近に火災その他の事故が発生し、施設に被害が及ぶおそれがあると認めた時は、直ちに市及び防災関係機関に通報するとともに、人命救助、被害の拡大防止及び近隣への災害危険の周知等必要な自衛防災活動を、迅速かつ的確に実施する。

2 市及び防災関係機関の措置

危険物施設に係る事故発生又は事故発生の危険性に関する通報を受けた時は、市及び防災関係機関は、直ちに責任者と連携し、必要に応じ次の対策を実施する。

- 職員派遣等による状況の的確な掌握
- 府及び防災関係機関への通報、必要に応じ応援の要請
- 消火、危険物除去及び混触発火等災害防ぎよ
- 被災者の救出・救護
- 警戒区域の設定又は避難勧告・指示(緊急)等の実施
- 警戒区域内等の住民の退避措置
- 災害警備、交通規制及び群衆整理
- 人心安定のための市民への広報
- その他災害の状況に応じた必要な措置

さらに、消防本部は、保有する消防力を効果的に活用して火災防ぎよを実施し、特に火災の規模や危険物の種類等、状況に応じて他の機関に消火薬剤の提供、活動用資機材、化学消防自動車等の派遣要請などを行う。

なお、被害を受けた施設等に対しては、危険性の程度により使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。また、危険物が漏洩した場所等危険な場所については、火災警戒区域を設定し対処する。

3 災害応急対策

配備体制会議は、災害の状況に応じて必要な配備体制を決定し、職員に動員指令を発令する。

市の各G、各班は、災害対策共通編に定めるところにより実施する。

第2 高圧ガス施設災害

1 施設責任者の措置

高圧ガス・液化石油ガス施設の所有者、管理者及び占有者等、その権原を有する者は、高圧ガス施設・液化石油ガス施設に係る事故の発生を認めた時又はそれらの施設付近に火災その他の事故が発生し、施設に被害が及ぶおそれがあると認めた時は、直ちに次の自衛防災活動を状況に応じ、迅速かつ的確に実施する。

- 市、防災関係機関及び関係事務所への通報及び応援の要請
- 消防施設等の点検、ガス遮断等爆発の危険のある作業の緊急停止措置
- 初期消火等による火災拡大防止
- 付近住民等への危険周知
- 従業員等の避難
- 消防本部等防災関係機関との緊密な連携

2 市及び防災関係機関の措置

高圧ガス施設・液化石油ガス施設に係る事故発生又は事故発生のおそれに関する通報を受けた時は、市及び防災関係機関は直ちに責任者と連携し、必要に応じ次の対策を実施する。

- 職員派遣等による状況の的確な掌握
- 府及び防災関係機関への通報、必要に応じ応援の要請
- 爆発又は二次災害の回避等、災害の防ぎよ
- 被災者の救出・救護
- 警戒区域の設定又は避難勧告・指示(緊急)等の実施
- 警戒区域内等の住民の退避措置
- 災害警備、交通規制及び群衆整理
- 人心安定のための市民への広報
- その他災害の状況に応じた必要な措置
- 毒ガスの漏洩に際しては、以上に定めるものほか、必要に応じて次の措置をとる
 - 施設の管理者等に対する除外措置の指示
 - 付近住民等に対する除外措置の指示
 - 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

さらに、消防本部は保有する消防力を効果的に活用して火災防ぎよを実施し、特に火災の規模や高圧ガスの種類等、状況に応じて他の機関に活動用資機材、消防自動車等の派遣要請を行う。

なお、被害を受けた施設等に対しては、危険性の程度により使用の停止を命じ、危険物等の排除作業を実施させる。また、危険物等が漏洩した場所等危険な場所については、火災警戒区域を設定し対処する。

3 災害応急対策

危機管理課は、災害の状況に応じて必要な配備体制を決定し、職員に動員指令を発令する。

市の各G、各班は、災害対策共通編に定めるところにより実施する。

第3 火薬類貯蔵施設災害

1 施設責任者の措置

火薬類貯蔵施設の所有者、管理者及び占有者等、その権原を有する者は、火薬類又はその施設に係る事故の発生を認めた時又はその施設付近に火災その他の事故が発生し、施設に被害が及ぶおそれがあると認めた時は、直ちに次の自衛防災活動を状況に応じ、迅速かつ的確に実施する。

- 市、防災関係機関等への通報及び応援の要請
- 危険な作業の停止、消防施設の点検
- 初期消火及び火災拡大防止
- 火薬類の安全な場所への搬出、飛散火薬類の発見回収等による爆発・誘爆の回避措置
- 付近住民等への危険周知
- 従業員等の避難
- 関係者以外の者の現場立入の禁止措置
- 消防本部等防災関係機関との緊密な連携

2 市及び防災関係機関の措置

火薬類に係る事故発生又は事故発生のおそれに関する通報を受けた時は、市及び防災関係機関は、直ちに責任者と連携し、次の対策を実施する。

- 職員派遣等による状況の的確な掌握
- 府及び防災関係機関への通報、必要に応じ応援の要請
- 爆発又は二次爆発の回避等、災害の防ぎよ
- 被災者の救出・救護
- 警戒区域の設定又は避難勧告・指示(緊急)等の実施
- 警戒区域内等の住民の退避措置
- 災害警備、交通規制及び群衆整理
- 人心安定のための市民への広報
- 火薬類の自動車による運搬の制限又は禁止
- その他災害の状況に応じた必要な措置

前項に掲げる措置については、引火爆発のおそれが少ない場合、引火爆発のおそれが高い場合、爆発事故が発生した場合、二次爆発のおそれが高い場合等の状況に応じて、各防災関係機関が、十分な連携のもとに迅速かつ的確に実施する。

3 災害応急対策

配備体制会議は、災害の状況に応じて必要な配備体制を決定し、職員に動員指令を発令する。

市の各G、各班は、災害対策共通編に定めるところにより実施する。

第4 毒物・劇物災害

1 施設責任者の措置

毒物及び劇物取締法で定められた毒物・劇物を取り扱う施設の所有者、管理者及び占有者等、その権原を有する者は、毒物・劇物又はその施設に係る事故の発生を認めた時又はそれら施設付近に火災その他の事故が発生し、施設に被害が及ぶおそれがあると認めた時は、直ちに所管保健所、市及び防災関係機関に通報するとともに、毒物・劇物の回収、保健衛生上の危険防止措置、人命救助、事故の拡大防止、近隣への災害危険の周知等必要な自衛防災活動を状況に応じ、迅速かつ的確に実施する。

2 市及び防災関係機関の措置

毒物・劇物に係る事故発生又は事故発生のおそれに関する通報を受けた時は、市及び防災関係機関は、直ちに責任者と連携し、必要に応じ次の対策を実施する。

- 職員派遣等による状況の的確な掌握
- 府及び防災関係機関への通報、必要に応じ応援の要請
- 消火、毒物・劇物の搬出・除去等、災害の防ぎよ
- 被災者の救出・救護
- 警戒区域の設定又は避難勧告・指示(緊急)等の実施
- 警戒区域内等の住民の退避措置
- 災害警備、交通規制及び群衆整理
- 中毒防止、人心安定のための市民への広報
- その他災害の状況に応じた必要な措置

3 水源汚染対策

毒物・劇物により飲料水が汚染されるおそれがある場合は、水道事業者と連携を図り、水道取水地域に通報連絡を行うなど、被害の拡大防止措置をとる。

4 災害応急対策

配備体制会議は、災害の状況に応じて必要な配備体制を決定し、職員に動員指令を発令する。

市の各G、各班は、災害対策共通編に定めるところにより実施する。

第5 放射性物質事故災害

放射性同位元素に関する施設及び陸上輸送される放射性物質の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故(放射線災害)が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。)等は、必要な応急対策を講じる。

1 対策組織

(1) 警戒本部の設置

放射性物質に関する事故災害を覚知し、市民生活に比較的大きな影響を及ぼすと認めた時は、災害警戒本部を設置し、次の項目について協議する。

- 事故災害情報の収集
- 市民安全の確保
- 除去(処理)方法
- 専門家等の現場派遣要請
- 関係機関との連絡調整
- 市民広報と報道対応
- その他必要な事項

(2) 放射性物質事故災害対策本部の設置

放射性物質事故災害が発生し、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある時においては、災害対策本部を設置する。

ア 設置場所

設置場所は庁議室とする。

イ 所掌任務

各班の所掌任務は、災害対策本部組織事務分掌に定めるとおりである。

2 市民の安全確保

(1) 避難及び立入制限等

市長又は市長の命を受け災害現場に派遣された職員は、住民の生命又は身体を災害から保護するため、基本法第63条(市長の警戒区域設定権等)に基づき、「放射線危険区域」内の居住者、滞在者に対し、立入りを禁止するとともに、当該区域から退去を命じる。

市長又は市長の命を受け災害現場に派遣された職員は、住民の安全を確保するため、状

況により国等の専門家の意見を参考に、基本法第60条（市長の避難勧告の指示等）に基づき、「放射線警戒区域」内の居住者、滞在者に対し、避難勧告・指示（緊急）を行う。

（2）市民への広報

市は、放射性物質事故災害に関する情報等について、市民に対し、次により広報を行い情報提供に努める。

〔広報内容〕

- 事故災害の概要及び市の対応内容に関すること
- 市民生活への影響の有無等に関すること
- 避難勧告・指示（緊急）等に関すること

〔広報の方法〕

- 広報車による地域巡回広報
- 広報紙・チラシの配布及びコミュニティFM・ケーブルテレビ・インターネット等による広報
- 報道機関に対する報道依頼（要請）
- 防災行政無線の活用
- 自治会（町会）等で設置したマイク放送設備などの活用

第6 原子力災害時の応急対策

1 組織体制

市は、次の場合には、原則として災害対策本部を設置する。

- 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した時
- 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があった時

2 応急対策

八尾市における原子力災害対策は、府と緊密な連携の下、原子力災害合同対策協議会での意思決定のもと、「大阪府地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

3 原子力発電所事故が発生した時の対策

（1）迅速な情報収集

府内に所在する小規模な原子力事業所、研究所において、事故が発生した場合は、府からの情報により、その影響の有無及び規模を判断する。

福井県に所在する原子力発電所において、大規模な事故が発生した場合は、市は、府だけでなく、現地の市町村等の災害対策本部等に連絡員を派遣するなど、できる限り最新の情報入手を図る。

第2章 危険物等災害応急対策

(2)市民への情報伝達

市は、市民の混乱を避けるため、防災行政無線、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用などにより、とるべき措置について広報する。

(3)広域避難の受け入れ

市は、「大阪府地域防災計画 原子力災害対策」及び関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で行う被災住民の受け入れに対し設定したカウンターパートにより、滋賀県の避難区域住民の広域避難を受け入れる。

なお、八尾市の受け入れ（マッチング）担当避難元地域は、滋賀県長浜市の高月町であり、約1,800人を受入れる。

第7 管理化学物質災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

第3章 大規模交通災害応急対策

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 航空機墜落事故(航空機事故)
- 旅客列車の衝突転覆事故(鉄道事故)
- 大規模な自動車事故

第2 大規模交通災害の応急対策

1 連絡体制

(1)発見者及び施設管理者からの通報

大規模交通災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、発見者及び施設管理者は、消防署、大阪府警察(八尾警察署)へ通報する。

(2)関係機関への連絡

消防本部は、市域において大規模交通災害が発生した場合又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努め、直ちに事故の概要を府に報告し、さらに大阪府警察(八尾警察署)及び関係機関に連絡する。

2 災害情報の収集

消防本部は、次に示した情報の収集を行う。

- 事故発生日時、場所及び事故の概要
- 人的被害状況(乗客・乗員数、要救助者及び傷病者数等)
- 火災発生の有無
- 延焼拡大要因の有無
- 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
- 地域住民の避難の必要性
- 災害周辺地域の状況
- 施設管理者の措置状況
- 気象情報等

3 災害応急対策

配備体制会議は、災害の状況に応じて必要な配備体制を決定し、職員に動員指令を発令する。

市の各G、各班は、災害対策共通編に定めるところにより実施する。

第3章 大規模交通災害応急対策

(1) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた配備・動員体制をとる。

(2) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

消防本部は、必要に応じて警戒区域を設定するとともに、避難の指示等の応急対策を実施し、生命・身体の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 関係機関との連携

市は、府及び関係機関との連携を図り各関係機関の行う災害応急対策に協力する。

ウ 救助、救急医療活動

- 医師及び看護師の派遣
- 医療機材及び医薬品の輸送
- 負傷者の救助
- 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

エ 消防活動

消防本部は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

オ 救援物資の輸送

関係各部、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと、被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

カ 応急復旧用資機材の確保

関係各部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

キ 交通対策

警察、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

4 事故処理

当該事故関係機関は、警察、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

5 災害広報の実施

市、大阪府警察(八尾警察署)及び施設管理者は、緊密な連携のもと、次の事項について災害広報を行う。

- 災害状況及び被災者の状況
- 避難勧告・指示(緊急)・誘導の内容
- 人命救助状況
- 避難者の状況
- 施設の被害状況
- 交通規制の状況
- 応急活動状況
- 復旧見通し
- その他必要事項

第3 八尾空港等における航空機災害

市及び関係機関は、八尾空港及び市域内で、航空機事故により災害が発生した場合、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

1 災害対策本部等の設置

(1) 設置基準

- 航空機事故により大規模な災害が発生し、その対策を要すると認められる時
- その他市長が必要と認めた時

(2) 廃止基準

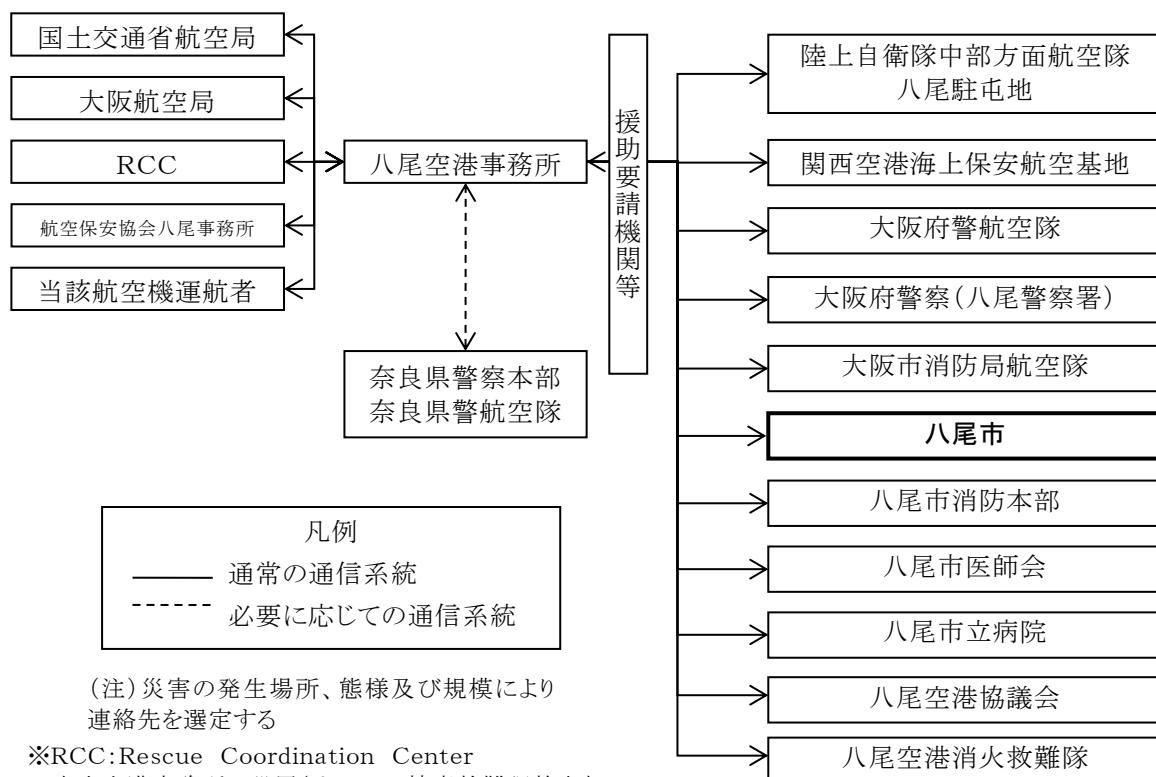
- 市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた時
- 調査の結果、市域に大きな被害がないと認めた時
- その他市長が適当と認めた時

(3) 設置場所

設置場所は市庁舎本館6階大会議室とする。

2 八尾空港情報通信連絡系統

【八尾空港情報通信連絡系統図】



3 住民等への広報

市及び関係機関は、被害状況等について、報道機関等を通じ、住民に対して広報活動を行う。

4 応急対策の実施

市、八尾空港事務所長及び関係機関は、迅速かつ的確な応急対策を行う。

- 消火・救助・救急活動
- 救護地区の設置
- 避難勧告・指示(緊急)・誘導
- 遺体収容所の設置

第5編 災害対策共通

第5編 災害対策共通

【災害応急対策活動の役割分担と時間軸 早見表】

※公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局については、単独で所属する職員のみとする。(兼務職員については原課の構成課に所属するものとする。)

グループ	班	構成課	事務分掌	活動項目	時間				日						
					1	3	6	12	1	3	7	14	30	後	
統括G	動員受援・職員管理班	人事課 職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び配置に関すること ・災害対策従事者の給食、寝具及び救護に関すること ・職員の安全管理に関すること ・職員の職務環境及び健康管理に関すること ・他の自治体等の応援隊の受け入れ及び連絡に関すること ・職員の出勤状況等、災害対策従事者の把握に関すること ・各班の応援体制の調整、指示に関すること 	応援要請の判断											
				府市町応接者の応援受け入れ体制の整備(宿泊場所含む)											
				民間企業等受け入れ要員の宿泊場所の確保											
				第2避難所の開設、管理											
				海外からの支援の受け入れ											
	車両・用地班	財産活用課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措置に関すること ・車両の確保及び配車に関すること ・車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に関すること ・応急仮設住宅用地調査に関すること 	陸上輸送手段の確保(車の確保、緊急車両届出等)											
				応急仮設住宅の建設・供与(建設候補地の調査)											
				遺体搬送車両の調達											
				救援物資の受け入れ及び配分											
				自衛隊活動に必要な資機材の調達											
人命救助G	物資調達・配給班	契約検査課 健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資等の集荷、配給に関すること ・被災現地への救援に関すること ・食料及び生活必需品等の把握・調達及び配給に関すること ・仮設トイレの調達に関すること ・ガソリン等の燃料確保に関すること ・災害対策用諸物資の契約に関すること ・登録業者への応援要請に関すること 	民間事業者等への協力要請											
				食料生活必需品供給計画作成											
				食料生活必需品調達・配送											
				食料生活必需品府への調達依頼											
				食料生活必需品供給											
	応援班 ★レッド～オレンジ【統括班・避難所開設班へ】 ★イエロー～グリーン以降【必要な班へ】	生涯学習 スポーツ課 青少年課 桂青少年会館 安中青少年会館 八尾図書館 文化財課		輸送燃料等の確保											
				緊急輸送ルートの選定と周知											
				市管理施設建物の応急措置の実施											
				緊急輸送拠点の設置											
				緊急輸送拠点の運営(物流専門家の確保)											
人命救助G	救出救助班	消防総務課 予防課 警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・警備本部の運営に関すること ・災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること ・職員、団員の食料等の調達に関すること ・消防施設の保全と被害状況の把握に関すること ・職員の労務管理、衛生管理に関すること ・応援要請に関すること ・危険物施設等の防災上の応急措置等に関すること ・被害状況の集計及び報告に関すること ・災害用資機材及び燃料の調達に関すること ・職員、団員の招集及び運用に関すること ・警備活動の記録に関すること ・応援消防隊の配備等に関すること 	義援物資の配布											
				仮設トイレの調達・設置											
				被害状況の調査											
				文化財被害の拡大防止等											
				応援要請の判断											
	医療班	市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊等の編成運用に関すること ・消防活動、水防活動に関すること ・救急、救助活動に関すること ・人命救助及び避難勧告・伝達、避難先の指示、避難指導に関すること ・通信の管理体制に関すること ・被害情報等の収集に関すること ・罹災証明書の発行に関すること 	緊急消防援助隊応援要請											
				緊援隊応援受け入れ体制の整備(宿泊、前線基地含む)											
				消火活動											
				人命の救助救急活動、行方不明者の捜索											
				重機の調達											

グループ	班	構成課	事務分掌	活動項目	時間				日					
					1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
避難所管理・教育班 ★レッド～グリーン【避難所開設班へ】	各避難所班長 各避難所副班長 各避難所班員	総務人事課 教育政策課 学務給食課 指導課 教育サポートセンター 人権教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避難場所の運営に関すること ・教育関係施設等の災害記録の整備に関すること ・避難所との連絡調整に関すること ・避難所への応援職員の派遣調整に関すること ・教育施設の被害状況の調査に関すること ・避難所の開設・管理・運営の補助 ・児童の応急給食に関すること ・罹災者への炊き出し業務等に関すること ・児童、生徒及び園児の罹災状況の調査及び応急措置に関すること ・罹災児童、生徒に対する教材及び学用品の給与に関すること ・児童、生徒の保護及び応急教育の実施に関すること ・教職員への応援要請に関すること ・避難所への応援職員の派遣に関すること 	避難誘導										
				広域避難場所への誘導										関係各班
				広域避難場所の運営										
				土砂災害避難所の開設										
				仮設トイレ等の管理										
				指定避難所の開設										
				第2避難所の開設、管理										
				臨時避難所の開設、管理										
				避難所閉鎖の連絡										
				公共文教建築物の対策実施										
				被害状況の報告										
				炊き出しの実施										
				応急教育の実施場所確保										
				応急教育の実施										
				教員の確保										
				学校給食の措置										
				学用品等の支給										
				就学援助等(就学援助費支給)										
				園児・児童・生徒の健康管理等										
避難所G	地域福祉班	地域福祉政策課 文化国際課 福祉指導監査課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども政策課 こども施設課 子育て支援課 市立保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避難場所の運営に関すること ・避難所の開設及び運営管理に関すること ・仮設トイレ等の設置、管理に関すること 	指定避難所の開設										
				避難所の管理										
				避難所の閉鎖										
				避難所閉鎖の連絡										
				災害時要配慮者の把握										
				指定避難所等での災害時要配慮者対策の推進										
				遺体安置所の開設										
				資機材等や車両の調達										
				遺体の搬送										
				遺体の安置										
八尾市社会福祉協議会、地域福祉班	八尾市社会福祉協議会	地域福祉政策課 文化国際課 福祉指導監査課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども政策課 こども施設課 子育て支援課 市立保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア窓口との連絡調整に関すること ・見舞金、弔慰金及び災害援護資金等の支給及び貸付けに関すること ・行方不明者の捜索の調整に関すること ・遺体の搬送及び安置、棺・ドライアイス・骨っぽ等の手配に関すること ・避難誘導、広域避難場所への誘導、広域避難場所の運営に関すること ・災害時要配慮者の安全確認及び援助に関すること ・災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等に関すること ・災害時要配慮者の2次的避難に関すること（福祉避難所、仮設住宅への受入れ） ・福祉関係団体及び国際交流関係団体との連絡調整に関すること ・関係施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関すること ・被災者の生活援護に関すること（災害時要配慮者含む） ・私立保育所及び認定こども園との連絡調整に関すること ・保育所の被害調査と応急対策に関すること ・入所児童の安全確保、避難誘導等に関すること ・応急保育計画と入所児童の健康管理に関すること 	災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等										
				福祉ニーズの把握										
				災害時要配慮者の福祉避難所への受入れ										
				福祉避難所の開設、管理										
				在宅福祉サービスの継続的提供										
				社会福祉施設への緊急入所等										
				福祉サービスの情報提供										
				広域支援体制の確立										
				入所児童の保護(休所、途中帰宅等)										
				保育施設の保全及び応急復旧対策										
健康管理班 ★レッド～イエロー【医療班へ】	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害における医療班の応援 ・感染症の予防接種に関すること ・八尾市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること ・救護所の開設及び運営に関すること ・医療救護チームの編成及び運用に関すること ・入浴施設の設置の支援に関すること 	災害ボランティアセンターの開設											
			災害ボランティアの募集・派遣要請											
			災害ボランティアの登録・活動調整											
			災害ボランティアの支援											
			災害ボランティアセンターの運営											
			医療救護チームの編成											
			救護所の開設											
			応援医療チームの受け入れ調整											
			防疫活動の実施											
			調査・健康診断											

グループ	班	構成課	事務分掌	活動項目	時間				日					
					1	3	6	12	1	3	7	14	30	
社会基盤復旧G	応急給水・上水道班	水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び関係機関との連絡に関すること ・要員の動員及び配置に関すること ・要員の給食及び寝具に関すること ・住民への広報活動に関すること ・応援職員等の受入れに関すること ・災害に伴う水道局の財政計画に関すること ・車両の確保及び配車に関すること ・所管施設の被害状況の把握に関すること ・資材の管理に関すること ・断水地区への応急給水作業の実施に関すること ・災害による各戸使用水量の認定に関すること ・応援給水車の指揮監督に関すること ・給水予備要員に関すること ・応急給水計画の作成に関すること ・応急復旧計画の作成に関すること ・時間給水の計画及び実施に関すること ・送・配水管の災害調査及び報告に関すること ・被害状況調査及び報告に関すること ・断水地区の送水系等の調査及び緊急切替措置に関すること ・受・配水施設の災害復旧作業に関すること ・送・配水管の応急修繕に関すること ・給水装置の応急修繕に関すること ・応急復旧作業の実施に関すること ・工作資機材の調達に関すること ・受・配水施設の災害調査及び報告に関すること ・災害地の水質検査及び対策に関すること ・物資調達・配給班の応援に関すること 	災害状況の把握										
				応急給水計画の作成										
				応急給水の実施										
				給水場所・給水時間の広報										
				給水活動応援要請										
				上水道施設緊急対応の実施										
				上水道施設活動体制の確保										
				上水道施設応急復旧対策										
社会基盤復旧G	土木対策班 ★イエロー～グリーン 【倒壊家屋・住宅対策班へ】	都市政策課 都市基盤整備課 土木管財課 土木建設課 土木管理事務所 みどり課 下水道経営企画課 下水道管理課 下水道整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川、公園、下水道施設等の被害調査及び応急措置及び復旧に関すること ・緊急交通路、避難路の維持補修に関すること ・道路、河川等障害物の除去に関すること ・公園施設の利用に係る調整に関すること ・水防活動に関すること ・土砂災害の調査及び応急措置に関すること ・ため池（個人で管理するため池を除く）、用排水路、樋門等の被害調査及び応急対策に関すること ・下水道施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること ・下水道施設の機能確保に関すること ・関係業者への協力要請及び重機の調達に関すること ・激甚災害時における倒壊家屋・住宅対策班に対する応援に関すること ・他班への応援に関すること 	陸上輸送緊急交通路の被害状況の把握										
				陸上輸送緊急交通路の機能確保										
				公共都市基盤施設の道路、橋梁対策の実施										
				公共都市基盤施設等河川、水路、ため池等対策										
				土砂災害情報の収集及び伝達										
				土砂災害避難対策の実施										
				土砂災害危険箇所等の応急措置										
				下水道施設緊急対応の実施										
				下水道施設活動体制の確保										
				下水道施設応急復旧対策										
				下水道施設市民への広報										
				交通の被害状況の報告										
社会基盤復旧G	交通班 ★レッド～オレンジ 【土木対策班へ】	交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の交通対策に関すること ・交通機関との連絡調整に関すること ・道路の被害調査等の応援に関すること ・交通規制等の調整に関すること 	交通の機能確保・交通関係広報の実施										
				応急避難の規制の実施及びパトロール										
				応急避難の避難路の確保										
				応急避難の避難路の確保										
				応急避難の避難路の確保										
				応急避難の避難路の確保										
				応急避難の避難路の確保										
				応急避難の避難路の確保										
				応急避難の避難路の確保										
社会基盤復旧G	倒壊家屋・住宅対策班	住宅政策課 審査指導課 公共建築課 住宅管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有公共建築物の点検及び応急修理に関すること ・市有公共建築物の災害復旧に要する資材及び重機等の調達供給に関すること ・応急仮設住宅の建設準備に関すること ・市有建築物の災害復旧に関し、関係業者への協力を要請すること ・建築物の応急危険度判定に関すること ・倒壊家屋の解体除去に関すること ・関係施設の被害調査に関すること ・災害救助法による住宅の応急修理に関すること ・災害復興住宅資金の貸付け認定に関すること ・宅地造成に伴う開発地域等の危険区域の調査に関すること 	応急仮設住宅の建設・供与										
				住宅に関する支援										
				公共建築物の対策実施										
				市管理施設建物の応急措置の実施										
				民間建築物の対策実施										
				応急危険度判定の実施										
				宅地の危険度判定の実施										
				被災住宅の応急修理										
				被災家屋の解体										
				住宅関連の災害廃棄物処理										

グループ	班	構成課	事務分掌	活動項目	時間			日					
					1	3	6	12	1	3	7	14	30
地域拠点班 ★レッド【地域福祉班へ】	市民ふれあい課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター 各出張所・各コミュニティセンター		<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応、被害通報の受付及び通報の整理伝達に間すること ・被災者からの問い合わせ、相談、要望等に関すること ・義援金の受付及び配布に関すること ・関係機関及び団体との連絡調整に関すること ・所管施設の被害調査と応急対策に関すること ・自主避難のための避難所開設に関すること ・管内の協力団体との連絡に関すること 	緊急初動期における電話の対応									
				市民相談等への対応									
				義援金の受入れ及び配布									
				災害警備									
災害窓口班 ★レッド～オレンジ【情報収集・整理班へ】	市民課 市民税課		<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時における情報収集・整理班の応援 ・罹災証明書の発行に関するこ ・被災者台帳に關すること ・災害に伴う市税の減免に關すること ・被災者からの問い合わせ、相談、要望等に関するこ ・埋火葬の許可及び市立斎場の使用許可に關すること 	市民相談等への対応									
				身元不明遺体の埋火葬許可証の交付									
家屋調査班	資産税課 納税課		<ul style="list-style-type: none"> ・災害による住家等の被害認定調査に關すること ・住家等被害認定会議の開催に關すること ・災害に伴う市税の減免に關すること ・罹災証明書交付の心援に關すること 	被害認定調査の実施									
生活復旧支援G	清掃・防疫班 ★レッド～オレンジ【避難所開設班へ】	環境事業課 資源循環課 環境施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時における避難所開設班の応援 ・所管施設の被害調査及び応急対策に關すること ・災害廃棄物の收集に關すること ・防疫活動に關すること ・防疫資材及び防疫薬品の整備に關すること ・し尿の緊急汲み取りに關すること ・仮設トイレのし尿処理に關すること ・搬入し尿の処理に關すること ・災害廃棄物の受入れ及び処理に關すること ・埋火葬に關すること ・災害廃棄物の総合的な処理の企画及び実施に關すること ・災害廃棄物処理に係る関係機関との連絡調整に關すること 	防疫活動の実施									
				遺体の火葬									
				遺骨の保管・引渡し									
				骨つぼの支給									
				火葬台帳の作成									
				府への応援要請									
				遺体の埋葬									
				し尿処理の初期対応									
				し尿収集・処理計画の策定									
				し尿収集・処理									
公害調査班 ★レッド～グリーン【情報収集・整理班へ】	環境保全課		<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時における情報収集・整理班の応援 ・災害時における公害対策全般に關すること 	ごみ処理の初期対応									
				ごみの収集・処理									
				災害廃棄物等の初期対応									
産業班 ★レッド～グリーン【物資調達・配給班へ】	産業政策課 労働支援課 農業委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・初動時の物資調達・配給に關すること ・農作物及び農林、商工施設等の被害調査及び災害関係融資、復興支援に關すること 	災害廃棄物等の対策									
				死亡動物の処理									
				環境保全の対応									
市議会支援班	市議会事務局		・市議会及び議員の災害対策の支援に關すること	大気・水の監視									
				建築物の被災解体に伴う対策									

※時間軸は、対応の目安とする。

第1章 災害情報等の収集・伝達

第1節 災害情報の収集・連絡

第1 被害状況の概況把握

1 収集する情報の種類

被害の発生拡大状況や二次災害の危険性の把握、災害救助法適用を要請するため、情報収集・整理班及び各班は、次表の情報を収集・整理する。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として統括班へ報告することに留意する。特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害、住家被害数の把握に重点を置く。

収集する内容と担当は、下記のとおりである。

【被害状況を把握するために収集する情報と情報入手先】

項目	情報収集内容	情報入手先
1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況	医療班 救出救助班 大阪府警察(八尾警察署)
	イ 負傷者の状況	医療班 救出救助班 健康管理班
2 住家被害	ア 全壊・半壊等の状況	家屋調査班
	イ 火災による全焼、半焼の状況	救出救助班
	ウ 浸水被害状況	家屋調査班
	エ 建築物応急危険度判定調査 及び被災宅地危険度判定調査	倒壊家屋・住宅対策班
3 公共施設等被害	ア 道路、橋梁の被害状況	土木対策班
	イ 土砂災害関連	土木対策班
	ウ 河川、水路、ため池等被害状況	土木対策班
	エ 交通関連	土木対策班 交通班
	オ ライフライン施設の被災状況	応急給水・上水道班 土木対策班 関西電力(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) KDDI(株)
	カ ごみ処理施設等の被害状況	清掃・防疫班
	キ 公共建築物の被災状況	平常時の施設管理者
	ク 農地・農業施設等被災状況	産業班
	ア 救急救助活動の状況	救出救助班 医療班
	イ 火災及び消火活動の状況	救出救助班
4 その他	ウ 医療救護活動の状況	医療班 健康管理班
	エ 応急給水の状況	応急給水・上水道班
	オ 避難所の状況	避難所管理・教育班
	カ 避難勧告・指示(緊急) 警戒区域設定の状況	統括班

第1節 災害情報の収集・連絡

2 情報の整理・分析

情報収集・整理班は、各班から報告された情報に基づき、被害状況等をとりまとめて統括班に報告する。

収集した情報は統括班が必要に応じて分析を行い、その結果及び決定した対策等を速やかに大阪府災害対策本部に報告する。

3 得られた情報に基づく判断

(1) 二次災害防止対策の判断等

得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。

(2) 災害救助法適用の判断

被害が災害救助法の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、災害救助法に基づき、府知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。本計画第16章を参照すること。

資料59 災害救助法の適用基準について

資料60 災害救助法適用基準（市町村別）

資料83 災害救助法適用要請文書

4 被害状況の報告

統括班は、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、府に直ちに報告する。府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。ファックスを使用する場合は、「火災・災害等即報要領」各即報様式に従い報告する。

資料61 火災・災害等即報要領

5 府及び国への報告

府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。

救出救助班は、消防本部への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に報告する。

6 火災・災害等に関する即報

(1) 即報基準に該当した場合

「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を府に報告するものとし、以後各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

(2) 直接速報基準に該当した場合

「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報を府に加え、国(消防庁)に対しても報告する。国(消防庁)への即報は、区分に応じた様式に記載しファックス等により報告する。また、消防本部への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

資料61 火災・災害等即報要領

第2 詳細被害状況の収集

1 収集する情報の種類

情報収集・整理班及び各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の把握を行う。この場合、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から整理する。

第1節 災害情報の収集・連絡

【詳細被害状況を把握するために収集する情報と担当】

項目	情報収集内容	担当
1 人的被害	ア 死者、行方不明者の状況 イ 負傷者の状況	医療班 救出救助班 健康管理班
2 住家被害	ア 全壊・半壊、一部損壊の状況	情報収集・整理班 救出救助班 倒壊家屋・住宅対策班
	イ 全焼、半焼の状況	
	ウ 浸水被害状況	
3 非住家被害	エ 建築物応急危険度判定	各班 情報収集・整理班
	ア 公共建物(市庁舎、コミュニティセンター等)	
4 その他	イ その他(倉庫、土蔵、車庫等)	各班 産業班 避難所管理・教育班 医療班 健康管理班 土木対策班 土木対策班 土木対策班 応急給水・上水道班 土木対策班 清掃・防疫班 公害調査班 土木対策班 情報収集・整理班
	ア 田畠の被害状況	
	イ 文教施設の被害状況	
	ウ 医療機関の被害状況	
	エ 道路、橋梁の被害状況	
	オ 河川、水路、ため池の被害状況	
	カ 砂防施設の被害状況	
	キ 上水道施設の被害状況	
	ク 下水道施設の被害状況	
	ケ ごみ処理施設等の被害状況	
	コ 有害物資保管施設の被害状況	
	サ 土砂災害の被害状況	
5 罹災者	シ 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	
	ア 罹災世帯、罹災者数	情報収集・整理班 避難所管理・教育班
6 被害額	ア 公立文教施設	
	イ 農林水産業施設	
	ウ その他の公共施設	産業班 倒壊家屋・住宅対策班
	エ 農林畜水産・商工被害	産業班

2 情報の整理・分析

情報収集・整理班は、各班から報告された情報に基づき、被害状況等をとりまとめて統括班に報告する。

収集した情報は統括班が必要に応じて分析を行い、その結果及び決定した対策等を速やかに大阪府災害対策本部に報告する。

3 被害状況の報告

統括班は、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、府に報告する。府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。ファックスを使用する場合は、「火災・災害等即報要領」各即報様式に従い報告する。

第3 災害確定情報の整理及び報告

統括班は、応急対策が完了した場合は、府に報告する。府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。ファックスを使用する場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式に従い報告する。

資料62 災害報告取扱要領

第4 情報の収集基準等

1 罹災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、罹災状況と被害金額を把握する。

【罹災状況等把握内容と実施担当者】

把握する内容		実施担当
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	情報収集・整理班
被害金額	公共文教施設の被害金額	避難所管理・教育班、施設管理者
	農林施設の被害金額	産業班
	公共都市基盤施設の被害金額	土木対策班
	その他公共施設の被害金額	倒壊家屋・住宅対策班、施設管理者
	農産、商工の被害金額	産業班

2 被害状況の集約・整理

(1)被害状況の集約

情報収集・整理班は、各部及び関係機関から報告を受けた被害状況を集約する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- 地震関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- 被害分布図等の作成

(2)被害状況の整理

情報収集・整理班は、集約した状況を常に整理し、災害対策本部会議や統括班、各班、関係機関に速やかに報告できるよう準備する。

第2節 通信手段の確保

第2節 通信手段の確保

市は、災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
統括班	無線通信機能の点検及び復旧									
	電気通信設備の利用									
	電話途絶時の措置									
	通信機器の確保									
各班	災害現場等出動者との連絡									

※時間軸は、対応の目安とする。(以下、同様)

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
統括班	電気通信設備の利用	
	応急回線の確保の要請 利用制限等の措置による回線幅轄の緩和の要請 電話の疎通確保の要請 非常電話の申込み	西日本電信電話株式会社
	電話途絶時の措置	
	災害対策本部(情報通信班)への職員派遣の要請 (併せて所属機関との連絡用無線機等の携行を要請)	関係機関
	業務用専用回線の利用を要請	救出救助班 大阪府警察(八尾警察署)
	非常無線通信の利用	
	各機関の無線局の利用を要請	関係機関(警察、鉄道会社等) 放送局 近畿地方非常通信協議会に加入する機関 アマチュア無線

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

統括班は、地震発生後、直ちに防災行政無線基地局、電話・ファックス等の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

通信所長（消防署指令課長及び危機管理課長）及び無線従事者は、防災行政無線を開局し通信体制を確保する。

2 電気通信設備の利用

統括班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の確保、利用制限等の措置による電話回線幅轍の緩和及び電話の疎通確保を要請する。

情報通信班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

3 電話途絶時の措置

電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

（1）府、近隣市町村との連絡

各班は、府、近隣市町村等との連絡は府防災行政無線を利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、水道無線、警察無線、非常通信、衛星電話、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

（2）関係機関との連絡

統括班は、関係機関に対し、災害対策本部（情報通信班）への職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

（3）専用通信施設の利用

統括班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、救出救助班（消防本部）又は大阪府警察（八尾警察署）に業務用専用回線（無線通信施設、有線電気通信設備）の利用を要請する。

（4）非常無線通信の利用

統括班は、電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- 関係機関（警察、鉄道会社等）が保有する無線
- 放送局の有する無線
- 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- アマチュア無線等

第2節 通信手段の確保

4 通信機器の確保

統括班は、災害現場や情報拠点施設との連絡等を確保するために、携帯電話、衛星電話、無線機の確保に努めるとともに、近畿総合通信局が貸出しする無線機も活用する。また、非常電源の確保又は発電容量増大等により通信電源の確保に努める。

5 災害現場等出動者との連絡

各班は、災害現場等に出動している各班職員との連絡を、防災行政無線、携帯電話、衛星電話、伝令(自転車、バイク、徒歩等)等の適切な手段によって行う。

資料23 通信窓口一覧表

第3節 災害広報・広聴対策

第3節 災害広報・広聴対策

市は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

また、市民の相談窓口を設置し、被災者の不安や悩みの解消に努める等、広聴活動を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
報道広報班	緊急初動期における広報活動									
	初動期における広報活動									
	初動期以降における広報活動									
	広報紙の発行									
	災害情報の報道依頼									
	災害情報の提供									
	災害時要配慮者に配慮した広報									
地域拠点班	報道機関への要請									
	緊急初動期における電話の対応									
災害窓口班	市民相談等への対応									
	災害窓口班 市民相談等への対応									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
報道広報班	緊急初動期における広報活動 被災者の救出救護についての情報 二次被害の防止についての情報 出火防止、初期消火についての情報	救出救助班
	初動期における広報活動 市民生活の安定と被災者への支援についての情報	地域拠点班
	初動期以降における広報活動、災害時要配慮者への広報、広報紙の発行 各種生活支援情報 各種応急復旧情報 行政施策情報 学校教育情報	各班
	災害情報の報道依頼 各部からの災害報道依頼	各班
	市民相談等への対応 市民相談窓口の設置情報	災害窓口班 地域拠点班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
報道広報班	災害情報の報道依頼 各部からの災害報道依頼	報道機関
	災害時要配慮者への広報 被害情報等	災害時要配慮者
地域拠点班	緊急初動期における電話の対応 救急救助等の緊急に対応を要する事項 被害情報等の通報	救出救助班 関係各班
	市民相談等への対応 災害時要配慮者の来訪情報 聴取した相談内容・要望等	地域福祉班 災害窓口班 関係各班
災害窓口班	市民相談等への対応 災害時要配慮者の来訪情報 聴取した相談内容・要望等	地域福祉班 地域拠点班 関係各班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第3節 災害広報・広聴対策

第1 災害広報

報道広報班は、災害情報、生活支援情報、復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。

1 緊急初動期における広報活動

(1) 広報活動の基本方針

報道広報班は、地震発生直後から1日程度の期間は、生命に関する情報、被災者の救助救護、二次災害の防止、出火防止、初期消火等に重点をおいて広報活動を行う。

(2) 広報手段等

広報は、広報車、コミュニティFM、ケーブルテレビ、防災行政無線による広報、職員による伝令・伝達、報道機関、インターネット(市ホームページ)、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等による。

避難勧告等、二次災害の防止等に関する情報については広報車によるものほか、直接職員による伝令・伝達、エアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット(市ホームページ)、防災行政無線、自主防災組織等に対する電話連絡、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等、多様な広報手段を活用し、情報伝達の徹底を図る。

2 初動期における広報活動

(1) 広報活動の基本方針

報道広報班は、地震発生から3日程度の期間は、市民生活の安定と被災者への支援を基本として広報活動を行う。

(2) 広報手段等

緊急初動期の広報活動を継続するほか、広報紙の配布、指定避難所、情報連絡拠点(各出張所)における掲示板への掲示を行う。

3 初動期以降における広報活動

(1) 広報活動の基本方針

報道広報班は、応急復旧活動、生活支援活動等が本格化した段階においては、市民生活の安定・再建と、日常的な社会活動の再開をめざして、各種生活支援情報、各種応急復旧情報、行政施策情報、学校教育情報等を広報する。

特に被災した市民を対象とした各種の行政情報については、市民に十分伝達されるように配慮する。

(2) 広報手段等

初動期の広報活動を継続するほか、広報紙による広報、インターネット（市ホームページ）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による広報等、市民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮する。

資料81 緊急時広報文例

4 広報紙の発行

報道広報班は、広報紙の発行にあたって、初動期においては緊急を要する被害情報、生活支援情報等を記載・配布することを目標とし、初動期以降については、定期的に発行する。

第2 報道機関への情報提供等

報道広報班は、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

報道広報班は、各班からの災害情報の報道依頼を取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

また、やおコミュニティ放送株式会社及び株式会社ジェイコムウェストと災害発生時の緊急放送に関する協定を締結しており、これにより災害緊急放送を実施するほか、テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害発生時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK 大阪放送局等※の報道機関に対し放送要請する。

※ 日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社（ラジオ大阪）、株式会社エフエム大阪（FM OSAKA）、株式会社FM802（FM COCOLO）

2 災害情報の提供

報道広報班は、災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し緊急初動期及び初動期においては随時、それ以後は定期的に情報の発表を行う。

【情報提供の主な項目】

- 災害発生の場所及び発生日時
- 被害状況
- 応急対策の状況
- 避難所の状況
- 市民に対する協力及び注意事項
- 支援施策に関する事項

第3節 災害広報・広聴対策

3 災害時要配慮者に配慮した情報提供

報道広報班は、視覚障がい者、聴覚障がい者等、災害時要配慮者への広報において、コミュニティFM及びケーブルテレビやインターネット等のメディアを活用するほか、ラジオ放送の充実、自主防災組織等による伝達及び一般ボランティア等の協力を得て手話、点字、外国語等による情報提供など、障がい者等に配慮した情報伝達を行う。

4 報道機関への要請

報道広報班は、報道に関する協定等に基づき、被災者、市民に迅速・適切な情報が伝達されるよう、プレスセンターにおいて報道各社に申し入れる。

第3 市民の各種相談窓口の設置

災害窓口班及び地域拠点班は、地震によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、専用電話(専用ファックスも含む)での相談受付と市民相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施する。

1 緊急初動期における電話(ファックスも含む)の対応

(1)緊急窓口の設置

地域拠点班は、市民からの問い合わせ、救急救助等の要請に対応するため、専用電話及び専用ファックスを備えた緊急窓口を設置する。

(2)対応策等

救急救助等の緊急に対応を必要とする事項については、緊急窓口で状況を把握し、救出救助班等の関係各班に連絡し対応する。

被害情報等に関する問い合わせは、あらかじめ情報収集・整理班から情報を入手し、対応する。

被害情報等の通報については、直ちに情報収集・整理班に連絡するとともに、関係各部に報告する。

2 市民相談等への対応

(1)市民相談窓口の設置

災害窓口班及び地域拠点班は、初動期以降の市民相談・電話相談等に対応するため、市庁舎本館及び各出張所・各コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンターに市民相談窓口を設置し、男性・女性両方の相談員を配置できるよう配慮する。

市民相談窓口に専用電話及び専用ファックスを備える。専用電話及び専用ファックスに対

応する相談担当の職員を配置し、市民相談窓口における面談での相談対応とともに地域福祉班に円滑に連絡できるようにする。市民相談窓口等に災害時要配慮者が来訪した場合は、地域福祉班に連絡する。市民相談窓口の設置について、報道広報班を通じて速やかに広報する。

(2) 相談事項・要望事項等への対応

相談事項・要望事項を集約し、関係各班において早期対応する。災害窓口班及び地域拠点班は、聴取した相談内容・要望等を記録し、情報収集・整理班に連絡する。

情報収集・整理班が関係各班に相談事項・要望事項等を伝達する。関係各班は、相談事項・要望事項の早期解決に努める。

また、被災者の安否について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り、情報収集・整理班より提供を受けた安否情報を回答するよう努める。その際、安否情報の適切な提供が必要と認める時は、関係地方公共団体、消防機関、大阪府警察(八尾警察署)等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第1節 広域応援等の要請と受入れ

第2章 応援の要請・受入れ

市は、市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第1節 広域応援等の要請と受入れ

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
本部長	応援要請										
動員受援・職員管理班	応援要請の判断										
	応援受入れ体制の整備										
救出救助班	応援要請の判断										
	応援要請										
	応援受入れ体制の整備										
各班	応援要請の依頼										

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部長	応援要請 応援要請の判断	動員受援・職員管理班
動員受援・職員管理班	応援要請の判断 応援要請の依頼	各班
	応援受入れ体制の整備	
	応援部隊の内容、到着予定日時・場所等	応援部隊
救出救助班	応援要請の判断 応援要請に関する調整	動員受援・職員管理班
	応援受入れ体制の整備	
	応援部隊の内容、到着予定日時・場所等	応援部隊

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部長	応援要請 応援要請、必要な資源や活動内容等	応援依頼先
動員受援・職員管理班	応援要請の判断 応援の必要な資源や活動内容等	本部長
	応援受入れ体制の整備	
	応援部隊の内容、到着予定日時・場所等	応援を必要とする班
救出救助班	応援要請の判断 応援要請、必要な資源や活動内容 ヘリコプターの要請等	府(消防庁)
	応援要請	
	応援要請、必要な資源や活動内容等	他市町村消防機関等

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1 地方公共団体、指定行政機関等への応援要請と受入れ

1 応援要請の依頼

各班は、各自の担当応急対策活動を行うことが、各班のみで対応できない場合、動員受援・職員管理班に対して速やかに人員や資機材等の派遣・調達を要請する。

2 応援要請の判断

動員受援・職員管理班は、地方公共団体、指定行政機関等への応援要請の判断を行う。

緊急消防援助隊の応援要請を必要と判断した場合は、救出救助班は動員受援・職員管理班と調整後、府を通じて消防庁への応援要請を行う。また、府に連絡できない場合、直接消防庁へ応援要請を行う。

相互応援協定を結んだ自治体への応援要請について必要と判断した場合は、動員受援・職員管理班が行う。判断基準は以下のとおりとする。

- 各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合

資料68 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（抜粋）

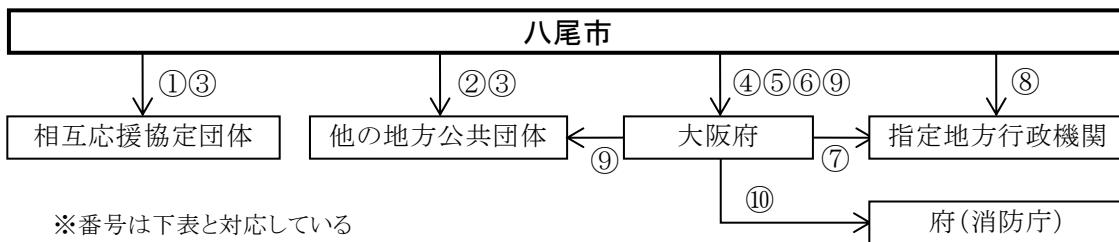
3 応援要請

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

法律、協定に基づく応援協力の要請系統はおおむね次のとおりである。

第1節 広域応援等の要請と受入れ

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



【応援協力要請内容と根拠法】

要請の内容		要請の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応援措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17第1項
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あつ旋要求	災害対策基本法第30条第1項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あつ旋要求	災害対策基本法第30条第2項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第1項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
⑨	応急措置の実施について必要な指示又は他の市町村の応援指示	災害対策基本法第72条
⑩	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第44条

(2) 府への応援要求

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めた時は、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができない時は、電話又は口頭により要求し、事後速やかに文書を提出する。

- 災害の状況
- 応援を要請する理由
- 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

第1節 広域応援等の要請と受入れ

【府への応援要求連絡先】

名 称	電 話
大阪府危機管理室	大阪府防災行政無線番号8-200-4880、8-200-4886 (直)06-6944-6021

(3)府下市町村への応援要求

市長は、府への応援要請のほか、必要に応じ府下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができない時は、電話又は口頭により要求し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- 災害の状況
- 応援を要請する理由
- 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

(4)相互応援協定市等への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

【相互応援協定の締結状況】

協定名	協定市町村名	内 容
中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	物資の提供及び人的応援
明石市・八尾市災害時相互応援に関する協定	八尾市、兵庫県明石市	物資の提供及び人的応援
全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書	山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、松江市、佐賀市	物資の提供及び人的応援
災害時相互応援に関する協定	八尾市、岡山県和気町、大分県宇佐市	物資の提供及び人的応援

第1節 広域応援等の要請と受入れ

東播磨地域及び中河内地域 災害時相互応援に関する協定	明石市、加古川市、稻美町、 播磨町、八尾市、東大阪市、 柏原市	物資の提供及び人的応援
災害時相互応援に関する協定	八尾市、奈良県五條市、和歌 山県新宮市	物資の提供及び人的応援

資料73 中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定

資料74 明石市・八尾市災害時相互応援に関する協定

資料75 全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書

資料76 3市町間（大阪府八尾市・岡山県和気町・大分県宇佐市）における災害時相互応援に
関する協定

資料77 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定

資料79 八尾市・奈良県五條市・和歌山県新宮市における災害時相互応援に関する協定

資料86 応援要請の様式

(5)職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応がで
きないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に
対して職員派遣を要請する。

また、知事等に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方
公共機関の職員派遣のあつ旋を要請する。

派遣又は派遣のあつ旋を要請する時は、次の必要事項を記載した文書で行う。

- 派遣又は派遣のあつ旋を要請する理由
- 派遣又は派遣のあつ旋を要請する職員の職種別人員数
- 派遣又は派遣のあつ旋を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他必要な事項

(6)応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- 被災者の食料その他生活必需品の提供
- 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- 診療、検病、感染症患者の受け入れ、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並
びに医療品等の提供
- 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資機材の提供
- 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- 消防、救急、水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- 救援活動に必要な車両等の提供
- 被災建築物応急危険度判定コーディネーター及び応急危険度判定士の応援並びに資

機材の提供

- その他応急対策活動に必要な措置

4 応援の受入れ

動員受援・職員管理班は、府や府下市町村、指定地方行政機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する班へ速やかに連絡する。

応援をする動員受援・職員管理班は、応援部隊の受入れについて次の措置を講じる。

(1)誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、必要に応じて大阪府警察(八尾警察署)等と連携し、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2)連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3)資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4)災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを消防本部と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

(5)受入れ要員の宿泊場所

動員受援・職員管理班は、状況を勘案しながら災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧等の中から適宜確保する。

資料53 災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧

第1節 広域応援等の要請と受入れ

第2 消防活動に係る応援要請

消防長は、市単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、緊急消防援助隊又は他市町村消防機関等に応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

震災による災害の拡大が著しく、市単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他市町村消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模な災害が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定の他消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ直ちに応援要請を行う。

ただし、知事に連絡できない場合、直接消防庁長官に応援要請を行う。

2 受入れ体制

消防相互応援協定に基づく応援隊又は緊急消防援助隊(以下「緊援隊等」という。)の派遣が決定した場合、次の点に留意して緊援隊等の活動が十分に行えるよう努める。

- 緊援隊等の宿泊施設及び車両・資機材等の保管場所を確保する
- 緊援隊等及び府との連絡職員を指名する
- 消防作業実施中は、現場に責任者をおき、応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する
- 必要に応じて大阪府警察(八尾警察署)に対して、被災地域等への誘導を依頼する
- ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する
- その他、緊援隊等の受入れについては、別に定めたマニュアルに従う

【消防相互応援協定の締結状況】

協定名	協定市町村名	内 容
大阪市・八尾市消防相互応援協定	大阪市	火災、水災、救急業務等
東大阪市・八尾市消防相互応援協定	東大阪市	火災、水災、救急業務等
八尾市・柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定	柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	火災、水災、救急業務等
大阪市・八尾市航空消防応援協定	大阪市	火災、救急・救出、消防訓練、火災予防、広報、調査業務
阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定	河内長野市 他17市町村消防組合	林野火災
八尾市・松原市消防相互応援協定	松原市	火災、水災、救急業務等
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪市 他13市消防組合	航空機災害
大阪府下広域消防相互応援協定	府下の市町村(消防の一部事務組合にあっては、当該組合)	大規模災害、特殊災害

【特殊な協定の締結状況】

協定名	協定締結先名	内 容
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	二次災害防止等
救急医療無線局の整備運用に関する基本協定	大阪府	救急医療に関する情報交換
八尾空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	八尾空港	空港及びその周辺における航空機に関する火災、空港におけるその他火災
緊急対策本部設置に関する覚書	大阪航空局八尾空港事務所他6機関	航空犯罪
市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定、同覚書	大阪市	立入検査、防火管理、火災原因等
〃	東大阪市	〃
〃	柏原羽曳野藤井寺消防組合	〃
ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ	大阪瓦斯株式会社 東部支社	ガス保安体制の強化
近畿・中国高速道路消防協議会	吹田市 他14消防本部	高速道路における消防救急業務
携帯電話からの119番通報に関する申し合わせ	大阪市 他27消防本部・3町村	携帯電話等からの119番通報受入れ
中河内消防救急業務指導に関する協定	大阪府立中河内救命救急センター 他4機関	救急業務
救急医療相談業務に係る応援協定	大阪市	救急医療相談業務への参画
大規模災害発生時における消防活動拠点に関する覚書	大阪経済法科大学	消防本部機能等の移転

第2節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ

市長は、市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
本部長	自衛隊の災害派遣要請		■							
	知事へ自衛隊到着の報告				■					
	自衛隊の撤収要請									■
	受入れ体制の整備		■	■	■					
物資調達・配給班	活動に必要な資機材の調達				■	■	■	■	■	

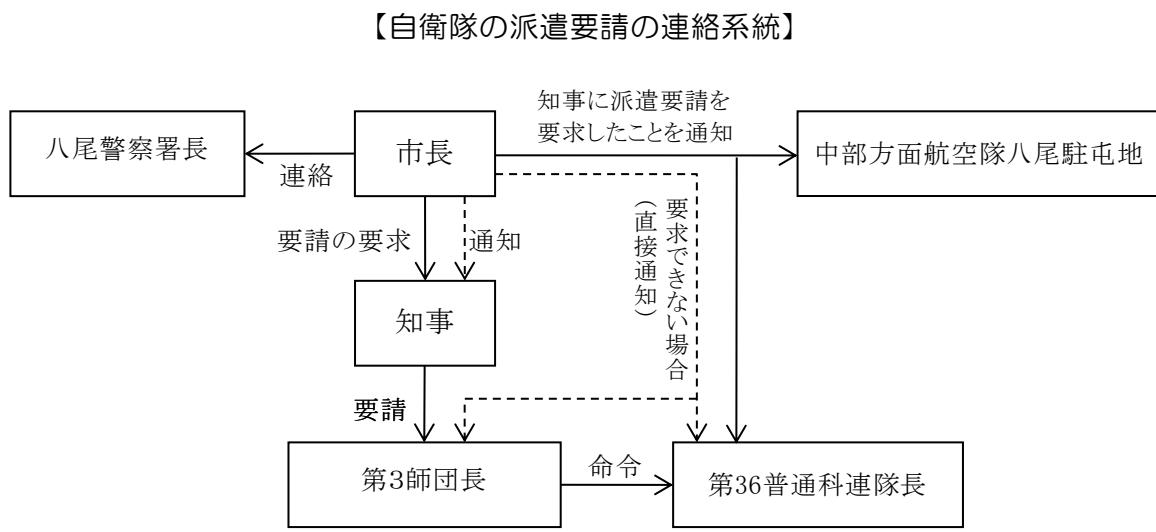
【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部長	知事へ自衛隊到着の報告 自衛隊到着の情報	自衛隊
	自衛隊の撤収要請 被災地の復旧情報等	庶務班
統括班	自衛隊の災害派遣依頼 被災情報	各班
	受入れ体制の整備 連絡職員に関する情報	府、自衛隊
物資調達・配給班	活動に必要な資機材の調達 資機材の配備状況	各班、自衛隊

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部長	自衛隊の災害派遣要請 自衛隊の派遣依頼	知事
	知事へ自衛隊到着の報告 自衛隊到着の情報	知事
	自衛隊の撤収要請 被災地の復旧情報等	知事
	自衛隊の災害派遣依頼 災害派遣の要請依頼	本部長
統括班	受入れ体制の整備 連絡職員の指名	府、自衛隊
	活動に必要な資機材の調達 資機材の確保状況	各班、自衛隊

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。



1 派遣要請

(1) 災害派遣要請の判断基準

災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市長が本市、府及び関係機関の機能をもってしても、なお応急対策に万全を期しがたいと判断した場合又は事態が急迫し、緊急措置を要する場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定により、部隊等の派遣要請を知事に要求する。

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣時における活動内容は、次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示(緊急)等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。
道路又は水路の機能確保	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、これらの機能確保又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

第2節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ

人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する防衛省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊の災害派遣

ア 知事への派遣要請等によるもの

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

知事は、市長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第3師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、そのいとまのない時は、電話又は口頭により行い、事後速やかに文書を提出する。

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知を行った場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

資料85 自衛隊災害派遣に関する知事への要求書様式

イ 自衛隊の自発的出動によるもの

(ア) 要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない時は、要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救助活動を実施するよう努める。

- 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

第2節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ

- 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、八尾警察署長から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救助の措置を取る必要があると認められる場合
- 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救助活動を実施する場合
- その他災害に際し、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

ウ 防衛省施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

(4) 災害派遣要請手続

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合、次の事項を明らかにして電話又は口頭で要求し、事後速やかに文書を提出する。事務は統括班が行う。

ただし、知事に派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域にかかる災害の状況を災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは第36普通科連隊、八尾駐屯地司令に通知する。その場合、通知した旨を速やかに知事に連絡する。

- 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

2 災害派遣部隊の受け入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

統括班は、派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。

作業実施期間中は、現場に責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し作業の推進を図る。

派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった場合は、できる限り物資調達・配給班で準備し、速やかに活動できるよう努める。

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第2節　自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ

3 知事への報告

市長は、自衛隊到着後及び必要に応じて以下の事項を知事に報告する。

- 派遣部隊の長の官職、氏名
- 隊員数
- 到着日時
- 従事している作業の内容及び進捗状況
- その他参考となるべき事項

4 撤収要請

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧段階に入った場合、市長は速やかに知事に対し、自衛隊の撤収要請を要求する。

資料85　自衛隊災害派遣に関する知事への要求書様式

第2節 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ

第3節 近畿地方整備局に対する災害時応援要請と受入れ

第3節 近畿地方整備局に対する災害時応援要請と受入れ

市長は、災害が発生又は、発生するおそれがある場合において、被害の二次災害防止に資するために、「災害時等の応援に関する申し合わせ(平成24年5月31日)」に基づき、近畿地方整備局へ応援を要請する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
統括班	災害派遣要請の判断、要請									
	リエゾンの受入れ									
	緊急災害対策派遣隊の受入れ									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
統括班	派遣要請 被害状況、災対本部設置の有無	災害現場
	応援の受入れ 活動場所の確保、必要資料情報	近畿地方整備局
	緊急災害対策派遣隊の報告	
	調査結果等の報告	近畿地方整備局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
統括班	派遣要請 緊急災害対策派遣隊の派遣要請	近畿地方整備局
	応援の受入れ 必要となる資料(図面等)	緊急災害対策派遣隊

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

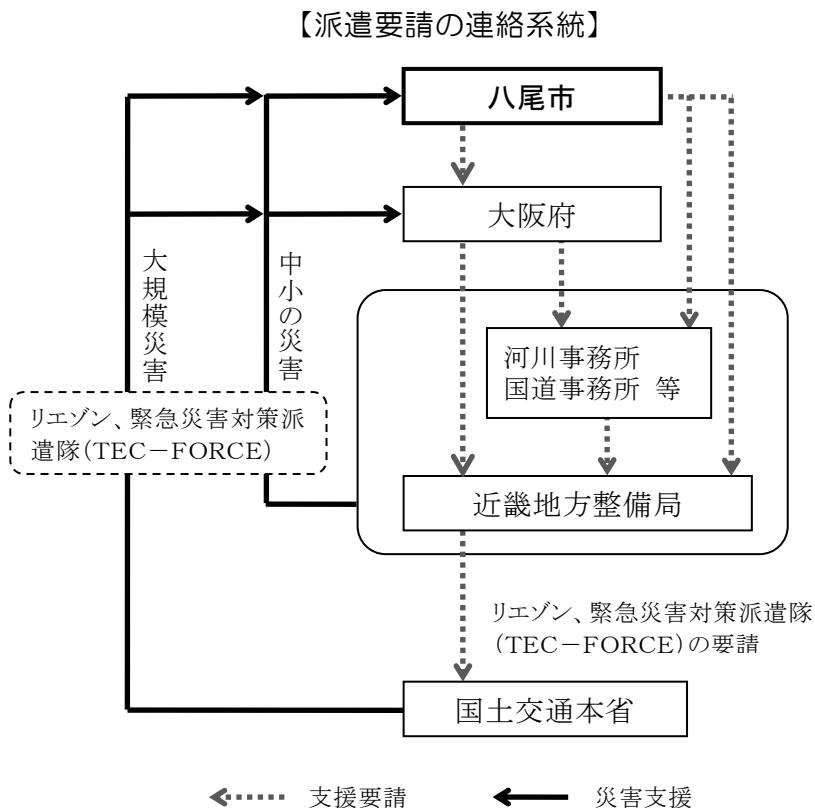
1 派遣要請

(1) 災害派遣要請の判断基準

統括班は、以下の項目のいずれかに該当した場合、近畿地方整備局に対してリエゾン(情報連絡員)、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請する。

- 八尾市内で重大な災害の発生、又は発生のおそれがある場合
- 八尾市災害対策本部を設置した場合
- 八尾市が応援を必要とする場合及び近畿地方整備局が応援を必要と判断した場合

第3節 近畿地方整備局に対する災害時応援要請と受入れ



(2) 災害派遣要請の範囲

- 情報の収集・提供(リエゾン[情報連絡員]含む)
- 近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害対策派遣隊含む)
- 災害に係る専門家の派遣
- 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 通行規制等の措置
- その他必要な事項

2 応援の受入れ

(1) リエゾンの受入れ

近畿地方整備局から派遣されたリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保する。

(2) 緊急災害対策派遣隊の受入れ

近畿地方整備局から派遣された緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力を行う。

第3節 近畿地方整備局に対する災害時応援要請と受入れ

3 緊急災害対策派遣隊の報告

近畿地方整備局は市に対し、緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告について速やかにその内容を提供する。

4 平素の協力

市及び近畿地方整備局は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力する。

資料78 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ

第3節 近畿地方整備局に対する災害時応援要請と受入れ

第4節 民間事業者等に対する協力要請

第4節 民間事業者等に対する協力要請

物資調達・配給班は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて民間事業者等から災害対策要員及び資機材を確保する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
物資調達・配給班	民間事業者等への協力要請									
動員受援・職員管理班	受入れ要員の宿泊場所の確保									
各班	協力要請									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
物資調達・配給班	民間事業者等への協力要請 民間事業者への協力要請依頼	各班
各班	協力要請 被災地での支援ニーズ等	被災地

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
物資調達・配給班	民間事業者等への協力要請 必要な支援に関する情報	民間事業者
	受入れ要員の宿泊場所の確保 宿泊場所のあつ旋	災害時応援要員
各班	協力要請 被災地での支援ニーズ等	物資調達・配給班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 民間事業者等への協力要請

物資調達・配給班は、民間事業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

応援の協力要請は、各班から直接協力要請の後、物資調達・配給班へ報告する。

3 受入れ要員の宿泊場所

動員受援・職員管理班は、状況を勘案しながら災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧等の中から適宜確保する。

資料53 災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧

第3章 消火、救助及び医療救護活動

第1節 消火・救助対策

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
救出救助班	消火活動									
	人命の救助、救急活動、行方不明者の捜索									
	重機の調達									
	応援要請									
消防団	警備部隊の編成・出動									
大阪府警察 (八尾警察署)	救助部隊の編成・出動									
	府警察本部と連携した活動									
	救出救助等の活動									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
救出救助班	消火活動	
	被災状況、出火状況	被災地 情報収集・整理班
	人命の救助、救急活動、行方不明者の捜索	
	被災状況	被災地 情報収集・整理班
消防団	警備部隊の編成・出動	
	被災状況	被災地 情報収集・整理班
大阪府警察 (八尾警察署)	救助部隊の編成・出動	
	被災状況	被災地 情報収集・整理班
	府警察本部と連携した活動	
	被災状況	被災地 情報収集・整理班
救出救助等の活動		
	被災状況	被災地 情報収集・整理班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
救出救助班	消火活動 出火現場の状況	情報収集・整理班 消防団
	人命の救助、救急活動、行方不明者の捜索 救助救急活動の状況	情報収集・整理班 消防団 大阪府警察(八尾警察署)
消防団	警備部隊の編成・出動 部隊の編成・出動状況	救出救助班 情報収集・整理班
	救助部隊の編成・出動 部隊の編成・出動状況	救出救助班 情報収集・整理班
大阪府警察 (八尾警察署)	府警察本部と連携した活動 府警察本部への出動要請	大阪府警察本部
	救出救助等の活動 救出救助等の活動状況	救出救助班 情報収集・整理班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1節 消火・救助対策

第1 消防活動の基本方針

1 消火活動

初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、消火活動を実施する。

2 人命の救助、救急活動、行方不明者の捜索

救出救助班は、大阪府警察(八尾警察署)及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、火災現場付近での人命救助活動を優先する等、救命効果の高い活動を実施する。

多数の要救助者がある地区においては、災害対策本部へ応援要請を行う。

資料113 被災者救出状況記録簿

3 重機の調達

救出救助班は、消火、救助、救急等の消防活動を実施するために必要となる重機が不足する場合は、物資調達・配給班に調達を要請する。

物資調達・配給班は、民間事業者に対して重機を提供するよう要請する。

4 応援要請

市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村等に応援を要請する。

応援を受ける場合、応援市町村に対して、災害の状況、地理等の情報を提供する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2 消防団の活動

消防団の活動範囲は、原則として分団区域とし、消防隊及び自主防災組織と連携を図る。

1 消防団における警備の内容

通常警備	通常火災の警備とする。
非常警備	大火災及び非常災害時における警備とする。

2 警備部隊の編成

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生その他により必要と認めた時は、非常警備体制を命ずる。

3 出動計画

火災その他災害時は、市長及び消防長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を覚知した時は、直ちに出動する。

第3 大阪府警察(八尾警察署)の活動

1 救助部隊の編成・出動

大阪府警察(八尾警察署)は、地震災害に伴う被害状況の早期把握に努め、自署員による救助部隊を編成し、救助を必要とする災害現場へ迅速に出動する。

2 救出救助等の活動

大阪府警察(八尾警察署)は、災害対策本部及び関係機関との密接な連携のもとに、被災者の救出救助活動や行方不明者等の捜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。

3 緊急交通路等の確保

大阪府警察(八尾警察署)は、迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、障害物の除去等道路管理者の活動を支援する。

4 府警察本部と連携した活動

被害発生状況等に基づき、機動隊等の出動の必要を認める場合は、速やかに大阪府警察(八尾警察署)から府警察本部に対して当該部隊の出動を要請する。

第1節 消火・救助対策

第4 各機関による連絡会議の設置

市、府、大阪府警察(八尾警察署)及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第5 自主防災組織の活動

地域住民による自主防災組織及び事業者の自衛防災組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防署、大阪府警察(八尾警察署)等防災関係機関との連携に努める。

第2節 応急医療対策

第2節 応急医療対策

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
医療班	災害医療情報の収集・伝達									
	市災害医療センターの体制確保									
	市内災害医療協力病院の体制確保									
	応援医療チームの受入れ調整									
	医療ボランティアの要請									
健康管理班	医療救護チームの編成									
	救護所の開設									
	応援医療チームの受入れ調整									
統括班	広域応援要請									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
医療班	災害医療情報の収集・伝達 人的被害状況、市内医療機関の被災状況 診療可能な医療機関及び空床状況 被災地医療ニーズ等の災害医療情報	救出救助班 健康管理班 情報収集・整理班
	市内災害医療協力病院の体制確保、応援医療チームの受入れ調整 医療ボランティアの要請 人的被害状況、市内医療機関の被災状況 診療可能な医療機関及び空床状況 被災地医療ニーズ等の災害医療情報	被災地 健康管理班 情報収集・整理班
健康管理班	医療救護チームの編成 災害医療情報	医療班
	救護所の開設 災害医療情報	医療班
統括班	広域応援要請 災害医療現場の状況、救護所状況	医療班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
医療班	災害医療情報の収集・伝達 人的被害状況、市内医療機関の被災状況 診療可能な医療機関及び空床状況 被災地医療ニーズ等の災害医療情報	府、報道広報班 健康管理班 大阪府八尾保健所
	救護所の開設と医療救護チームの編成 医療救護チームの編成要請 救護所開設情報の伝達	八尾市医師会 報道広報班
医療班	広域応援要請 日本赤十字社への応援要請	府
	医薬品等の調達 必要な医薬品、医療用資機材等の要請	医療関係機関 大阪府八尾保健所

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

府、市及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。

第1 災害時医療救護体制の確保

1 災害医療情報の収集・伝達

医療班は、災害が発生した場合、災害の状況に応じて、救出救助班、健康管理班、情報収集・整理班と連携し、人的被害状況、市内医療機関の被災状況、診療可能な医療機関及び空床状況、被災地医療ニーズ等の災害医療情報を収集、把握し、速やかに府に報告する。また、報道広報班と連携し、市民に対し医療班は災害医療情報を、健康管理班は救護所開設情報を提供する。

2 災害時医療救護体制の確保

健康管理班長は、災害医療情報に基づき、本部長と協議の上、救護所の開設等について指示する。

また、大阪府八尾保健所は、管内の地域医療救護全体の調整を行うため、地域災害医療本部を設置し、次に掲げる事項を処理する。

- 総合的な医療情報の収集および提供
- 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- 医療従事者確保の総合調整
- 医薬品等の供給に関する総合調整 等

3 救護所の設置基準

健康管理班長は、次の場合に救護所を設置する。

(1) 応急救護所

- 災害による負傷者が多数で、現地でのトリアージや応急処置が必要な場合

(2) 医療救護所

- 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

第2節 応急医療対策

4 市災害医療センターの体制確保

医療班長は、あらかじめ定められた地震発生時における市立病院の動員体制に基づき、医師等の招集を行う。

また、十分な体制が整わない場合、広域応援要請や医療ボランティアの受入れを要請する。

5 災害医療協力病院の体制確保

医療班は、災害医療協力病院に対して災害応急体制の確保を要請する。

6 救護所の開設と医療救護チーム(災害派遣医療チーム(DMAT)含む)の編成、派遣

健康管理班は、市立病院や八尾市医師会等に対し、医療救護チームの編成を要請し、救護所の開設及び運営を行う。救護所における現地医療活動は、医療救護チームがあたるものとし、必要に応じて地域災害医療本部(大阪府八尾保健所)及び府を通じて日本赤十字社等による応援医療チームを配備する。

医療救護チームの参集場所は市立病院とする。医療救護チームは、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。医療班は、備蓄物資の活用及び協定業者等からの調達によって、医薬品、医療用資機材を確保・供給する。

7 広域応援要請

統括班は、健康管理班又は医療班と協議の上、大阪府八尾保健所及び府を通じて日本赤十字社等に広域応援要請を行う。

8 応援医療チームの受入れ調整

応援医療チームの受入れ・配備については、健康管理班又は医療班において行う。参集場所は市立病院とする。

9 医療ボランティアの要請

健康管理班又は医療班は、市立病院、災害医療協力病院、救護所等において医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、医療ボランティアを地域福祉班に要請する。

10 各機関との窓口

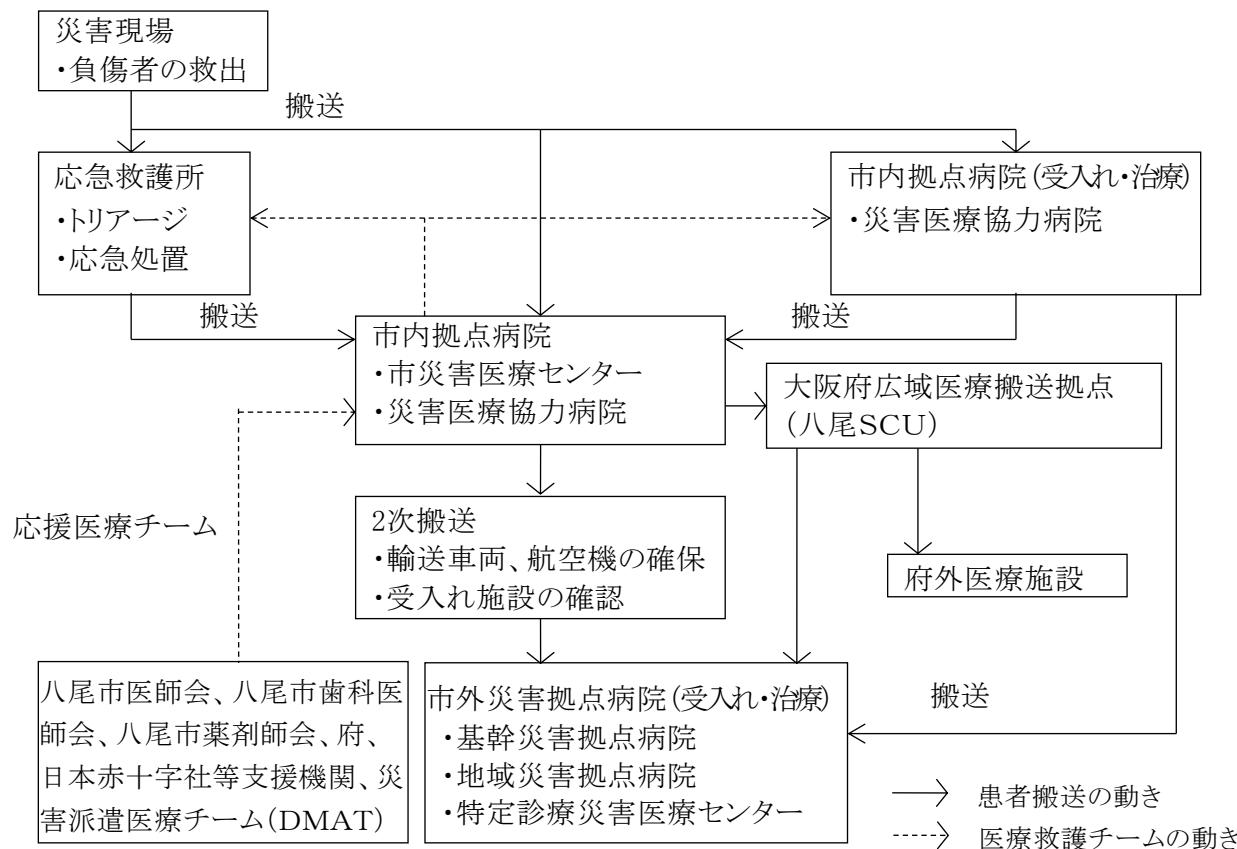
各機関との窓口は、下記のとおりとする。

【災害医療に係る各機関との窓口】

班 名	役 割
医療班	災害医療協力病院との調整
健康管理班	八尾市医師会との調整
統括班	府への派遣要請

第2 医療救護活動

【医療救護活動の体系】



※医療救護全体の調整は、大阪府八尾保健所(地域災害医療本部)が行う。

1 現地医療活動

(1)応急救護所における現地医療活動

災害発生直後から短期間、災害現場付近に応急的に設置(テント等)される応急救護所においては、次に定める医療救護活動を行う。

- トリアージ(負傷者選別)の実施
- 搬送前の応急処置
- 死亡の確認及び遺体の検案

(2)医療救護所における臨時診療活動

災害発生直後から中長期にわたって避難所等に併設される医療救護所においては、次の臨時診療活動を行う。

- 軽傷患者の一次医療
- 被災住民等の健康管理等

第2節 応急医療対策

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療や三次医療を災害医療機関が中心に受け入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

救出救助班は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、患者を搬送する。

(2) 市災害医療センターの活動

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- 市の災害拠点として患者の受入れと医療の提供
- 災害医療協力病院や災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(3) 災害医療協力病院の活動

災害医療協力病院は、市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

(4) 市外拠点病院の活動

ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

ウ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等専門治療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- 疾病に関する情報の収集及び提供

(5) 大阪府広域医療搬送拠点八尾SCU

市は、府と連携しながら大阪府広域医療搬送拠点八尾SCU(Staging Care Unit)を拠点とした患者の広域搬送を行う。

資料111 病院診療所医療実施状況

3 助産救護活動、疾病対策

(1) 助産の実施期間

医療班は、必要に応じ助産救護活動を行う。

助産を受けられるのは、災害のために助産の途を失い、災害発生の日の前後7日以内に分娩した者を対象とし、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

資料112 助産台帳

(2) 個別疾病対策

医療班、救出救助班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の医療機関情報について広報するとともに、医療救護活動を行う。

4 搬送

医療機関と密接な連携のもと、傷病者の搬送を実施する。

(1) 傷病者の搬送

救出救助班は、災害現場にて傷病者の応急手当を実施するとともに、八尾市医師会等関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市が搬送車両を確保する。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救出救助班による救護所からの救急搬送要請は、市内医療機関への搬送を原則とするが、傷病者の傷病状況及び市内医療機関の受入れ状況に応じて、市外の受入れ医療機関へ搬送する。

第2節 応急医療対策

(3) 広域搬送

救出救助班は、被災地域外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

また、状況に応じて八尾SCUを拠点とした患者の広域搬送を行う。

- ヘリコプターを使用した市外災害拠点病院への搬送
- 自衛隊機等を使用した府外医療施設への搬送

5 医薬品等の調達

医療班は、市内医療機関、八尾市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材等を調達する。また、日本赤十字社大阪府支部の協力を得て、血液製剤を調達する。それでもなお不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

医薬品等の受入れ及び一時保管は、薬剤師会等の協力のもと市立病院及び生涯学習センター又は市役所本庁とする。

第4章 避難受入れ活動

第1節 応急避難対策

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
本部長	避難勧告・指示(緊急)の判断 (実施)									
	警戒区域の設定									
統括班	避難勧告・指示(緊急)、 解除の連絡									
	警戒区域設定、解除の連絡									
交通班	規制の実施及びパトロール									
	避難路の確保									
関係各班	避難誘導									
	広域避難場所への誘導									
	広域避難場所の運営									
施設管理者	避難誘導									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部長	避難勧告・指示(緊急)の判断(実施) 市域各地区の災害状況 危険物保有事業者における被害情報	統括班
	警戒区域の設定 市域各地区の災害状況 危険物保有事業者における被害情報	統括班
	避難勧告・指示(緊急)の連絡 避難勧告・指示(緊急)の内容	本部長
	警戒区域設定の連絡 警戒区域の設定情報	本部長
統括班	規制の実施及びパトロール 警戒区域の設定情報	統括班
	避難路の確保 避難勧告・指示(緊急)の内容 被害情報	統括班 情報収集・整理班
	避難誘導 避難勧告・指示(緊急)の内容 警戒区域の設定情報	統括班
関係各班	広域避難場所への誘導 警戒区域の設定情報 大火災情報	統括班 情報収集・整理班
	広域避難場所の運営 警戒区域の設定情報 避難者情報	統括班
	避難誘導 避難勧告・指示(緊急)の内容 警戒区域の設定情報	統括班
施設管理者		

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部長	避難勧告・指示(緊急)の連絡	
	避難勧告・指示(緊急)の内容	統括班
統括班	警戒区域設定の連絡	
	警戒区域の設定情報	統括班
統括班	避難勧告・指示(緊急)の判断(実施)	
	市域各地区の災害状況 危険物保有事業者における被害情報	本部長
統括班	警戒区域の設定	
	市域各地区の災害状況 危険物保有事業者における被害情報	本部長
統括班	規制の実施及びパトロール	
	警戒区域の設定情報	交通班
統括班	避難誘導	
	避難勧告・指示(緊急)の内容 警戒区域の設定情報	避難所管理・教育班 施設管理者
統括班	避難路の確保	
	避難勧告・指示(緊急)の内容	交通班
統括班	広域避難場所への誘導	
	警戒区域の設定情報	避難所管理・教育班
統括班	広域避難場所の運営	
	警戒区域の設定情報 避難者情報	避難所管理・教育班
情報収集・整理班	避難路の確保	
	被害情報	交通班
情報収集・整理班	広域避難場所への誘導	
	大火災情報	避難所管理・教育班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1節 応急避難対策

第1 避難の勧告又は指示(緊急)

次表に示す勧告・指示者は、災害の発生によってがけ崩れ等の被害の危険性がある地域の住民に対し、避難勧告又は指示(緊急)を行い、生命又は身体の安全を確保する。

1 避難の勧告又は指示(緊急)の判断

(1) 実施責任者

避難の勧告又は指示(緊急)を行う者は、次のとおりである。

【避難勧告又は指示(緊急)を行う者と根拠法】

実施責任者	種類	災害の種類、内容	根拠法
市長	準備・高齢者等避難開始	災害全般	—
	勧告、指示(緊急)	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示(緊急)	災害全般 市長が指示できないと認められる場合又は市長から要請があった時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた府の職員	指示(緊急)	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者(市長)	指示(緊急)	洪水	水防法第29条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	指示(緊急)	災害全般 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示(緊急)を行うことができる	自衛隊法第94条

(2) 勧告及び指示(緊急)の区分、基準及び伝達方法

災害が発生し又は発生のおそれがある状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の発令及び避難の勧告又は指示(緊急)を発令する。避難所が被災した場合等代替避難所を設置している場合は、その情報を伝達する。これらについては、自主防災組織、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図る。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

発令時の基準	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性が予想される状況
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ○発令者 ○避難準備・高齢者等避難開始対象地域 ○避難準備・高齢者等避難開始の理由
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用を併用する。
居住者等に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人々は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所等へ立退き避難することが強く望まれる。

イ 避難勧告

発令時の基準	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ○発令者 ○避難対象地域 ○避難先 ○避難経路 ○避難理由 ○避難時の注意事項等
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用を併用する。
居住者等に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定避難所等へ速やかに立退き避難する。 指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」^{※1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{※2}を行う。

※1 近隣の安全な場所:指定避難所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

第1節 応急避難対策

ウ 避難指示(緊急)

発令時の基準	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 人的被害が発生した状況
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告に準じる
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用を併用する。
居住者等に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所等へ緊急に避難する。 指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所:指定避難所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

2 避難勧告又は指示(緊急)の連絡

(1) 市長が避難勧告又は指示(緊急)を行った場合

市長は、避難勧告又は指示(緊急)を行った場合、知事及び関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

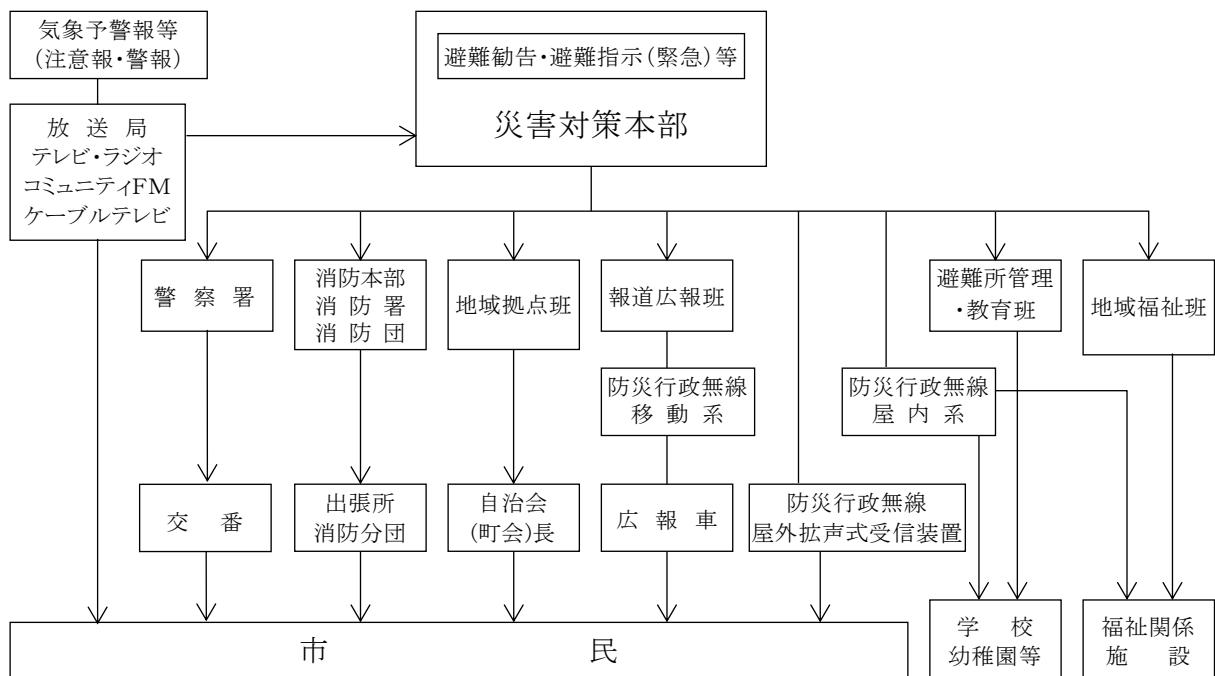
(2) 市長以外が避難勧告又は指示(緊急)を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示(緊急)を行った場合は、直ちに市長に報告し、市長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

(3) 避難情報の連絡経路

避難勧告又は指示(緊急)の連絡経路は、次の図を基本とするが、状況に応じ、迅速に市民等に情報を伝達することを最優先とし、あらゆる手段で伝達する。

【避難情報の連絡経路】



3 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示(緊急)の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第1節 応急避難対策

第2 警戒区域の設定

次表に示す設定権者は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

【警戒区域の設定権者と根拠法】

設定権者	災害種類	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防法第28条
消防長又は消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条

※警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいない又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

本部長は、警戒区域の設定について八尾警察署長等関係者との連絡調整を行う。

本部長は、警戒区域を設定した場合、八尾警察署長に協力を要請して警戒区域から関係者以外の退去又は立入禁止の措置をとる。

交通班は、大阪府警察(八尾警察署)、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火のパトロールを行う。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示(緊急)の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

第3 避難

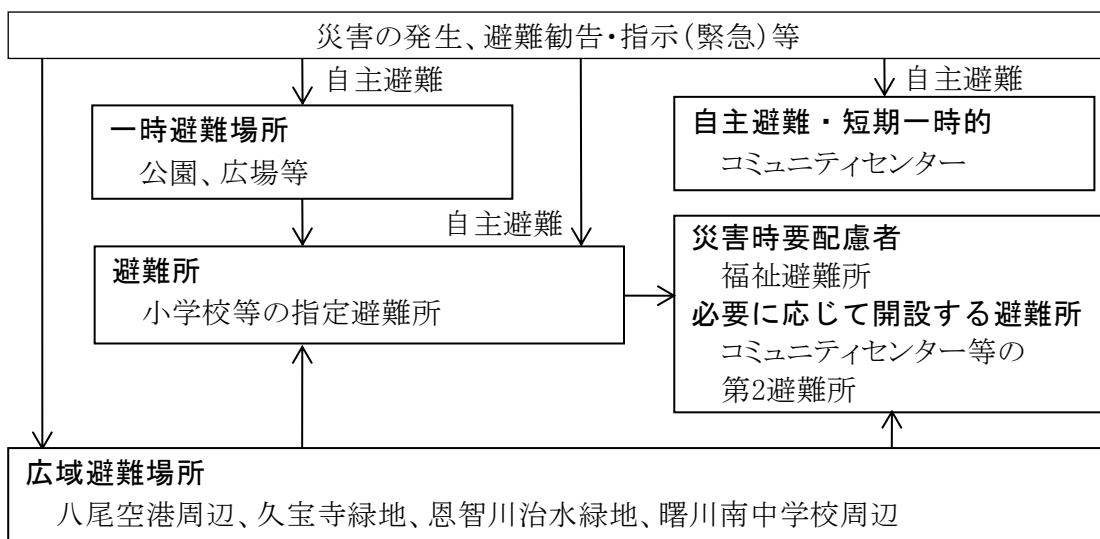
市は、災害から市民の安全を確保するため、関係機関との連携のもと、災害時要配慮者に配慮しつつ、避難勧告・指示(緊急)、誘導等必要な措置を講じる。

1 避難誘導

(1) 避難の流れ

市民が自ら避難する場合又は誘導員等が市民を避難誘導する場合は、次図の流れによる。

【避難誘導の流れ】



第1節 応急避難対策

(2) 避難場所について

一時避難場所、避難所(指定避難所、福祉避難所、第2避難所、臨時避難所)は、資料編を参照。

- 資料42 一時避難場所
- 資料44 指定避難所
- 資料45 福祉避難所
- 資料46 第2避難所
- 資料47 臨時避難所

(3) 広域避難場所

広域避難場所は、八尾空港周辺、久宝寺緑地、恩智川治水緑地、曙川南中学校周辺の4箇所を指定している。

- 資料43 広域避難場所

2 自主避難

市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は自主的に避難する。

避難勧告・避難指示(緊急)による避難においても、自主防災組織、自治会(町会)等を中心とする自主避難を基本とする。

3 避難誘導

関係各班は、避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、避難行動要支援者及び必要な介助者を優先して行う。

市長は、避難誘導が必要と認める場合には、大阪府警察(八尾警察署)の協力を得るとともに、自主防災組織や消防団、社会福祉施設、自治会(町会)等と連携して避難誘導を行う。

学校、幼稚園、保育所、病院、事業者、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の施設管理者等が避難誘導を実施する。

交通施設等において避難誘導する場合は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

地域福祉班は、災害時要配慮者の避難誘導にあたっては、下記のとおり実施する。

なお、個別避難支援計画が策定された避難行動要支援者に対しては当該計画に基づき、災害時要配慮者の特性を踏まえ、あらかじめ定めた手順により安否確認及び避難誘導を行う。

- 家族介護等で避難することができないが避難所において生活できる人は、一般の避難所に受け入れる
- 家族介護等で避難することができず避難所において生活できない人は、福祉避難所に受け入れる
- 家族介護等で避難はできるが避難所において生活できない人は、福祉避難所に受け入れる
- 寝たきり等施設での生活が必要な人は、老人福祉施設での対応を要請する
- 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う
- その他、市民は、地域の災害時要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する
- 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う

4 避難路の確保

交通班は、府、大阪府警察(八尾警察署)、道路管理者との連携のもと、市民の安全のために避難路の確保に努める。

5 広域避難場所への誘導

市街地大火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、全班が連携し、市街地大火災の輻射熱から市民の安全を確保するために、次の方針で市民を広域避難場所へ誘導する。

- おおむね南西エリアは、八尾空港周辺へ誘導する
- おおむね北西エリアは、久宝寺緑地へ誘導する
- おおむね北東エリアは、恩智川治水緑地へ誘導する
- おおむね南東エリアは、曙川南中学校周辺へ誘導する

6 広域避難場所の運営

関係各班は、施設管理者と協力して広域避難場所を運営する。

運営方針は、避難所運営に準じる。

統括班は、市街地大火災等により、避難所となるべき施設の多くが被災し、市内で避難者を受入れることができない時は、ただちに市外の避難所を確保するために、近隣市町等に避難者の受入れを要請する。

避難所管理・教育班は、前項の場合、一時的にせよ屋外で避難生活を送る必要が生じるため、次の措置を講じる。

- 災害時要配慮者を優先的に利用可能施設に受入れる
- 自衛隊へ要請し屋外にテントを設営する
- 民間事業者からのテントの借り上げ等を行う

第1節 応急避難対策

【避難にあたっての留意点と方法】

- 火気・危険物等の始末を完全に行うとともに、ブレーカー(電流遮断機)を「切」の位置に切り替え、電気を遮断すること
- 事業者は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること
- 非常持出し品等は最小限にとどめること
- 避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する
- 避難者は、できるだけ名簿(住所、氏名、年齢、血液型等を記入)を準備する
- 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する
- 貴重品以外の荷物は持ち出さない
- 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく
- その他避難の指示が発せられた時、直ちに避難できるよう準備を整えておく
- 車両による避難は原則として行わないこと
- 避難者は、地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を通って徒歩で避難する
- 避難誘導にあたっては、災害時要配慮者に配慮し、できる限り早期に避難させる
- 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する

第2節 避難所の開設・管理

第2節 避難所の開設・管理

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
避難所開設班	指定避難所の開設									
	避難所の管理									
	避難所の閉鎖									
	避難所閉鎖の連絡									
関係各班	災害時要配慮者への配慮									
地域福祉班	福祉避難所の開設、管理									
避難所管理・教育班	指定避難所の開設									
	第2避難所の開設、管理									
	臨時避難所の開設、管理									
	避難所閉鎖の連絡									
動員受援・職員管理班	第2避難所の開設、管理									
統括班	知事への報告									
	広域一時滞在									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
避難所開設班	指定避難所の開設 震度情報(地震の時)、市域各地区の災害状況 避難勧告・指示(緊急)、避難者状況	テレビ、ラジオ等 統括班
	避難所の管理 避難者の需要	避難者
	避難所の閉鎖 避難所閉鎖指示等	避難所管理・教育班
	災害時要配慮者への配慮 避難者に関する情報	担当避難所、避難者
関係各班	福祉避難所班の開設、管理 災害時要配慮者の避難状況	避難所管理・教育班
避難所管理・教育班	第2避難所の開設 指定避難所における避難者状況	避難所開設班
	臨時避難所の開設 指定避難所、第2避難所における避難者状況	避難所開設班 第2避難所
	第2避難所の開設、管理 第2避難所への職員の派遣要請	避難所管理・教育班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
避難所開設班	指定避難所の開設 避難所開設情報	避難所管理・教育班
	避難所の管理 避難者の需要	避難所管理・教育班
	避難所の閉鎖 避難所閉鎖指示等	避難者
	避難所閉鎖の連絡 避難所閉鎖完了情報	避難所管理・教育班
	災害時要配慮者への配慮 災害時要配慮者対策の情報	災害時要配慮者
関係各班	福祉避難所の開設、管理	
	福祉避難所開設状況	避難所管理・教育班
避難所管理・教育班	第2避難所の開設 第2避難所への職員の派遣要請	動員受援・職員管理班
	臨時避難所の開設 臨時避難所の開設の要請	施設管理者
	避難所閉鎖の連絡 避難所閉鎖指示等	避難所開設班 第2避難所
	第2避難所の開設、管理 第2避難所の開設、管理指示	担当職員
統括班	関係機関への通知 避難所開設状況	知事

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第2節 避難所の開設・管理

第1 避難所の開設

市は、避難受入れが必要な場合は、避難施設の安全性や、ライフラインや道路の途絶等の状況を踏まえ、避難所を開設することの適否を検討し、速やかに避難所を開設する。

1 指定避難所の開設

(1) 避難所の開設基準

- 緊急を要する自主的な避難があつた時
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)等が出された時、または出される見込みがある場合
- 市民の避難を必要と認めた時
- 震度5強以上を観測した場合や特別警報が出された時は、指定避難所の全てを開設

(2) 避難受入れの対象者

- 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- 現に災害を受けた者であること
- 避難勧告・指示(緊急)の出た地域の住民であること
- 避難勧告・指示(緊急)は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- その他避難が必要と認められる場合

(3) 勤務時間内における開設

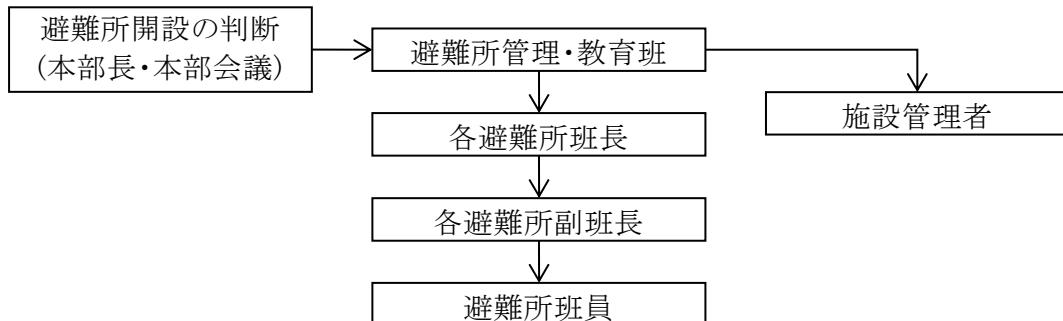
ア 震度5強以上を観測した場合

避難所管理・教育班は、庁内放送及び防災行政無線等により全指定避難所開設の指示を行う。また、避難所開設班は、上記の指示の到達の有無に関わらず、震度5強以上を観測した場合は、担当避難所へ参集する。

イ それ以外の災害の場合

災害対策本部長又は災害警戒本部長・警戒準備本部長の指示によって、避難所管理・教育班が連絡を担当し、必要な避難所の開設を行う。

【避難所開設の伝達の流れ（勤務時間内）】



(4) 勤務時間外における開設

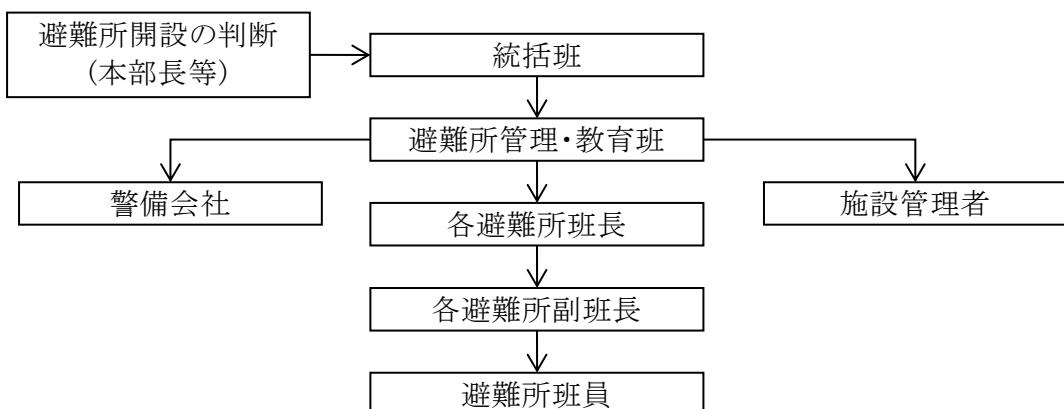
ア 震度5強以上を観測した場合

勤務時間外においては、震度5強以上を観測した場合は、自動的に避難所の開設を行うものとし、避難所開設班は避難所に自主参集し、避難所の開設を行う。

イ それ以外の災害の場合

避難所開設の判断は、災害対策本部長又は災害警戒本部長・警戒準備本部長が行い、統括班は避難所管理・教育班長へ連絡を行う。避難所管理・教育班長は、各避難所班長、施設管理者、警備会社へ連絡を行う。各避難所班長は、情報伝達手段が使えない場合は、避難所開設の判断がなされたものと見なし、自主的に避難所を開設する。

【避難所開設の伝達の流れ（勤務時間外）】



ウ 勤務時間外の開錠

勤務時間外の開錠は原則として、避難所開設班が行う。

2 福祉避難所の開設、管理

地域福祉班は、災害時要配慮者の避難状況により、必要に応じて、福祉避難所を開設し、災害時要配慮者などの避難にあたっては、福祉避難所に誘導し、男女双方の視点に配慮し、適切な環境での避難生活を送れるようにする。

3 第2避難所の開設、管理

避難所管理・教育班は、指定避難所だけでは不足する場合、市民の利便性等を考慮し、動員支援・職員管理班に避難所開設職員の派遣を要請し、派遣された職員があらかじめ定めた第2避難所を開設、管理する。

なお、第2避難所のうち、コミュニティセンター・人権コミュニティセンターは、台風接近時などにおいて、住民より自主避難のための避難所開設の要請を受けた場合や、本部長が短期一時的な避難所開設の必要性があると判断した場合に避難所として開設する。（この場合、

第2節 避難所の開設・管理

指定避難所より先に開設することもあり得る。)また、その開設、管理は、当該センター職員が行うが、避難所運営において応援が必要な場合は、動員受援・職員管理班に応援職員の派遣を要請する。

4 臨時避難所の開設、管理

(1) 指定避難所、福祉避難所及び第2避難所だけでは不足する場合

指定避難所、福祉避難所及び第2避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合は、他の公共施設及びあらかじめ承諾を受けた民間の施設管理者に対し、臨時避難所としての施設の提供を要請し、承認を得たうえで開設する。

また、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設を確保する。ただし、市役所本庁舎や外部からの応援部隊の活動拠点等の防災中枢拠点(市庁舎本館、消防庁舎、水道局庁舎等)での開設は行わない。

(2) 避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に開設された避難所に避難するよう指示する。ただし、開設された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで臨時避難所として開設する。

(3) 臨時避難所の運営

臨時避難所を開設する場合は、施設管理者と協議のうえ、避難者による自主運営を基本とする。開設後は、指定避難所と同等に扱う。

5 災害時要配慮者への配慮

関係各班は、避難所の開設にあたって、避難支援等関係者の協力を得つつ、災害時要配慮者に配慮する。

6 自主避難

避難所への避難は、市民の自主避難を基本とする。

なお、市民は、自己に危険があると判断した場合、避難所開設を市長に要請することができる。この場合、開設の適否、場所・時間、要員等について、市長が判断し決定する。

7 避難者の健康状態に関する情報の周知

健康管理班は、避難者の健康状態に関わる重要な情報(エコノミークラス症候群の予防法等)について、可能な限り早期にチラシ等により周知する。

8 関係機関への通知

統括班は、直ちに避難所開設の状況を府防災情報システム、電話・ファックス等により知事に報告する。

第2 避難所の管理

1 避難所の管理運営体制の構築

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、避難所班長とする。

(2) 運営主体

校区まちづくり協議会、自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設けて、自主的な活動によって避難所を運営する。

(3) 避難所運営委員会の構成員

- 校区まちづくり協議会、自主防災組織等住民団体
- ボランティアの代表

(4) 行政の役割

避難所班長及び施設管理者は、避難所運営委員会と協議しながら、避難所の運営を補助する。

2 避難所のICT化

情報通信班は、避難所にパソコンを配備し、避難所管理・教育班と避難所開設班が効率的に情報連携できるようにするとともに、災害対策本部からの情報を、パソコンを通じて避難所に伝達できるようにする。

3 避難所の機能・役割

避難所は、避難者の生活の場であるとともに、被災した市民への生活支援を行う拠点として位置づけ、機能させる。

- 食料、飲料水、生活必需品等の供給拠点
- 医療・救護の拠点(必要に応じて応急救護所の設置、巡回診療の実施等)
- 市からの情報伝達・広報の拠点(掲示板等の設置)

第2節 避難所の開設・管理

【避難所管理運営の留意点】**(1)避難者名簿等の作成**

避難所班長及び避難所運営委員会は、避難者名簿等を作成するとともに、自宅、テント及び車等、避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、これを基に避難所状況報告書をできる限り早期に作成し、避難所管理・教育班へ避難所状況を報告する。

(2)食料、生活必需品の請求及び配布

避難所班長及び避難所運営委員会は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめた後、避難所管理・教育班に調達・運搬を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、そのつど避難所物資受払簿に記入のうえ住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

なお、食料の調達・要請にあたっては、避難者の食物アレルギーの有無に留意する。

(3)混乱防止のための避難者向け情報等の掲示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、壁新聞等の形式により市の応急対策の実施状況や支援メニュー等の情報、避難所生活の心得、安否伝言板等を掲示する。

(4)生活環境への配慮

避難所班長及び避難所運営委員会は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等生活環境の整備に努める。また、生活環境を常に良好に保つため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。

(5)男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

避難所班長及び避難所運営委員会は、避難所の運営における女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(6)相談窓口の設置

避難所班長及び避難所運営委員会は、避難者及び周辺地域の被災者の不安感の解消や生活物資等に関するニーズの把握、復旧に向けた相談などに対応するため、災害窓口班や地域拠点班と連携しながら、避難所内に相談窓口を設置する。また、相談窓口の設置にあたっては、性別に配慮し、相談しやすい環境をつくる。

(7) 災害時要配慮者への配慮

避難所班長及び避難所運営委員会は、避難所を開設した場合、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査(一次調査)を行う。

避難所班長及び避難所運営委員会は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を地域福祉班と調整のうえ、避難所管理・教育班に要請する。

避難所班長及び避難所運営委員会は、災害時要配慮者の避難空間についてはプライバシーの保護、トイレ等の利用のしやすさ、騒音の少ない場所等、特別の配慮を行うとともに、必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、災害時要配慮者用避難所への避難、被災地外への避難等が行えるよう地域福祉班と協議する。

避難所班は、地域福祉班と連携し、避難所での情報提供について、わかりやすい日本語や他言語対応に留意しながら、掲示板、放送等を活用する等災害時要配慮者に配慮した対策を実施する。

(8) 外国人避難者への配慮

避難所班長及び避難所運営委員会は、外国人避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(9) 避難所生活の長期化への対応

避難所班長及び避難所運営委員会は、避難所生活の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

また、健康管理班と連携して、避難所等におけるインフルエンザ、食中毒等の感染症、エコノミークラス症候群の予防、心のケア等、必要な措置を講じる。

(10) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

避難所班長及び避難所運営委員会は、動物を連れた避難者がいた場合、人の避難施設とは別の場所で動物を保管し、飼養者へ管理させる同行避難を実施する。

報道広報班は、動物(特に危険な動物)を飼養している市民に対して、災害時において飼養している動物が、周辺住民や被災者へ危害を加えないよう、平常時から外部へ逃げないような工夫をしておくよう啓発活動を行う。また、動物飼養者は、平常時から、上記の対策を講じておく。

資料 97 避難所状況報告書避難所設置及び受入状況

資料 98 避難者名簿(初動期・世帯単位・50音順)

資料105 避難所設置及び収容状況

第2節 避難所の開設・管理

第3 避難所の集約及び解消

市は、施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

1 避難所の閉鎖

開設した避難所は、災害の復旧状況に応じて原則として次の順序で閉鎖し、集約する。

- 1 臨時避難所
- 2 第2避難所
- 3 福祉避難所、指定避難所

2 避難所閉鎖の連絡

避難所管理・教育班は、本部長から閉鎖及び集約の指示があった場合は、その旨を避難所開設班に伝える。

避難所開設班は、避難所を閉鎖したあと、その旨を避難所管理・教育班に報告する。

避難所閉鎖の報告を受けた避難所管理・教育班は、その旨を統括班に報告する。

統括班は、避難所の閉鎖状況を知事に報告する。

3 避難所の早期解消のための取組

市は、府と充分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっ旋を行う等、避難所の早期解消に努める。

また、市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第4 広域一時滞在

統括班は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、八尾市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第1節 給水活動

第5章 緊急物資の供給

市は、家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

第1節 給水活動

市は、大阪広域水道企業団、日本水道協会及び他の市町村等の応援を得ながら応急給水を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
応急給水・上水道班	災害状況の把握									
	応急給水計画の作成									
	応急給水の実施									
	給水場所・給水時間の広報									
	応援要請									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
応急給水・上水道班	災害状況の把握 貯水池の貯水量、断水状況等の被災状況	各班、現場

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
応急給水・上水道班	給水場所・給水時間の広報 給水場所、給水時間、断水の解消見込みの情報	市民
	応援要請 被災状況 必要資源の確保状況 応援要請	民間事業者 府 大阪広域水道企業団 日本水道協会

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 災害状況の把握と応急給水計画の作成**(1)被災状況の把握**

応急給水・上水道班は、災害発生後、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

- 受水池、配水池等の被災状況を確認し、貯水量の把握を行う
- 大阪広域水道震災対策中央本部又はブロック本部と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う(府域に震度5弱以上を観測した場合に、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部は自動的に設置される)
- 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う

(2) 応急給水計画の作成

ア 給水対象区域の把握

断水状況に基づき、応急給水対象区域を設定する。

イ 給水計画の作成

- 受・配水施設、耐震性貯水槽設置箇所における拠点給水方式
- 市役所本庁等災害対策の拠点となる施設への給水方式
- 避難所への搬送による給水方式
- 病院、福祉施設の緊急給水を必要とする施設への給水方式
- 仮設給水栓の設置による給水
- 大阪広域水道企業団のあんしん給水栓からの給水

ウ 初動時の応急給水作業の要員、車両の確保

エ 給水用資機材の調達

オ 飲料水の水質検査及び消毒

2 給水の実施

(1) 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

(2) 供給拠点

龍華配水場、高安受水場、南部低区配水池、北部低区配水池を供給拠点とする。

供給拠点においては、緊急給水、給水拠点による給水のための給水タンク積載車両等に対する給水とともに住民への給水を行う。

資料31 水道施設の概要

(3) 搬送による緊急給水

救護所、病院、福祉施設等の緊急を要する施設については、要請に応じて給水タンク積載車両、給水ポリ容器等運搬車両によって、優先的に給水を実施する。

第1節 給水活動

(4) 給水拠点による給水

指定避難所及び災害時要配慮者用避難所については、給水タンク積載車両、給水ボリ容器等運搬車両によって給水する。避難所においては、あらかじめ飲料水用水槽の設置を行う。

(5) 仮設給水栓による給水

施設の復旧状況に応じて、配水管路上の消火栓活用による給水を実施する。

(6) 災害用備蓄水の配布

資料 80 その他民間協定等

資料104 救助の種目別物資受払状況

資料108 飲料水の供給簿

3 広報

応急給水を実施するにあたり、給水場所、給水時間について広報車等で広報を行う。

市民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を行う。

4 応援要請

応急給水・上水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ近隣の協定締結市・団体等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、日本水道協会支部長市を通じ、広範な他の市町村等に応援を要請する。

5 水道相互応援協定の締結状況

【水道相互応援協定の締結状況】

協定名	協定市町村・団体名	内 容
大阪市水道と八尾市水道の相互応援給水に関する協定	大阪市	緊急時の相互応援給水
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部区域内の会員	地震・風水害・渇水時の応援復旧等
水道事業における災害時の相互応援に関する基本協定	柏原市	緊急時の相互応援活動
東部大阪水道協議会 水道災害時相互応援に関する協定	東水協会員各市	水道災害時の相互応援活動
大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団 他1企業団、府内42市町村(大阪市を除く)、大阪府健康医療部	地震及びその他大規模事故の応急復旧の相互応援

第2節 食料及び生活必需品の供給

第2節 食料及び生活必需品の供給

市は、避難所等からの報告に基づき、食料及び生活必需品の必要品目及び必要数量を把握し、府、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確な確保・供給を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
物資調達・配給班	供給計画作成									
	調達・配送									
	府への調達依頼									
	供給									
避難所管理・教育班	炊き出しの実施									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
物資調達・配給班	供給計画作成 食料、生活必需品のニーズ	避難所管理・教育班
	調達・配送の実施 確保可能な食料等調達量、車両台数	民間事業者 車両・用地班
	府への調達依頼 食料、生活必需品の調達状況	物資調達・配給班 避難所管理・教育班
	食料・生活必需品の調達配達 調達要請	物資調達・配給班
統括班		

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
物資調達・配給班	供給計画作成 避難所等の食料、生活必需品のニーズ	物資拠点の物流専門家 自班(物資調達・配給班)
	調達・配送の実施 配送に必要な食料調達量、車両台数	民間事業者 車両・用地班
	府への調達依頼 調達依頼、現状の食料・生活必需品の調達状況	府

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 食料・生活必需品供給計画の作成

(1) 供給の対象者

ア 食料供給の対象者

- 避難所に受入れされた者
- 自宅、テント及び車等、指定避難所以外で生活している避難者
- 全半壊(焼)、流失、床上浸水等で炊事できない者
- 旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段のない者
- 職員、応援要員

イ 生活必需品供給の対象者

- 全半壊(焼)、流出、床上浸水等によって、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する内容

ア 供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後は調達食料を基本とする。

調達食料については、弁当等調理済み食品を基本とし、状況に応じて食材の調達・調理等炊き出しを行う。また、食物アレルギー保持者、高齢者や乳幼児等に配慮し、食物アレルギーに対応した食品、高齢者食及び粉ミルク等を供給する。

イ 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目を中心に現物供給するが、これに限らず、被災の状況や時間の経過、季節、男女双方の視点等被災者の需要に応じて、適宜必要な物資を調達・供給する。

- 寝 具 毛布等
- 衣 服 肌着等
- 炊 事 道 具 炊飯器、鍋、包丁等
- 食 器 類 茶碗、皿、箸等
- 保 育 用 品 ほ乳瓶、おむつ等
- 光 熱 材 料 カイロ、懐中電灯等
- 衛 生 用 品 生理用品、高齢者用おむつ等
- 日 用 品 石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙等
- 要介護機器等 車椅子、杖、補聴器等

第2節 食料及び生活必需品の供給

(3)食料・生活物資供給計画の作成

物資調達・配給班は、対象者数から必要な食料及び生活物資の数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量を算定・整理し、供給計画を作成する。なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

2 食料・生活必需品の調達・配送

(1)調達

ア 備蓄食料、備蓄品

物資調達・配給班は、備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料、調達品

物資調達・配給班は、協定業者等から食料及び生活必需品を調達する。

流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者等からも調達する。

市において食料及び生活必需品の調達が困難な場合は、統括班を通じて知事又は他の市町村に要請する。また、毛布及び日用品の調達が困難な場合は日本赤十字社大阪府支部へも要請する。なお、他の市町村、近畿農政局(大阪府拠点)、日本赤十字社大阪府支部に要請した場合は、府に報告する。

(2)配送

物資調達・配給班は、備蓄食料、備蓄物資の配送を行う。配送に必要な車両は、車両・用地班の協力を得て公用車を活用する。

民間事業者等からの調達食料、物資については、業者等によって避難所等への直接配送を行う。

物資調達・配給班は、車両を調達できない場合、協定を締結している運送業者等の協力を得て、輸送手段を確保する。

市外からの支援食料や生活必需品、義援物資については、物資調達・配給班が、協定を締結している運送業者等の協力を得ながら、避難所や食料を必要としている場所に確実に配送する。

資料104 救助の種目別物資受払状況

3 府への食料調達の依頼

市長は、市の備蓄食料が不足する場合は、知事に対し府災害救助用食料放出依頼を行う。

(1)米穀、乾パン、漬物

市長は、知事の同意を得て「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」の定めるところにより引渡しを受ける。また、交通、通信の途絶のため知事と連絡がつかない場合も、同要領の定めるところにより引渡しを受けることができる。

(2)アルファ化米等その他の食料

市長は、必要に応じ知事へアルファ化米等食料の供給について、電話又は大阪府防災情報システムにより要請を行い、事後速やかに所定の手続を行う。

4 供給

避難所等での食料、物資の配布については、避難所開設班が避難所内の住民組織、ボランティア等と協同で実施する。

救援物資が極度に不足する場合や災害時要配慮者用の物資、医薬品の分配については、必要性、緊急性に応じて配布する。

5 炊き出しの実施

避難所管理・教育班は、弁当等の調達ができない場合、炊き出しの手配を行う。炊き出しは、避難所内の住民、ボランティア、地域各種団体、自衛隊等の協力のもと実施する。炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

地域福祉班は、避難所管理・教育班と協議のうえ、他団体等からの炊き出しの申し出を受け入れる。

資料107 炊き出し給与状況

第3節 物資の緊急輸送拠点の設置・運営

第3節 物資の緊急輸送拠点の設置・運営

大規模な災害が発生し、市域全域にわたって避難所の開設等を行った場合は、物資の緊急輸送拠点を設置し、物資の集積・供給等を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
物資調達・配給班	緊急輸送拠点の設置									
	緊急輸送拠点の運営									
	義援物資の配布									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
物資調達・配給班	緊急輸送拠点の運営 供給計画	自班(物資調達・配給班)

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
物資調達・配給班	緊急輸送拠点の運営 供給計画に基づく物資のニーズ	緊急輸送拠点要員 (物流専門家等)

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 物資の緊急輸送拠点の設置

(1) 設置基準

物資調達・配給班は、大規模な災害が発生し、市域全域にわたって避難所を開設した場合等で、設置が必要と認められる場合、物資の緊急輸送拠点を設置する。

(2) 設置場所

緊急輸送拠点は、八尾市総合体育館とする。ただし、状況に応じて、南木の本防災公園・防災体育館においても設置する。

2 緊急輸送拠点の運営

(1) 物流専門家の確保

緊急輸送拠点においては、物資の受入れ・搬入、仕分け、保管管理、物資の配送等多様かつ高度な業務にわたることから、自治体職員やボランティアでは効果的な運営が難しい。このため、倉庫業者、物流事業者の協力を得て、物流の専門家を拠点に派遣してもらい、物資調達・配給班と連携しながら、拠点の運営を行う。なお、一般ボランティアは避難所における物資の受取りに協力してもらうようとする。

緊急輸送拠点では、食料・生活必需品供給計画に基づき、物流専門家が効率的な配送計画を立案し、配送を実施する。

(2)市の連絡体制

物資調達・配給班は、緊急輸送拠点に職員を派遣する。派遣された職員は、物資調達・配給班と物流専門家の連絡調整を果たすとともに、物資の配送管理等を物流専門家と協力しながら行う。

(3)義援物資の配布

物資調達・配給班は、送られてくる義援物資についても、緊急輸送拠点で仕分けし、避難所等に配布する。

第1節 陸上輸送

第6章 緊急輸送対策

市は、関係機関と連携のもと消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

第1節 陸上輸送

市は、府等関係機関と連携のもと障害物の除去等によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
土木対策班	緊急交通路の被害状況の把握									
	緊急交通路の機能確保									
報道広報班	緊急交通路の周知									
車両・用地班	輸送手段の確保									
物資調達・配給班	輸送燃料等の確保									
	緊急輸送ルートの選定と周知									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
土木対策班	緊急交通路の機能確保	
	緊急交通路の被害状況、交通状況に関する情報	土木対策班 大阪府警察(八尾警察署)
報道広報班	緊急交通路の周知	
	緊急交通路に関する情報	情報収集・整理班
車両・用地班	輸送手段の確保	
	確保可能な車両台数	民間事業者
物資調達・配給班	緊急輸送ルートの選定と周知	
	緊急交通路の被害状況	情報収集・整理班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
土木対策班	緊急交通路の機能確保	
	緊急交通路の応急復旧、点検結果	情報収集・整理班
報道広報班	緊急交通路の周知	
	緊急交通路に関する情報	市民、報道機関
車両・用地班	輸送手段の確保	
	確保可能な車両台数に関する情報	各班
物資調達・配給班	緊急輸送ルートの選定と周知	
	緊急輸送ルート	物流事業者、関係機関

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 緊急交通路の決定等

(1)道路施設の点検

土木対策班及び国、府等の道路管理者は、あらかじめ選定した緊急交通路の中から使用可能な道路を把握するため、道路巡回パトロール等によって道路施設の被害状況の把握及び安全性の点検を行うとともに、被害状況を情報収集・整理班に報告する。

(2)緊急交通路の確保

ア 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保(第1次交通規制)

大阪府警察(八尾警察署)は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」のうち、国道25号と大阪中央環状線について、関係機関と調整の上、緊急通行車両等(府が確保した民間緊急輸送車両等を含む)以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。近畿自動車道については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府下への車両の進入を禁止する等の交通規制の要請を行う。

イ 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保(第2次交通規制)

府は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、市、大阪府警察(八尾警察署)、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

土木対策班は、府、大阪府警察(八尾警察署)、他の道路管理者と協議の上、決定した路線については優先的に障害物の除去等、機能確保を行う。

(3)府への点検結果の報告

土木対策班は、道路施設点検の結果を府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。

2 緊急交通路の周知

報道広報班は、報道機関の協力を得ながら、緊急交通路への一般車両の進入を規制し、緊急交通路の機能を十分に發揮させるため、市民へ周知する。その際、緊急車両の妨げとなる車両については、運転者が不在の時などの場合は市が移動することも周知する。

3 緊急交通路の機能確保

土木対策班は、緊急交通路のうち市が管理する道路については、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、土木対策班は、自ら車両の移動等を行う。その際、やむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。また、作業にあ

第1節 陸上輸送

たっては、大阪府警察(八尾警察署)、他の道路管理者と相互に協力する。

土木対策班は、他の道路管理者が行う道路の機能確保作業に協力する。

土木対策班は、緊急交通路を確保するため、道路の機能確保に必要な人材、資機材等を業者等の協力を得て調達し、緊急交通路の障害物除去作業等を行う。

4 輸送手段の確保

車両・用地班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、民間事業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

市が所有する全ての車両の情報を把握するとともに、財産活用課所管の公用車の管理を行う。

物資調達・配給班は、車両が不足する場合、緊急通行車両等提供先の民間事業者等から調達を行う。

業務遂行中の故障・事故等に対応するため、必要に応じレッカ一車、整備員等の確保を行う。

(2) 緊急通行車両等の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両等の確認を行い、事前届出を行った大阪府警察(八尾警察署)で標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

なお、大阪府警察(八尾警察署)は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要がある時は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間事業者等から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を府知事又は大阪府公安委員会に提出し、緊急通行車両等としての申請を行う。

(3) 車両の運用

関係各部の要請に基づき、使用目的に合わせた配車を行う。常に配車状況を把握し、関係各部の要請に対応する。緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

5 輸送燃料等の確保

土木対策班は、支援要請として被害状況・応急復旧規模、業者委託の情報を物資調達・配給班に提供する。物資調達・配給班は、建設重機・復旧資材といった資機材、軽油・ガソリンといった燃料、登録業者といった外部人材等の必要な資源の情報を提供する。

6 緊急輸送ルートの選定と周知

物資調達・配給班は、使用可能な緊急交通路から各物資拠点や避難所までの配送ルートを選定し、緊急物資輸送を担う物流事業者等の関係機関に連絡する。

- 資料 55 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証
- 資料 56 緊急通行車両確認申請書、確認証明書
- 資料 57 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示
- 資料 58 緊急通行車両標章
- 資料 80 その他民間協定等
- 資料121 輸送記録簿

7 交通規制の実施

道路管理者及び大阪府警察(八尾警察署)は、関係機関相互の協力によって、災害応急活動に必要な交通規制・管制を行う。

(1) 道路管理者による交通規制

道路管理者は、大阪府警察(八尾警察署)との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

ア 市の管理道路

土木対策班は、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、八尾土木事務所、大阪府警察(八尾警察署)に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

イ 国、府の管理道路

国、府の道路管理者は、関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

ウ 西日本高速道路株式会社の管理道路

西日本高速道路株式会社は、防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

第1節 陸上輸送

エ 交通規制の標示等の設置

土木対策班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標示等を設置する。

オ 相互連絡

土木対策班は、大阪府警察(八尾警察署)と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議・報告する。

カ 交通情報の収集及び広報

交通班は、報道広報班、土木対策班、大阪府警察(八尾警察署)と連携して道路交通に関する情報を収集するとともに広く一般に周知する。

(2)府公安委員会、大阪府警察(八尾警察署)による交通規制

ア 人命救助、緊急輸送確保のための交通規制

地震発生後において、人命救助、人員、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要があると認める時は、緊急交通路に指定された路線について、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止・制限等を行う。

イ 道路の区間規制

必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点14路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

ウ 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

エ 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

オ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制対象、期間等を表示する標識等を設置する。(緊急の場合を除く)

力 緊急通行車両等の確認

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、同施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

区分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由によつて危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、緊急に必要があると認める時	災害対策基本法第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情によって道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

8 通行禁止区域等における措置命令

警察官、自衛官及び消防吏員は、通行禁止区域等における緊急通行車両等の通行の確保のため、以下の必要な措置等を実施する。

【通行禁止区域等における措置命令の範囲及び実施責任者】

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1. 通行禁止区域内において緊急通行車両等の通行妨害となる車両その他物件の移動等の措置を命ずることができる 2. 措置命令に従わない時、又は相手が現場にいない時は、移動等の措置をとり、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急通行車両等の通行のため、同様の措置を講じる	

第2節 航空輸送

第2節 航空輸送

市は、大阪市消防局、大阪府警察（八尾警察署）、自衛隊、民間航空業者等の協力を得て、人命救助、緊急物資等の航空輸送を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
統括班	輸送基地の確保・報告									
	代替輸送基地の確保									
本部長	ヘリコプター派遣要請									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
統括班	輸送基地・代替輸送基地の確保・報告 臨時ヘリポートの利用可能性	大阪市消防局 大阪府警察（八尾警察署） 自衛隊
本部長	ヘリコプター派遣要請 各班のヘリコプター派遣要請依頼の状況	統括班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
統括班	輸送基地の確保・報告 ヘリポートの利用可能性	府
本部長	ヘリコプター派遣要請 ヘリコプター派遣要請依頼	府

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 輸送基地の確保

統括班は、原則八尾空港を航空輸送基地とするが、八尾空港が使用できない場合等必要な時は、大阪市消防局、大阪府警察(八尾警察署)、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを決定する。

統括班は、開設を決定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

2 ヘリコプターの支援要請

(1) 支援要請の原則

本部長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当する場合は、大阪市消防局、大阪府警察(八尾警察署)、又は府を通じ自衛隊のヘリコプター派遣を要請する。また、必要に応じ、民間航空業者へも協力を要請する。

- 緊急に人命救助を行う必要がある時
- 医薬品等の緊急物資を輸送する必要がある時
- その他、本部長が緊急性を認めた場合

(2) 支援要請手続

各班においてヘリコプターの支援を必要とする場合は、「要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、統括班に要請する。

統括班は、本部長名をもって電話等による支援要請を行い、事後速やかに支援要請の書面を提出する。

(3) 要請に際し連絡すべき事項

- 支援を求める理由及び目的地
- 現地責任者名
- 人命救助、緊急輸送等の内容
- ヘリポートとの連絡方法等

第7章 二次災害の防止対策

市は、府等関係機関と連携し、地震の余震や大雨等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊、土砂災害等の二次災害に備え、防止対策を実施する。

第1節 公共都市基盤施設等の対策

市は、府等関係機関と連携し、二次災害を防止するため、公共都市基盤施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。また、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
土木対策班	道路、橋梁対策の実施									
	河川、水路、ため池等対策									
報道広報班	市民への広報									
救出救助班	市民への広報									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
報道広報班	市民への広報 避難の勧告・指示(緊急)等	統括班
救出救助班	市民への広報 避難の勧告・指示(緊急)等	統括班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
土木対策班	道路、橋梁対策の実施 道路、橋梁施設の応急復旧対策の状況 市道以外の道路損壊等 通行危険情報、通行規制	統括班 当該道路管理者 警察等関係機関
	河川、水路、ため池等対策の実施 河川、水路、ため池等対策の実施 所管施設以外の被害、障害物等	統括班 当該管理者
報道広報班	市民への広報 避難の勧告・指示(緊急)等	市民
救出救助班	市民への広報 避難の勧告・指示(緊急)等	市民

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 道路、橋梁対策の実施

土木対策班は、道路、橋梁の被害状況等を把握し、道路交通を確保するとともに、応急復旧を実施する。

(1)被害状況の把握

土木対策班は、災害発生後直ちに道路の巡回パトロールを実施し、道路、橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

被害状況の把握にあたっては、危険が想定される箇所の事前想定を元に調査ルートを設定し、優先順位を決めて対応する。

また、参集途上の職員の情報、各班による被害情報、市民からの情報等によって、道路の被害状況を的確・迅速に把握する。

(2)他の道路管理者への通報

土木対策班は、市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者(八尾土木事務所、西日本高速道路株式会社、大阪国道事務所等)に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3)通行規制

道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は、通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。

(4)道路上の障害物の除去及び処理

土木対策班は、緊急通行車両等の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。放置車両の移動にあたっては、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者が不在の時などの場合は、土木対策班が車両を移動する。その際、やむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。

(5)応急復旧

土木対策班は、被害を受けた市道について応急復旧を実施する。

なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要する場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、府に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池等対策の実施

土木対策班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、応急排水及び応急復旧を実施する。

第1節 公共都市基盤施設等の対策

(1)被害状況の把握

土木対策班は、災害発生直後直ちに河川、水路、ため池等の巡回パトロールを実施し、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に引掛かる浮遊物等の障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

被害状況の把握にあたっては、危険が想定される箇所の事前想定を元に調査ルートを設定し、優先順位を決めて対応する。

また、参集途上の職員の情報、各班による被害情報、市民からの情報等によって、河川、水路、ため池等の被害状況を的確・迅速に把握する。

(2)河川管理者、ため池管理者への通報

土木対策班は、所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者（八尾土木事務所、寝屋川水系改修工営所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大和川河川事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、堤防その他の施設が決壊した時は、直ちにその旨を現地指導班長（八尾土木事務所、寝屋川水系改修工営所、大阪府中部農と緑の総合事務所）、八尾警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(3)応急措置

土木対策班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸等の応急措置を速やかに実施するとともに、各管理者に応急復旧を要請する。

3 市民への広報

報道広報班及び救出救助班は、市長が避難の勧告・指示（緊急）を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会（町会）等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察（八尾警察署）に報告する。

- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項
- 二次災害の発生が予想される箇所

第2節 被災建築物等応急対策

第2節 被災建築物等応急対策

市は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を災害発生後に実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
倒壊家屋・住宅対策班	公共建築物の対策実施									
	民間建築物の対策実施									
	応急危険度判定の実施									
	宅地の危険度判定の実施									
避難所管理・教育班	公共文教建築物の対策実施									
報道広報班	市民への広報									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
倒壊家屋・住宅対策班	公共建築物の対策実施 被害情報	施設管理者、統括班
	民間建築物の対策実施 被害状況	統括班
	応急危険度判定の実施 被害状況	統括班
	宅地の危険度判定の実施 被害状況	統括班
	公共文教建築物の対策実施 社会教育関係施設の被害情報	施設管理者
避難所管理・教育班	市民への広報 避難勧告・指示(緊急)の発令状況	統括班
報道広報班		

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
倒壊家屋・住宅対策班	公共建築物の対策実施 倒壊危険性のある建物への立ち入り禁止措置 適切な避難対策情報	市民
	民間建築物の対策実施 被害状況 応急危険度判定結果の周知	府 建築物の所有者等
	宅地の危険度判定の実施 被害状況 被災宅地危険度判定士の派遣要請 宅地の危険度判定結果の周知	府 府 宅地の所有者等
	公文教建築物の対策実施 倒壊危険性のある建物への立ち入り禁止措置 適切な避難対策情報	市民
	市民への広報 避難先、避難経路、避難時の注意事項 二次災害の発生が予想される箇所	市民
	避難者誘導に係る必要事項(市民への広報内容)	府及び 大阪府警察(八尾警察署)

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 公共建築物の対策実施

倒壊家屋・住宅対策班及び避難所管理・教育班は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物の対策実施

倒壊家屋・住宅対策班は、被害状況を府に報告するとともに、災害発生後、応急危険度判定実施が必要と認められる場合は、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施し、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 応急危険度判定の実施

(1) 作業の準備

倒壊家屋・住宅対策班は、作業に必要な次のものを準備する。

- 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- 被災建築物応急危険度判定士の受入れ名簿の作成と判定チームの編成
- 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の準備

第2節 被災建築物等応急対策

(2)調査の体制

被災建築物応急危険度判定士2人1組のチームで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定チーム10チームで1班を構成し、班に被災建築物応急危険度判定コーディネーターが班長及び副班長を任命し、被災建築物応急危険度判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

4 宅地の危険度判定の実施

倒壊家屋・住宅対策班は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

5 市民への広報

報道広報班は、応急危険度判定を実施する際に、次の事項について、行政防災無線、広報車、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット等により情報伝達を行うほか、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図る。

- 応急危険度判定の趣旨(後に行う被害認定調査との違い含む)
- 判定後の立入禁止
- 実施期間の目処

第3節 危険物施設等の応急措置

第3節 危険物施設等の応急措置

市は、二次災害を防止するため、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を保有する施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
救出救助班	立入検査等の実施									
	危険物施設等への応急対策の実施									
報道広報班	市民への広報									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
救出救助班	立入検査等の実施 危険物施設等の被災状況の把握	情報収集・整理班
	危険物施設等への応急対策の実施 危険物施設等の被災状況の把握	情報収集・整理班
報道広報班	市民への広報 避難勧告・指示(緊急)の発令状況	統括班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
救出救助班	危険物施設等への応急対策の実施 危険物施設等に対する適切な措置要請	危険物施設等の管理者
	周辺住民の避難誘導 施設及び周辺地域の危険区域への立入制限	周辺住民
報道広報班	市民への広報 避難先、避難経路、避難時の注意事項 二次災害の発生が予想される箇所	市民
	避難者誘導に係る必要事項(市民への広報内容)	府及び 大阪府警察(八尾警察署)

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 立入検査等の実施

救出救助班は、必要に応じて立入検査を行う等適切な処置を講じる。

2 応急対策

救出救助班は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて周辺住民の避難、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

3 市民への広報

報道広報班は、市長が避難の勧告・指示(緊急)を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。

- 立入制限区域の範囲
- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項
- 二次災害の発生が予想される箇所
- 交通規制情報

第4節 土砂災害応急対応

市は、府等関係機関と連携し、急傾斜地崩壊や、土石流、地すべり等の土砂災害が発生した場合に、その被害の拡大を防ぎよし、軽減を図るため、必要な情報の収集・伝達や雨量の測定、斜面等の危険度判定、避難の勧告・指示(緊急)等、警戒避難対策を的確に実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
土木対策班	情報の収集及び伝達									
	避難対策の実施									
	危険箇所等の応急措置									
報道広報班	土砂災害危険箇所の 地域住民に対する情報伝達									
	避難情報の住民等への周知徹底									
	避難所管理・ 教育班									
救出救助班	災害救助活動の実施									
統括班	災害救助活動の応援要請									
	府への報告									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
土木対策班	情報の収集及び伝達	
	土砂災害危険箇所等の状況	土砂災害危険箇所現場 参考途上職員 情報収集・整理班 施設管理者 市民
	前兆現象等の把握	自主防災組織等の住民
	危険箇所等の応急措置	土砂災害危険箇所現場 参考途上職員 情報収集・整理班 施設管理者 市民
	情報の収集及び伝達	
	気象予警報等の情報 降雨量の状況 前兆現象の監視、観測状況の報告 避難の勧告・指示(緊急) その他応急対策に必要な情報	土木対策班 情報収集・整理班
報道広報班	避難対策の実施	
	避難勧告・指示(緊急)の発令状況	統括班
避難所管理・ 教育班	避難所の開設	
	指定避難所の被災状況	情報収集・整理班 土木対策班
救出救助班	災害救助活動の実施	
	土砂災害による人的被害の発生状況	情報収集・整理班 土木対策班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
土木対策班	情報の収集及び伝達 斜面判定士の派遣要請	府
	危険箇所等の応急措置 土砂災害危険箇所等の被害状況調査結果	八尾土木事務所
報道広報班	情報の収集及び伝達 気象予警報等の情報 降雨量の状況 前兆現象の監視、観測状況の報告 避難の勧告・指示(緊急) その他応急対策に必要な情報	土砂災害危険箇所の地域住民
	避難対策の実施 避難先、避難経路、避難時の注意事項 二次災害の発生が予想される箇所	市民
避難所管理・教育班	避難所の開設 避難所開設情報	報道広報班
	災害救助活動の実施 (市単独での救助活動が困難な場合)	統括班
救出救助班	災害救助活動の実施 災害救助活動の応援要請の依頼	大阪府警察(八尾警察署)
	府への報告 (市単独での救助活動が困難な場合)	府
統括班	災害救助活動の実施 災害救助活動の応援要請	大阪府危機管理室 八尾土木事務所
	府への報告 土砂災害被害状況の報告 ・地すべり、急傾斜地災害報告 ・土石流、土砂流用災害報告	

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 情報の収集及び伝達

土木対策班は、関係機関との緊密な連携のもと、災害情報の収集・伝達を実施する。

(1) 危険箇所の早期発見

土木対策班は、災害発生後直ちに土砂災害の危険箇所等の巡回パトロールを実施し、危険箇所の早期発見に努める。

被害状況の把握にあたっては、危険が想定される箇所の事前想定を元に調査ルートを設定し、優先順位を決めて対応する。

また、参集途上の職員の情報、情報収集・整理班による被害情報、市民からの情報等によって、土砂災害危険箇所等の状況を的確・迅速に把握する。

なお、職員の安全確保には十分に留意をしながら実施することとする。

第4節 土砂災害応急対応

(2) 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

(3) 前兆現象等の把握

土木対策班及び倒壊家屋・住宅対策班(審査指導課)は、特別警報及び大雨注意報・警報等が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合、自主防災組織等住民の協力を得て、被害を受けやすい箇所等のパトロールを実施し、次の前兆現象その他必要な情報の収集に努める。

- 危険箇所及びその周辺の降雨量
- 斜面の地表水、湧水(濁り、枯渇等)、亀裂状況
- 斜面及び斜面上下段の竹木等傾倒状況
- 斜面の局地的崩壊
- 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- 人家等建物の損壊状況
- 住民及び滞留者数
- その他必要な情報

(4) 伝達情報の内容

報道広報班は、土砂災害危険箇所の地域住民に対し、的確な情報を広報・伝達するものとし、伝達する情報は次のとおりとする。

- 気象予警報等の情報
- 降雨量の状況
- 前兆現象の監視、観測状況の報告
- 避難の勧告・指示(緊急)
- その他応急対策に必要な情報

(5) 情報伝達手段

市は、防災行政無線、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エアーメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により行う。

(6) 斜面判定士制度の活用

土木対策班は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

2 避難対策の実施

(1) 避難及び立入制限

土木対策班は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に

連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(2)住民等への周知徹底

報道広報班は、市長が避難勧告・指示(緊急)を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会(町会)等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察(八尾警察署)に報告する。

- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項

(3)避難所の開設

統括班は、避難勧告又は指示(緊急)を行った地域ごとに、最寄りの安全な指定避難所のうちから、そのつど選定し避難所管理・教育班に開設を指示する。

3 災害救助活動の実施

救出救助班は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救助活動を実施する。なお、市単独では救助活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合は、統括班を通じて大阪府警察(八尾警察署)又は府に応援を要請する。

4 府への報告

統括班は、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を「第2章第1節 災害情報の収集・伝達」により大阪府危機管理室に対して行うとともに、八尾土木事務所に次の様式により報告を行う。

- 地すべり、急傾斜地災害報告
- 土石流、土砂流用災害報告

資料93 地すべり・急傾斜地災害報告様式

資料94 土石流、土砂流用災害報告様式

5 危険箇所等の応急措置

土木対策班は、災害発生後直ちに土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を調査し、八尾土木事務所及び大阪府中部農と緑の総合事務所と協力して必要に応じて応急措置を講じる。

第8章 ライフラインの応急復旧

市及び関係機関は、被害を受けたライフライン施設の緊急対応を行い、ライフラインの確保と二次災害防止を行うとともに、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

第1節 上水道施設

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
応急給水・上水道班	緊急対応の実施									
	活動体制の確保									
	応急復旧対策									
報道広報班	市民への広報									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
応急給水・上水道班	緊急対応の実施 被害情報 被害箇所	統括班 現地(点検・調査)
	活動体制の確保 必要な人材、資機材等	現地
報道広報班	市民への広報 断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	応急給水・上水道班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
応急給水・上水道班	緊急対応の実施 被害情報	統括班 府
	活動体制の確保 必要な人材、資機材等の確保要請	協定業者 府 大阪広域水道企業団
	市民への広報 断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	報道広報班
報道広報班	市民への広報 断水区域及び復旧見通し 応急給水場所、時間等	市民

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 緊急対応の実施

(1)災害状況の把握

応急給水・上水道班は、災害発生後速やかに水道施設の点検・調査を行い、被害状況を把握して、被害が生じた場合は、統括班を通じて府に報告し、水道施設の応急復旧計画を作成する。

また、市域で震度5弱以上の地震を観測した場合は、直ちに施設、設備の被害状況を調査し、結果を府に報告する。

(2)緊急対応の実施

応急給水・上水道班は、応急給水及び消防水利確保のため、次の緊急対応を行う。

- 被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、付近住民に広報する。
- 給水拠点の応急復旧と給水量の確保
- 被災管路に対する通水の停止

2 活動体制の確保

応急給水・上水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ近隣の協定締結市・団体等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、日本水道協会支部長市を通じ、広範な他の市町村等に応援を要請する。

3 応急復旧対策

(1)資機材等の確保

応急給水・上水道班は、応急復旧に必要な人材及び資機材等を確保する。

(2)応急復旧

応急給水・上水道班は、断水区域を少なくするよう配水調整と併せて、受・配水施設、導・送・配水管路について、順次応急復旧を進め、断水区域の解消に努める。

ア 導・送水管路

大阪広域水道企業団分岐から受・配水施設までの導水管路、受水施設から配水施設までの送水管路は、優先して復旧作業に着手し水量を確保する。

イ 受・配水施設

受配電設備、受・配水池、機械設備及び電気・計装設備について、市内に配水できる機能の回復を優先に必要な復旧を行う。

第1節 上水道施設

ウ 配水管路

配水区域ごとに、配水幹線から配水管へ、管路の上流部から下流部へ段階的に断水管路を復旧する。

復旧作業は、配水管路を状況に応じて区分し、当該区間を通水して漏水調査の後、損傷箇所を修理する方法により行う。

応急復旧が完了した配水幹線においては、配水管路上の消火栓を活用して、仮設給水栓による給水を行う。

エ 給水装置

給水装置は、配水幹線の応急復旧の後、一時的な応急措置を行う。

4 市民への広報

応急給水・上水道班は、地域での広報を行い、全市的な広報は、報道広報班を通じて行う。

広報内容は以下のとおりとする。

- 断水区域及び復旧見通しに関する情報
- 応急給水の場所、時間、給水を受けるために必要な容器等に関する情報

第2節 下水道施設

第2節 下水道施設

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
土木対策班	緊急対応の実施									
	活動体制の確保									
	応急復旧対策									
	市民への広報									
報道広報班	市民への広報									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
土木対策班	緊急対応の実施 下水道施設の被害状況	情報収集・整理班
	応急復旧対策 下水道施設の被害状況	情報収集・整理班
報道広報班	市民への広報 水洗便所使用禁止区域及び復旧見通し	土木対策班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
土木対策班	緊急対応の実施 施設の停止・緊急排水、水洗便所等の使用停止	付近住民 救出救助班 大阪府警察(八尾警察署)
	活動体制の確保 応援要請	府、他市町村
	応急復旧対策 応急措置指示	指定業者
	市民への広報 水洗便所使用禁止区域及び復旧見通し	市民

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 緊急対応の実施

土木対策班は、地震発生後速やかに下水道施設の点検を行うとともに、情報収集・整理班等からの情報によって、下水道施設の被災状況を把握する。被害が生じた場合は、統括班を通じて府に報告する。

土木対策班は、被災状況によって、施設の停止・緊急排水、水洗便所等の使用停止の広報等の緊急対応を実施する。

土木対策班は、下水管渠の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。

土木対策班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、付近住民に広報する。

2 活動体制の確保

土木対策班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、府、他の市町村等に応援を要請する。

3 応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

土木対策班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

土木対策班は、施設の応急復旧を進め、順次回復に努める。

被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

4 市民への広報

土木対策班は、地域での広報を行い、全市的な広報は報道広報班を通じて行う。

広報内容は以下のとおりとする。

- 下水道が利用できない区域及び復旧見通しに関する情報等
- 生活水の節水

第3節 電力供給施設

第3節 電力供給施設

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
関西電力(株)	緊急対応の実施									
	応急供給									
	広報									
統括班	緊急対応の実施									

1 緊急対応の実施

関西電力株式会社は、地震発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。感電事故、漏電火災等二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、府、消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、付近住民に広報する。

統括班は、災害情報に基づき、病院等の緊急に電力供給を必要とする施設に対する応急復旧を関西電力株式会社に依頼する。

関西電力株式会社は、報道広報班と連携して、停電状況等被災状況を市民へ広報する。

2 応急供給

関西電力株式会社は、電力被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。

被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

関西電力株式会社は、二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気設備及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第4節 ガス供給施設

第4節 ガス供給施設

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
大阪ガス(株)	緊急対応の実施									
	応急供給									
	広報									
統括班	緊急対応の実施									

1 緊急対応の実施

大阪ガス株式会社は、地震発生後速やかにガス供給施設の被害調査を行い、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、府、消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、付近住民に広報する。

大阪ガス株式会社は、報道広報班と連携して、被災状況、ガス供給停止状況等を市民へ広報する。

2 応急供給

大阪ガス株式会社は、被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

大阪ガス株式会社は、二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

また、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5節 電気通信施設

第5節 電気通信施設

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
西日本電信	緊急対応の実施									
電話(株)、	応急供給及び復旧									
KDDI(株)	広報									
統括班	緊急対応の実施									

1 緊急対応の実施

西日本電信電話株式会社及びKDDI株式会社は、地震発生後速やかに通信施設・設備の被害調査を行い、緊急電話等の回線確保と、一般電話の回線規制を行う。

西日本電信電話株式会社及びKDDI株式会社は、災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う
- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う
- 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う
- 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる
- インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する

統括班は、災害対策本部における緊急回線の確保、避難所等における緊急電話の設置等を要請する。

西日本電信電話株式会社及びKDDI株式会社は、報道広報班と連携して、電気通信施設の被災状況等を市民へ広報する。

2 通信の確保と応急復旧

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要と認める時は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

3 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第1節 交通の安全確保

第9章 交通の維持復旧

鉄軌道、道路、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1節 交通の安全確保

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
鉄軌道施設管理者	被害状況の報告									
	各施設管理者における対応									
土木対策班	被害状況の報告									
	各施設管理者における対応									

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、大阪市交通局)

地震の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、出動の要請を行う。

乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設(国、府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)

地震の場合は、予め定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、出動の要請を行う。

交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

(3) 空港施設(大阪航空局)

滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設及び管制施設等に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講じる。

負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防本部、大阪府警察(八尾警察署)に通報し、出動の要請を行う。

第2節 交通の機能確保

第2節 交通の機能確保

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
各管理者	障害物の除去									
	各施設管理者における復旧									
交通班	広報の実施									
報道広報班	広報の実施									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
交通班	広報の実施 各施設の被害状況、応急復旧見込み等	各管理者
報道広報班	広報の実施 各施設の被害状況、応急復旧見込み等	各管理者、交通班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
報道広報班	広報の実施 各施設の被害状況、応急復旧見込み等	市民

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 障害物の除去

各管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1)鉄軌道施設

線路、保安施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し段階的な応急復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2)道路施設

被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネル等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

第2節 交通の機能確保

通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(3) 空港施設(大阪航空局、近畿地方整備局)

空港管理者及び近畿地方整備局は、滑走路、航空管制施設等の航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてエプロン等の応急復旧に努める。

被害が大きい場合には、部分再開するための空港施設の応急復旧に努める。

被害状況によっては、他の空港管理者からの応援を受ける。

運航状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

3 広報の実施

各管理者は、交通班に施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を必要に応じて提供する。

各管理者は、報道広報班と連携して市民に対し被害状況、復旧状況等について必要に応じ広報活動に努める。

第1節 住居等の対策

第10章 建築物・住宅応急対策

市は、住家等の正確な被害を把握するため被害認定調査を実施する。また、被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置等に努める。

第1節 住居等の対策

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
家屋調査班	被害認定調査の実施										
倒壊家屋・ 住宅対策班	被災住宅の応急修理										
	被災家屋の解体										

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
家屋調査班	住家等の被害認定調査の実施 住家等の被害状況	被災地
倒壊家屋・ 住宅対策班	被災住宅の応急修理 住家等の被害状況 府からの委任	家屋調査班 府
	被災家屋の解体 国による特別措置の執行に関する情報	府(国)

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
家屋調査班	住家等の被害認定調査の実施 住家等の被害状況	住宅等被害認定会議
倒壊家屋・ 住宅対策班	被災住宅の応急修理 住家等の被害状況、府からの委任	建設業者
	被災家屋の解体 国による特別措置の執行に関する情報	府(国)

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1 被害認定調査の実施

家屋調査班は、災害発生後、個々の住家等の被害程度を正確に把握し、被災者の生活再建を視野に入れた罹災証明書を遅滞なく交付するため、被害認定調査を実施する。

1 被害認定調査

(1)調査計画の作成

災害による被害状況等を収集し、調査方法や区分け、人員配備等について調査計画を作成する。

- 航空写真や住宅地図等を使用した区分け図の作成
- 調査スケジュール
- 調査人員体制の確保
- 調査方法の決定、周知
- 調査用具の確保
- 応急危険度判定情報の取り込み

※調査人員の不足が見込まれる場合は、家屋調査班以外の班や、他自治体職員、建築士などから職員を配置する。

(2)被害認定調査(一次調査)の実施

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

また、家屋調査班は、必要に応じ、火災に関する被害を調査するため、救出救助班と連携する。

(3)被害認定調査(二次調査)の実施

一次調査が物理的に不可能及び一次調査の結果に不服のあった住家について再調査を実施する。二次調査時は、必ず居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

(4)被害調査票の作成

一次調査実施後、調査の内容を整理した被害調査票を作成する。

二次調査実施の場合、一次調査により作成した被害調査票に加え、二次調査内容を追記する。

第1節 住居等の対策

2 広報

市は、被害認定調査の実施にあたり、広く被災者に広報する。

【広報の留意点】

- 被害認定調査の趣旨や支援制度の概要
- 被災住家等の除去、被害箇所の整理、片づけ等をする旨の警告
- 応急危険度判定との違いについて
- 二次調査制度について
- 罹災証明書等発行スケジュール

第2 住家等被害認定会議

1 住家等被害認定会議の招集

(1)役割

住家等被害認定会議は、二次調査結果に基づき、被災程度の判定を行う。

(2)招集

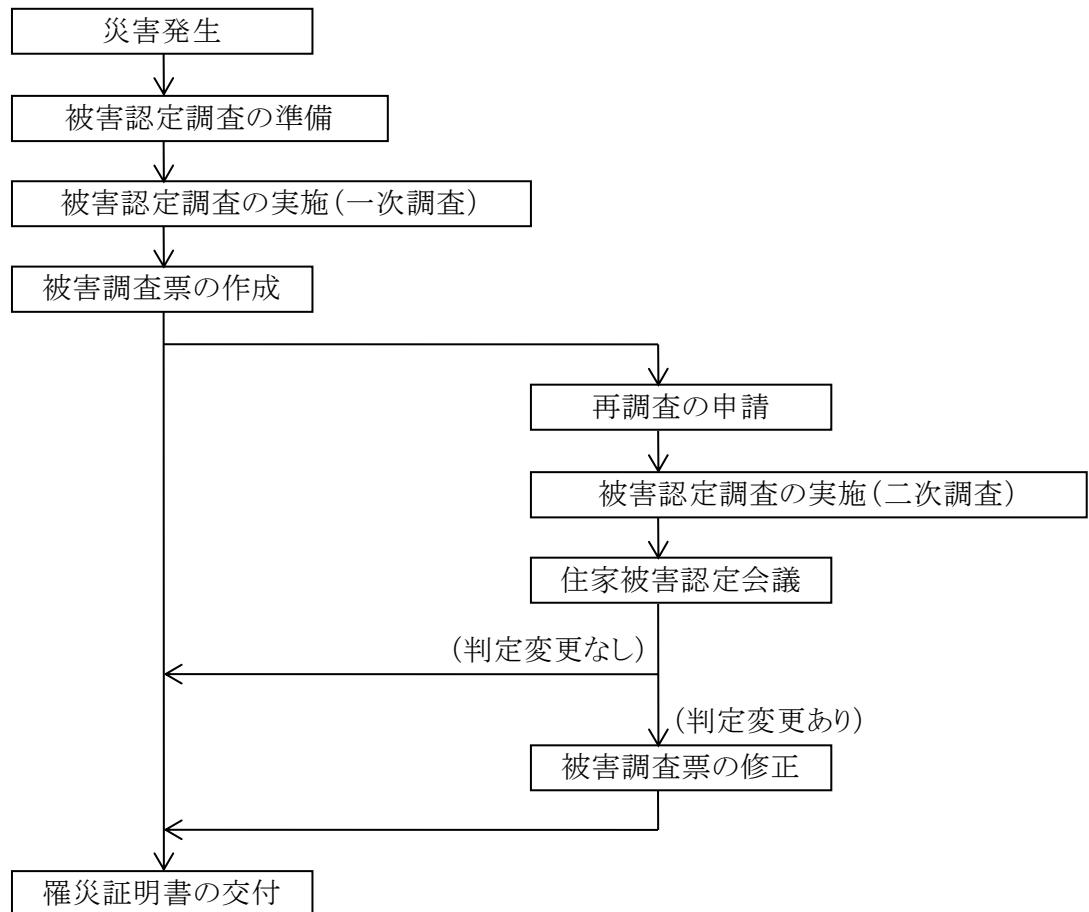
家屋調査班は、住家等被害認定会議を招集する。

(3)構成員

住家等被害認定会議は以下の者で構成される。

- 建築部長(座長)
- 家屋調査班長
- 倒壊家屋・住宅対策班長
- その他必要な者

【被害認定調査フロー図】



第1節 住居等の対策

【被害認定統一基準】

被害種類	被害認定統一基準(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元とおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元とおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

注 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。
- 5 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月)」の「補遺 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」にしたがって認定する。

資料63 被害状況等報告基準

資料64 被害認定統一基準

資料65 住家の大規模半壊

第3 住居障害物の除去

1 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が侵入しているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者

2 除去作業

土木対策班は、がけ崩れ等によって居室、炊事場等に侵入した障害物について、業者等の協力を得ながら除去作業を実施する。

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめる。

物資調達・配給班は、業者等の資機材及び人材の調達・あつ旋のために、資機材・人材の必要規模を土木対策班より情報を入手し、入札参加者名簿等の情報を提供する。

3 応援要請

統括班は、業者等の資機材及び人材が調達・あつ旋できない場合、府へ応援を要請する。

資料120 障害物除去の状況

第4 被災住宅の応急修理

倒壊家屋・住宅対策班は、災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理は府が実施するものであるが、委任された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 応急修理の対象

(1) 対象者

住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者であって、自らの資力をもってしては応急修理ができない者

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、基準修理額の範囲内で実施する。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として地震発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

第1節 住居等の対策

2 被災住宅の応急修理方法

災害救助法適用による応急修理は、府のあっ旋する建設業者等によって実施する。

資料114 住宅応急修理記録簿

第5 被災家屋の解体

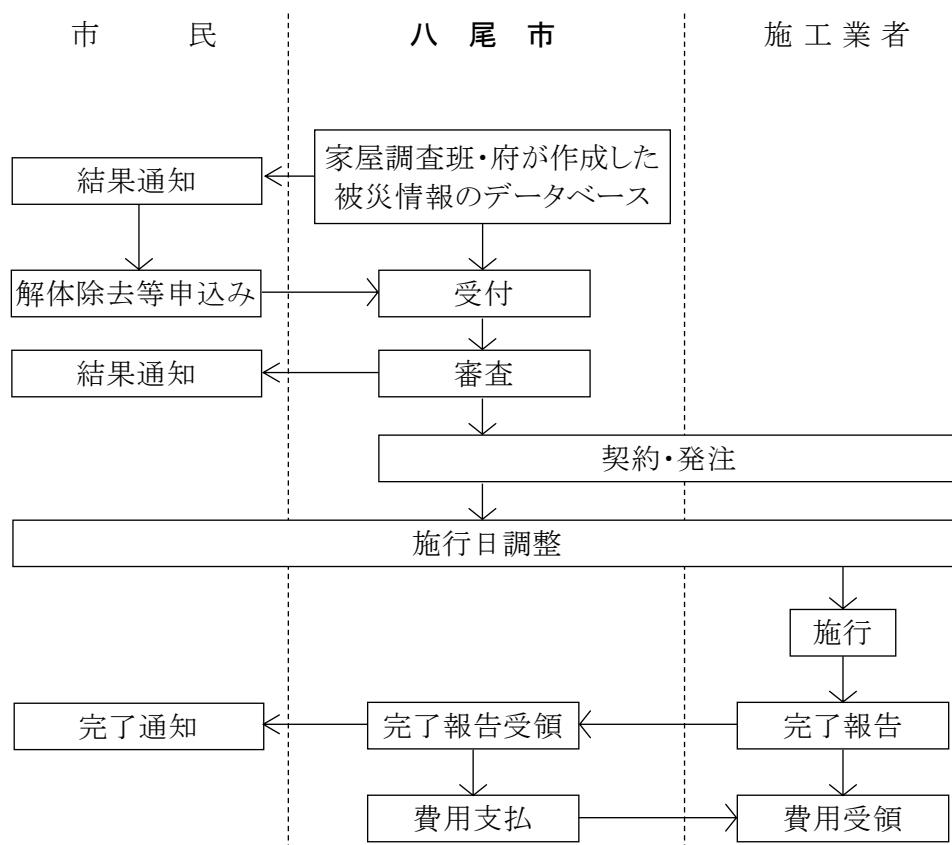
1 被災家屋の解体

倒壊家屋・住宅対策班は、被災者の経済的負担の軽減を図るため、国が特別の措置を講じた場合は、被災家屋の解体除去を行う。

物資調達・配給班は、家屋の解体規模の情報を倒壊家屋・住宅対策班より入手し、契約業者の情報を提供する。

解体・除去等を公費で実施する場合、倒壊家屋・住宅対策班は、次のように実施する。

【被災家屋の解体・除去の流れ（公費負担の場合）】



第2節 応急仮設住宅等の供与

第2節 応急仮設住宅等の供与

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
倒壊家屋・ 住宅対策班	応急仮設住宅の建設・供与 住宅に関する支援									
車両・用地班	応急仮設住宅の建設・供与 (建設候補地の調査)									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
倒壊家屋・ 住宅対策班	応急仮設住宅の建設・供与 候補地の調査結果 災害救助法の適用の有無、府からの委任の状況	車両・用地班 府(国)
	住宅に関する支援 応急仮設住宅、空き家等住宅に関する情報	貸主団体 不動産業関係団体
車両・用地班	応急仮設住宅の建設・供与(建設候補地の調査)	
	現地の被災状況、候補地の活用状況	被災地

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
倒壊家屋・ 住宅対策班	応急仮設住宅の建設・供与 建設場所・戸数	建設業者
	住宅に関する支援 応急仮設住宅、空き家等住宅に関する情報	市民
物資調達・ 供給班	応急仮設住宅の建設・供与 入札参加者名簿	倒壊家屋・住宅対策班
	応急仮設住宅の建設・供与(建設候補地の調査) 現地の被災状況、候補地の活用状況	倒壊家屋・住宅対策班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1 応急仮設住宅

倒壊家屋・住宅対策班は、災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、二次災害にも十分配慮したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

物資調達・配給班は、建設戸数の情報を倒壊家屋・住宅対策班より入手し、入札参加者名簿の情報を提供する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与の実施は、知事が行い、市長はこれに協力する。

2 入居者の募集

(1) 入居対象者

住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を確保できない者

(2) 入居者募集の流れ

【入居者募集の流れ】



※ただし、特定地域災害の場合は、「入居説明会、抽選会実施」の代わりに「入居資格審査会」を開催する。

(3) その他入居者募集にあたっての配慮事項

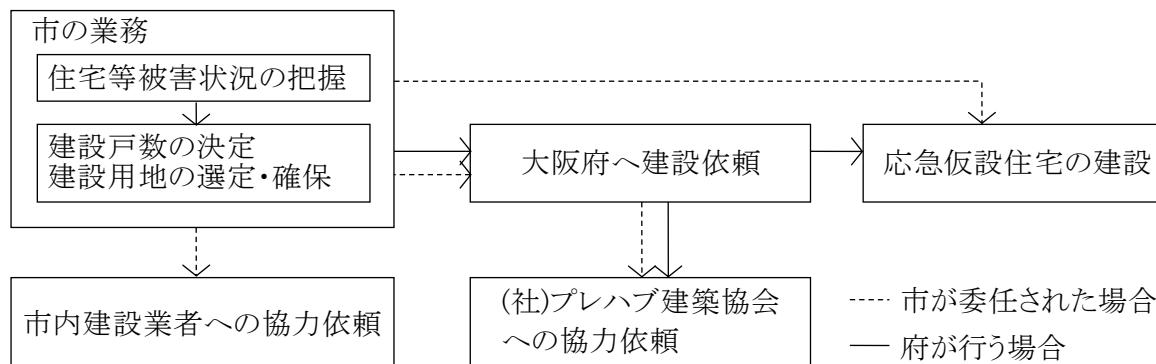
仮設住宅への入居配分においては、可能な限り、従前コミュニティの単位に配慮した入居配分を行うよう努める。

3 応急仮設住宅建設用地の選定

車両・用地班は、あらかじめ定められた応急仮設住宅建設候補地について調査を行い、現地の被災状況、候補地の活用状況等を踏まえ、倒壊家屋・住宅対策班で建設用地を選定する。

第2節 応急仮設住宅等の供与

【応急仮設住宅建設の流れ】



資料48 仮設住宅建設候補地一覧

【建設上の留意事項等】

(1)生活利便施設の併設

ごみ集積場、案内板、通路・出入り口等の照明、集会所等の設置。

(2)高齢者、障がい者、女性等に配慮した仮設住宅の建設

バリアフリー、手すり・スロープの設置、浴室の工夫、屋外照明の設置等。

(3)応急仮設住宅の規格

プレハブの仕様については、手配できる数量等を考慮して作成する。

建設用地の確保が困難なため、2階建て仮設住宅(集合住宅形式)や単身世帯用住宅等の建設を検討する。

計画・設計段階から意思決定の場に女性職員が参加する。

(4)着工期日

災害救助法適用による応急仮設住宅の着工については、原則として地震発生の日から20日以内とする。

4 応急仮設住宅の管理

(1)建設規模

建設後の管理を考慮し、1団地あたりの最低建設戸数は30戸とする。

(2)転居の促進

公営住宅の建設等により公営住宅への入居を促進するとともに、民間住宅への転居等を促進する。

(3) 入居状況の確認

入居者への定期訪問、電気・ガスの使用状況のチェック等を通じて入居状況の確認を隨時行う。

空き部屋となった仮設住宅については、その旨の表示を行うとともに、隣接の入居者等の協力を得て不正入居・不正使用を排除する。

(4) 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

資料106 応急仮設住宅台帳

第2 住宅に関する支援

1 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

2 公営住宅等の一時使用

倒壊家屋・住宅対策班は、応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ状況に応じ、市営住宅の一時使用について検討・推進するとともに、その他、府営住宅、住宅供給公社、都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

3 住宅に関する相談窓口の設置等

倒壊家屋・住宅対策班は、応急仮設住宅、空き家に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

倒壊家屋・住宅対策班は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第3節 市が管理する施設の応急対策

第3節 市が管理する施設の応急対策

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
施設管理者	施設利用者・入所者の安全確保									
倒壊家屋・住宅対策班	施設建物の応急措置の実施									
物資調達・配給班	施設建物の応急措置の実施									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
物資調達・配給班	施設建物の応急措置の実施 資機材・人材の必要規模	倒壊家屋・住宅対策班 施設管理者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
施設管理者	施設利用者・入所者の安全確保 建物の被害状況	倒壊家屋・住宅対策班
倒壊家屋・住宅対策班	施設建物の応急措置の実施 資機材・人材の必要規模	物資調達・配給班
物資調達・配給班	施設建物の応急措置の実施 入札参加者	倒壊家屋・住宅対策班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 施設利用者・入所者の安全確保

施設管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

施設管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

2 施設建物の応急措置の実施

倒壊家屋・住宅対策班は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

物資調達・配給班は、業者等の資機材及び人材の調達・あつ旋のために、資機材・人材の必要規模などの情報を倒壊家屋・住宅対策班、施設管理者より入手し、入札参加者名簿等の情報を提供する。

(1) 応急措置の可能なもの

危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡を取り、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

二次災害防止措置を重点的に講じる。

防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

3 復旧の優先順位の決定

施設の復旧は、被災した施設の重要度、被災状況を加味したうえ、優先順位を決定し、復旧活動を行う。

【復旧の優先順位（市所轄施設）】

順位	施設名
1	市庁舎(代替施設)、消防庁舎、市立病院、水道庁舎、避難所、コミュニティセンター、人権コミュニティセンター、斎場、衛生処理場等応急活動期の中核及び拠点となる施設
2	市の福祉施設、幼稚園、保育所等
3	その他公共施設

第1節 保健衛生活動

第11章 保健衛生、遺体対策、災害廃棄物等の処理

第1節 保健衛生活動

市は、府と連携し感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し必要な措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
清掃・防疫班	防疫活動の実施									
健康管理班	防疫活動の実施									
	調査・健康診断									
	災害防疫完了報告書の作成									
	食品衛生管理の実施									
	食中毒発生時の対応									
	食中毒防止のための広報									
	健康相談等の実施									
	心の健康相談窓口等の設置									
	入浴施設の確保									
	動物の保護・収容									
	避難所での動物飼養状況の把握									
	動物保護施設への受入れ等の調整									
	動物による人等への危害防止									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
清掃・防疫班	防疫活動の実施	
	消毒液、駆除剤等の材料の保有数量	物資調達・配給班
	防疫活動の実施	
	消毒液、駆除剤等の材料の保有数量	物資調達・配給班
	調査・健康診断	
	感染症の発生状況及び動向に関する調査データ	大阪府八尾保健所
	健康相談等の実施	
	避難所入居者ニーズの把握	避難所開設班
	心の健康相談窓口等の設置	
	避難所入居者ニーズの把握	避難所開設班
	入浴施設の確保	
	避難所入居者ニーズの把握	避難所開設班
	避難所での動物飼養状況の把握	
	避難所での動物飼養状況について	避難所開設班
	動物による人等への危害防止	
	危険動物の徘徊情報	情報収集・整理班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
清掃・防疫班	防疫活動の実施	
	消毒液、駆除剤等の材料の必要数量 (薬品等が不足する場合) 消毒液、駆除剤等の材料供給の要請	物資調達・配給班 府
健康管理班	災害防疫完了報告書の作成	
	災害防疫完了報告書	庶務班 大阪府八尾保健所
	食中毒防止のための広報	
	災害時の食品衛生に関する注意事項	報道広報班
	健康相談等の実施	
	健康相談や訪問指導等の連携・相談	大阪府八尾保健所
	心の健康相談窓口等の設置	
	精神科救護所の設置等に関する連携・相談	八尾市医師会
	入浴施設の確保	
	入浴施設の確保に関する協力要請	八尾浴場組合 自衛隊、ボランティア
動物の保護・収容	動物の保護・収容	
	動物の保護・収容に関する協力要請	府 府獣医師会等関係団体 ボランティア
	避難所での動物飼養状況の把握 他府県市への動物受入れに関する応援要請	統括班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1節 保健衛生活動

第1 防疫活動

健康管理班及び清掃・防疫班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、大阪府八尾保健所と緊密な連携を取りつつ、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

1 防疫活動の初期対応

清掃・防疫班は、大阪府八尾保健所との連携により防疫活動に必要となる情報を把握し、消毒液、駆除剤等の材料調達が必要な場合、材料の必要数量の情報を物資調達・配給班に連絡するとともに、保有数量について把握する。

2 防疫活動

大阪府八尾保健所の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

ア 消毒活動(感染症法第27条)

清掃・防疫班は、被害の状況によって自治会(町会)等の協力を得て、消毒薬の配布を行い、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

イ ねずみ族、昆虫の駆除(感染症法第28条)

清掃・防疫班は、被害の状況によって速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ウ 避難所等の防疫指導

健康管理班は、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努めるとともに、避難所に消毒薬等を配布する。

エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)

健康管理班は、感染症の未然防止又は拡大防止のため、状況に応じ、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、大阪府八尾保健所及び八尾市医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

オ 健康診断

健康管理班は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づく健康診断の実施を行う。

防疫に必要な薬品を調達、確保する。薬品が不足する場合は、府へ供給を要請する。

自らの防疫活動が十分ではないと認められる時は、大阪府八尾保健所に協力を要請する。

その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府(大阪府八尾保健所)の指示を受け必要な措置を行う。

3 調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めた時は、健康診断の勧告等を行う。

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。健康管理班は、この実施に際して協力する。

健康管理班は、大阪府八尾保健所、八尾市医師会等の協力を得て、被災地・避難所での調査・健康診断を実施する。

4 災害防疫完了後の措置

健康管理班は、災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、庶務班及び大阪府八尾保健所に提出する。

【感染症法における感染症の分類】

類型	感染症名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2 食品衛生管理

健康管理班は、衛生上の徹底を推進する等、大阪府八尾保健所の活動に協力する。

1 食中毒の防止

大阪府八尾保健所は、食中毒を防止するため、次の食品衛生管理を実施する。

- 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態の監視、指導
- 避難所その他の臨時給食施設において、食品衛生監視員による食品の取り扱い状況や容器の消毒等についての調査、指導
- 被災した食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善の指導
- 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視

第1節 保健衛生活動

- 飲料水の衛生監視、検査
- その他食品に起因する危害発生の排除

2 食中毒発生時の対応方法

健康管理班は、食中毒患者が発生した場合、保健所の食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

健康管理班は、災害時の食品衛生に関する広報等を報道広報班に依頼し、食中毒の未然防止に努め、必要に応じて臨時のパンフレット等を作成し配布する。

第3 被災者の健康維持活動

健康管理班は、府と協力して、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。

1 健康相談等

健康管理班は、大阪府八尾保健所と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

(1)巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅等を巡回し、保健師等や男女両方の生活支援員による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等(感染症や熱中症の予防、エコノミークラス症候群及び生活不発病予防や、生活習慣病、メンタルケア、口腔ケア等)を実施する。

(2)巡回栄養相談

被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

(3)要配慮高齢者、障がい者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮高齢者、障がい者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

健康管理班は、災害による心的外傷後ストレス傷害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口等を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

健康管理班は、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

健康管理班は、八尾市医師会と協議の上、精神科救護所の設置場所を決定する。

健康管理班は、八尾市医師会に専門医を精神科救護所に派遣するよう要請する。

健康管理班は、避難所等に心のケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

3 入浴施設の確保

健康管理班は、水道施設の被災による断水等により入浴ができない世帯のため、入浴施設を八尾浴場組合、自衛隊、ボランティア等の協力を得て確保する。

第4 動物保護等の実施

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

健康管理班は、飼主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護について、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

健康管理班は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。

健康管理班は、必要に応じて避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

健康管理班は、市内で受入れ等の調整ができない場合は、統括班を通じて、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがある時に府、大阪府警察(八尾警察署)、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 遺体対策

第2節 遺体対策

市は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、関係機関と連携のうえ、遺体対策について、必要な措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
救出救助班	行方不明者の捜索										
地域福祉班	遺体安置所の開設										
	資機材等や車両の調達										
	遺体の搬送										
	遺体の安置										
	遺体対策(洗浄、消毒等)										
	遺体の火葬										
清掃・防疫班	遺骨の保管・引渡し										
	骨つぼの支給										
	火葬台帳の作成										
	府への応援要請										
	遺体の埋葬										
	車両・用地班	遺体搬送車両の調達									
災害窓口班	身元不明遺体の埋火葬許可証の交付										

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
地域福祉班	遺体の搬送 遺体の見込み数、遺体状態、死亡状況詳細 遺体身元詳細、遺体引渡しの連絡	消防本部、大阪府警察 (八尾警察署)、自衛隊
	遺体安置所の開設 安置所設置可能施設	情報収集・整理班 車両・用地班 大阪府警察(八尾警察署)
	資機材や車両の調達 ドライアイス、棺、骨つぼ等の資機材の保有状況 調達先・入手方法等	物資調達・配給班
車両・用地班	遺体搬送車両の調達 遺体の搬送に必要な車両台数	地域福祉班
清掃・防疫班	遺体の火葬 身元不明遺体の埋火葬許可件数	災害窓口班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先
地域福祉班	遺体の搬送		
	遺体の引渡場所等の情報		葬儀業者等(委託)
	遺体安置所の開設		
	遺体安置所に関する支援の要請	八尾市仏教会	
		確定遺体数、安置所可能施設詳細	清掃・防疫班、警察
	資機材等や車両の調達		
清掃・防疫班	ドライアイス、棺、骨つぼ等の資機材の必要数量	物資調達・配給班	
	ドライアイス、棺、骨つぼ等の資機材の提供要請	府、葬儀業者等	
遺体の安置		統括班、報道広報班	
清掃・防疫班	遺体収容先、遺体身元、遺留品詳細		
	府への応援要請	大阪府広域火葬計画に基づく応援要請	府

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第2節 遺体対策

第1 行方不明者の搜索及び遺体の引渡し等

1 行方不明者の搜索

救助活動に引きつづき、救出救助班は災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、大阪府警察(八尾警察署)等と連携しながら行方不明者及び遺体の搜索を実施する。

地域福祉班は、行方不明者や搜索された遺体については、間違いないようにリスト化する。

行方不明者等の搜索の期間は原則として、災害発生から10日間とする。ただし、なお搜索を要する場合には、搜索期間の延長について、府知事へ要請する。

2 検視・検案

遺体を発見した者は、速やかに大阪府警察(八尾警察署)に連絡し、警察官の検視(死体調査)、医師の検案を受ける。

大阪府警察(八尾警察署)は、検視(死体調査)及びその他所用の処理を行った後、身元が判定し、遺族等引取人がある時は、引取人に引き渡す。

大阪府警察(八尾警察署)は、状況により現場における検視(死体調査)が困難な時は、遺体安置所に収容の後行う。

3 遺体の搬送

地域福祉班は、警察から遺体の引渡しの連絡を受けた時は、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引渡しを受ける。

引渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

第2 遺体の収容・安置

1 遺体安置所の開設

地域福祉班は、大阪府警察(八尾警察署)との協議に基づき、遺体の安置所を公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設し、可能なものは、遺族の同意のもと遺体安置所への移動を行う。

遺体安置所は、可能な限り公共施設の中から避難所等に使用されていないものを充てるとともに、八尾市仏教会に支援を要請する。

2 遺体対策

地域福祉班は、必要に応じ遺体の洗浄、消毒等の処置について、八尾市医師会、日本赤十字社等に協力を要請する。

3 資機材等や車両の調達

地域福祉班は、資機材の調達を行う。

地域福祉班は、ドライアイス、棺、骨つぼ等の遺体対策に係る資機材を、物資調達・配給班と連携し、事前計画にしたがって協定業者から調達する。

地域福祉班は、資機材等や車両の調達が困難な場合は、府に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

4 遺体の安置

地域福祉班は、安置所において次の措置を行う。

- 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する
- 身元が判明しない遺体については、大阪府警察（八尾警察署）の協力を得て、遺族等の発見に努め、一定期間経過後も身元不明の場合は行旅死亡人として取り扱う

地域福祉班は、遺体処置にあたっては、死体処理台帳及び死体処理支出関係書類を作成する。

資料118 死体処理台帳

第3 遺体の埋火葬

災害救助法が適用された場合における「埋葬」は、市長が知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない小災害の場合における「埋葬」は、市長が行う。

災害救助法が適用された場合は、同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

1 火葬の初期対応

清掃・防疫班は、火葬施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

第2節 遺体対策

2 遺体の火葬

清掃・防疫班は、遺族において対応が困難又は不可能な場合は、遺体の火葬を行う。

(1) 遺体の火葬方法

対象者は、災害の際に死亡した者とする。また、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象とする。

遺体の搬送に必要な車両は、状況に応じて靈柩車及び寝台車以外の車両を使用できることとし、その場合の車両は車両・用地班が確保する。

身元が判明しない遺体は、本部長(市長)の判断に基づき埋火葬許可証を災害窓口班が交付し、清掃・防疫班が火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は清掃・防疫班が寺院等に依頼のうえ一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

清掃・防疫班は、骨つばの支給等必要な措置を講じる。

(2) 火葬の期間

遺体の火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。

統括班は、災害発生から10日間で火葬が終了しない場合、期間の延長手続(知事への申請手続)をとる。

(3) 火葬に関する書類

清掃・防疫班は、火葬を実施するために必要となる火葬台帳を作成する。

3 府への応援要請

清掃・防疫班は、自ら遺体対策及び火葬が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じができる場合は、広域火葬の応援体制を整え対応する。

4 遺体の埋葬

清掃・防疫班は、遺体の数が多く、火葬場の被災や火葬場の処理能力が不足する場合で、広域的な火葬の応援を待ついとまがない場合は、応急的な仮葬として埋葬を実施する。

5 遺体安置所の閉鎖

清掃・防疫班は、統括班と協議、検討しながら、遺体安置所の縮小・閉鎖を行う。

資料 35 火葬施設

資料 80 その他民間協定等

資料100 死体埋火葬許可証

資料101 死胎埋火葬許可証

資料117 埋葬台帳

第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
物資調達・配給班	仮設トイレの調達・設置									
避難所管理・教育班	仮設トイレ等の管理									
清掃・防疫班	し尿処理の初期対応									
	し尿収集・処理計画の策定									
	し尿収集・処理									
	ごみ処理の初期対応									
	ごみの収集・処理									
	災害廃棄物等の初期対応									
	災害廃棄物等の対策									
公害調査班	死亡動物の処理									
	環境保全の対応									
	大気・水の監視									
土木対策班	建築物の被災解体に伴う対策									
	道路、河川等、公共施設関連の災害廃棄物処理									
倒壊家屋・住宅対策班	災害廃棄物処理									
統括班	住宅関連の災害廃棄物処理									
	し尿の収集・処理に関する応援要請									
	ごみの収集・処理に関する応援要請									
報道広報班	災害廃棄物処理の応援要請									
	広報									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報		情報入手先
物資調達・配給班	仮設トイレの設置 仮設トイレ必要数		避難所管理・教育班
避難所管理・教育班	仮設トイレ等の管理 ライフラインの被害状況・復旧見込み		情報収集・整理班
清掃・防疫班	し尿処理の初期対応、し尿収集・処理計画の策定 仮設トイレ等の設置場所及び設置数 ライフラインの被害状況・復旧見込み		避難所管理・教育班 情報収集・整理班
	ごみ処理の初期対応 被害状況、避難所開設状況、施設稼働状況 復旧見込み、燃料等物品の調達状況		各処理施設 情報収集・整理班 物資調達・配給班
	災害廃棄物等の初期対応 被害状況、災害廃棄物処理量に関する情報 仮置場の設定		情報収集・整理班 車両・用地班
	死亡動物の処理 死亡動物に関する情報		情報収集・整理班
	土木対策班 道路、河川等、公共施設関連の災害廃棄物処理 道路、河川等の災害廃棄物に関する情報		現場、情報収集・整理班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先
物資調達・配給班	仮設トイレの設置 仮設トイレ設置依頼 照明施設の設置に関すること		協定業者
清掃・防疫班	し尿収集・処理 収集・処理依頼 支援・協力依頼		浄化槽業者
	ごみの収集・処理 ごみ収集にかかる燃料等物品の調達依頼 ごみ収集体制の広報依頼 ごみ収集に必要な車両の応援依頼 (必要に応じて)臨時集積場の確保		統括班 物資調達・配給班 報道広報班 車両・用地班
	災害廃棄物等の初期対応 仮置場までの搬入ルート 受入区分		統括班、報道広報班
	災害廃棄物等の対策 受入状況 仮処理施設の建設依頼		統括班、報道広報班 倒壊家屋・住宅対策班
	応援要請 各種応援要請		府、他市町村、関係団体
統括班	車両の確保 ごみ収集に必要な車両の応援要請		他市町村、民間会社
	広報 し尿処理、ごみ収集に関する情報		市民

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理

第1 し尿処理

清掃・防疫班は、被災地域の衛生状態の保持のため、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 し尿処理の初期対応

清掃・防疫班は、し尿処理に必要となる情報を把握する。

- 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの設置状況を把握する
- し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する

2 仮設トイレ等の設置・管理

(1) 仮設トイレ等の設置

物資調達・配給班は、避難者数や被害想定から仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを調達・運搬し、避難所等公共施設に優先的に設置する。

統括班は、公園等屋外で照明施設が必要な場合、関西電力株式会社と協議をする。

仮設トイレの設置にあたっては、被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、女性及び障がい者等に配慮し備蓄トイレを設置するとともに、協定業者に仮設トイレの設置を依頼する。設置後、一定期間後には汚物の収集及び新しい備品の設置を依頼する。

資料49 防災備蓄物資備蓄場所一覧

(2) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレは次の数を基準として設置する。

- 仮設トイレ設置箇所数：5箇所／1,000世帯
- 仮設トイレ設置数：1基／100人

(3) 仮設トイレの調達

物資調達・配給班は、仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、協定業者から早急に調達するとともに、府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- トイレットペーパー
- 清掃用品

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

(5) 仮設トイレ等の管理

避難所管理・教育班は、仮設トイレ等の管理を行う。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

3 し尿収集・処理計画の策定

清掃・防疫班は、効率的なし尿処理を行うため、次の内容のし尿収集・処理計画を策定する。

- し尿処理量の概算
- し尿収集の優先順位の決定
- し尿収集ルートの決定
- し尿処理体制の確立
- し尿処理方法の決定
- 必要な機材の調達方法
- し尿処理施設の応急復旧計画

4 し尿収集・処理

清掃・防疫班は、し尿収集・処理計画に基づき、し尿収集・処理を実施する。

- 凈化槽業者に支援と協力を求める

資料36 し尿処理施設

5 応援要請

統括班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理

第2 ごみ処理

清掃・防疫班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 ごみ処理の初期対応

清掃・防疫班は、ごみ処理に必要となる情報を把握し、避難所における衛生状態を確保する。

- 避難所、被災地域をはじめ、市内全域のごみの発生量を推計する
- ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する
- 避難所でのごみ集積場の設定、衛生状態の確保と収集を行う

2 ごみの収集・処理

清掃・防疫班は、市域の被害状況等を踏まえ、次の内容のごみ収集・処理体制を構築する。なお、収集に必要な車両等が不足する場合は、他都市及び民間会社への応援要請を統括班へ依頼する。

- 人員、車両等の被害状況確認
- 車両等の確保
- 燃料等必要物品の調達
- ごみ収集の優先順位
- ごみ収集ルート及びごみ収集場所
- ごみ仮置場
- ごみ処理方法

清掃・防疫班は、ごみ収集・処理体制に基づきごみの収集にあたる。

また、必要に応じて、臨時集積場の確保を車両・用地班に要請する。

消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、避難所及び収集場所・臨時集積場の衛生状態を保持する。

- ごみの分別は原則として、指定された分別区分とする
- 一般廃棄物の処理にあたっては、状況が落ち着くまでは、処理施設への自己搬入を禁止とする

資料37 廃棄物処理施設

3 ごみの収集・処理に関する応援要請

統括班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合、必要に応じて、府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

4 広報

報道広報班は、ごみの収集・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。

- ごみ収集の曜日、収集する品目
- ごみ収集場所
- 可燃ごみと不燃ごみの分別等の徹底

第3 災害廃棄物等処理

関係各班は、迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物等の適切な除去・処理を実施する。

1 災害廃棄物等の初期対応

清掃・防疫班は、災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量等、災害廃棄物等処理に必要となる情報を把握する。

車両・用地班は、災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保する。

清掃・防疫班は、仮置場までの搬入ルート、受入区分、人員配置、監視体制等を設定し、統括班に報告する。

2 災害廃棄物等の対策

清掃・防疫班は、災害廃棄物等の受入状況について、統括班に報告する。

清掃・防疫班は、効率的な災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物等処理実施計画を策定する。

3 公共施設等の災害廃棄物等処理

(1) 主要道路上の災害廃棄物等処理

土木対策班は、道路の巡回を行い、通行に支障をきたしている災害廃棄物等を除去・処理する。

(2) 河川関係の災害廃棄物等処理

土木対策班は、管内河川、公共下水道・排水路等の巡回を行うとともに、橋脚に引掛かる災害廃棄物や暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等、水の流れを阻害するものを除去・処理する。

(3) 鉄軌道上の災害廃棄物等の処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理

(4) その他公共施設の災害廃棄物等の処理

その他公共施設管理者は、自ら管理する施設等の災害廃棄物等を除去・処理する。

4 住宅関連の災害廃棄物等処理

公共施設以外の土地・建物の所有者・占有者等は、自らの災害廃棄物等を除去・処理する。

ただし、特別な措置等が講じられた場合は、倒壊家屋・住宅対策班が、住家の災害廃棄物等を速やかに処理する。

5 応援要請

統括班は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じ、府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

資料120 障害物除去の状況

【災害廃棄物等処理上の留意事項】

関係各班及び関係機関等は、災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- ・他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者又は所有者の同意を得て行う。
- ・危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ・災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用と減量化を図る。
- ・アスベスト等有害な災害廃棄物等については、専門業者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

第4 死亡動物対策及び環境保全対策

清掃・防疫班は、死亡動物の処理を実施する。

また、公害調査班は、被災地域の環境保全のため、大気・水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 死亡動物の処理

清掃・防疫班は、被災地域の衛生状態の保持のため、死亡動物の適切な収集・処理を実施する。

(1) 処理責任者

清掃・防疫班は、災害によって死亡し放置された犬猫等の、収集・処理を行う。

(2) 処理方法

清掃・防疫班は、死亡動物発見の連絡を受けた場合、収集及び消毒その他の衛生処理を行う。

2 環境保全の初期対応

公害調査班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある事業所については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査、その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

3 大気・水の監視

公害調査班は、災害が発生した場合の環境調査について、国、府、関係機関等と協議して決定する。

第3節 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理

4 建築物の被災又は解体に伴う対策実施**(1)有害物質等の漏洩防止対策**

公害調査班は、建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

(2)粉塵飛散防止対策

公害調査班は、事前に倒壊家屋・住宅対策班と協議を行い、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策について適切に指導する。

(3)アスベスト飛散防止対策

解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物がアスベストを含む建築材料を使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果報告を求める。

アスベストを含む建築材料を使用している建築物又はアスベストを含む建築材料の使用の有無が確認できない建築物については、関係法令に基づき事前届出や掲示板の設置等を行うとともに、次の対策を講じるよう指導する。

- 事前にアスベストを除去できる場合は、関係法令による作業の基準を遵守し、除去する等の対策を実施する
- 事前にアスベストを除去できない場合又は使用の有無が確認できない場合は、シート等で囲い込み、可能な限り水・薬剤の散布による湿潤化・固化等の措置を行う等関係法令を遵守して作業を行う
- アスベストを含む建築材料を使用している建築物又はアスベストを含む建築材料の使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める

(4)災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第12章 応急教育及び保育対策

第1節 学校園等の応急対策

市は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
校園長	休校・休園措置									
	被害調査(学用品等の支給)									■
避難所管理・教育班	被害状況の報告		■							
	応急教育の実施場所確保									■
	応急教育の実施									■
	教員の確保									■
	学校給食の措置									■
	学用品等の支給									■
	就学援助等(就学援助費支給)									■
	園児・児童・生徒の健康管理等									■
市教育委員会	転校手続等の弾力的運用									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
校園長	休校・休園措置 被害状況(災害の程度・範囲等)	各種メディア 府及び市
	被害調査(学用品等の支給) 被災児童・生徒の教科書、学用品の被害状況	保護者
避難所管理・教育班	被害状況の報告 (1)学校施設の被害状況 (2)その他の教育施設被害状況 (3)教員その他の職員の罹災状況 (4)児童生徒等及び幼児の罹災状況 (5)応急措置の必要と認める事項	各校園長 各教育施設長 避難所開設班 各種メディア
	学用品等の支給 被災児童・生徒の教科書、学用品の被害状況 教材及び学用品の調達先情報	校園長 物資調達・配給班
	学校給食の措置 避難所情報、上下水道、ライフラインの被害状況 道路被害状況	情報収集・整理班
	集団感染症等の発生状況	医療班
	給食物資の調達先	物資調達・配給班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報		情報伝達先
校園長	休校・休園措置		
	休校・休園措置をとった事実報告		避難所管理・教育班 保護者又は児童生徒等
	児童生徒等を学校園において保護した事実報告		保護者
	被害調査(学用品等の支給)		避難所管理・教育班
避難所管理・教育班	被災児童・生徒の教科書、学用品の被害状況		
	被害状況の報告		
	(1)学校施設の被害状況 (2)その他の教育施設被害状況 (3)教員その他の職員の罹災状況 (4)児童生徒等及び幼児の罹災状況 (5)応急措置の必要と認める事項		情報収集・整理班
	学用品等の支給		
	教材及び学用品の調達情報		物資調達・配給班
	(教材・学用品を支給した場合) 救助実施記録日計表、学用品の給与状況等		情報収集・整理班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1 休校・休園措置

1 授業時間中の対応

災害が発生し又は発生が予想される場合、校園長は必要に応じ、休校・休園措置をとる。

修学旅行等の学校行事については、安全の見通しがつくまで見合わせる。

災害にあたり校園長が臨時休校等の措置をとった場合は、直ちに避難所管理・教育班に報告しなければならない。

2 下校時の措置

校園長は、危険が予想される場合、早急に児童、生徒及び幼稚園児を帰宅させることとし、その際は危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じて教師が地区別に付き添いを行う。ただし、保護者不在の者又は住居地域に危険のおそれのある者は、学校又は園において保護し、速やかに保護者へ連絡を行う。

この場合、児童生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校園で保護する。

3 登校前の措置

校園長は、災害の程度、災害の範囲に応じ、休校・休園等の判断を行う。この場合、自治会(町会)放送や電話・インターネット、広報車等の手段により、保護者又は児童生徒等に連絡する。

第1節 学校園等の応急対策

4 被害状況の報告

避難所管理・教育班は、避難所開設班と連携を取りながら、次に定める事項について被害状況を速やかに掌握し、情報収集・整理班に報告する。

- 学校施設の被害状況
- その他の教育施設被害状況
- 教員その他の職員の罹災状況
- 児童生徒等及び幼児の罹災状況
- 応急措置の必要と認める事項

第2 応急教育の実施

1 応急教育の実施場所

避難所管理・教育班は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、倒壊家屋・住宅対策班とともに施設設備の点検を行い、必要に応じて応急修理を依頼するとともに、代替校園舎の確保等必要な措置をとる。

災害による被害の軽易な復旧は、当該校園長に委任し、当該校園長の指揮のもと速やかな応急措置の実施に努める。

授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。

被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで事前に定めた管理者が管理・監督するとともに、応急仮設校舎等を建設又は近隣の学校園の利用を図る。

上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

- 隣接校等との協議及び調整により教室を確保する
- 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する

2 応急教育の実施

避難所管理・教育班は、校園の被害状況及び応急復旧状況に応じて、応急教育を実施する。

応急教育の実施にあたっては、教育施設の被害、応急復旧の状況及び教員、児童生徒等の被災の程度並びに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、始業・終業時間、授業時間数、授業時間、休憩時間等を決定する。また、その後の状況変化に応じ段階的に拡大していく。

- 登校に長時間を要する場合は、始業時間を適宜繰り下げて授業を行う。登下校時の児童生徒等の安全については、特に注意を払わなければならない

- 児童生徒等の半数以上が登校できない場合は、臨時に休校とともに、近隣の学校等において授業する等適宜の処置をとる
- 児童生徒等の一部又は半数に近いものが登校できない場合は、短縮授業等の処置をとる
- その他特別の事態が生じた時は、関係者協議の上、臨時休校園、短縮授業、二部授業、分散授業、複式授業等の応急教育の処置をとる

3 教員の確保

避難所管理・教育班は、教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する
- 幼稚園については、助教諭及び臨時講師を任用する
- 小中学校については、府教育庁と協議し、必要な措置をとる

4 転校手続等の弾力的運用

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

第3 教育環境の整備

1 学校給食の措置

避難所管理・教育班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開に併せ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

次の場合は、学校給食は一時中止する。

- 災害の程度が甚大で学校給食施設が災害救助のため使用されている場合
- 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- 感染症の発生が予想される場合
- 給食物資が入手困難な場合
- その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 学用品等の支給

避難所管理・教育班は、被害の実情に応じて学用品等の支給を行う。

(1)被害調査

校園長は、被災児童、生徒の教科書、学用品の被害調査を行い、避難所管理・教育班に報告する。なお、教科書については学年別、学科別、発行所別に調査集計したものを報告する。

第1節 学校園等の応急対策

(2) 調達方法

避難所管理・教育班は、調査集計に基づき購入計画表を作成し、発行者、供給業者等と連絡の上、迅速に教材及び学用品を調達する。

避難所管理・教育班は、教材及び学用品の調達先情報を物資調達・配給班より入手し、調達する。又は教材及び学用品の調達情報を物資調達・配給班に提供する。

(3) 支給方法

避難所管理・教育班は、被災状況別、小・中学生別に1人あたりの配分計画表（調達する場合の購入計画表を兼ねる）を作成し、教材及び学用品を配分する。

教材、学用品を給与する対象者、品目、期間及び費用の限度額については、災害救助法に定められた基準に準じて行う。

また、教材、学用品を支給した場合、救助実施記録日計表、学用品の給与状況、その他関係書類を作成して情報収集・整理班へ報告する。

(4) 支給品目

- 教科書及び教材
- 文房具
- 通学用品

資料103 救助実施記録日計票

資料116 学用品の給与状況

3 就学援助等

避難所管理・教育班は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

第4 園児・児童・生徒の健康管理等

避難所管理・教育班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るために、府教育庁、大阪府八尾保健所、子ども家庭センター等の専門機関と連携して臨時健康診断、教職員によるカウンセリング及び電話相談等を実施する。

第2節 保育所の応急対策

第2節 保育所の応急対策

市は、災害時における児童の保護について、保育所の施設管理者、保護者等と一体となって推進する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
地域福祉班 施設管理者	入所児童の保護 (休所、途中帰宅等)									
	保育施設の保全及び応急復旧対策									
	応急保育の確保									
	保育所給食の措置									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
地域福祉班 施設管理者	入所児童の保護(休所、途中帰宅等) 各保育所施設等及び周辺の被害状況 児童の罹災状況	各種メディア 各保育所
	保育所給食の措置 感染症の発生状況	各保育所、医療班
	児童の健康保持及び感染症予防に必要な指示	保健所
	給食物資の調達先	物資調達・配給班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
地域福祉班 施設管理者	入所児童の保護(休所、途中帰宅等) 途中帰宅等、危険防止のための措置	各保育所、保護者
	保育施設の保全及び応急復旧対策 保育所施設の保全及び応急復旧のための措置	各保育所
	応急保育の確保 応急保育の実施内容	各保育所、保護者
	保育所給食の措置 給食(又は簡易給食)の実施の可否	各保育所、保護者
	給食物資の調達情報	物資調達・配給班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 入所児童の保護

地域福祉班及び施設管理者は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、休所、途中帰宅等危険防止のための適切な措置を講じる。

2 保育所施設の保全及び応急復旧対策

地域福祉班及び施設管理者は、保育施設及び備品等の被害を最小限にするため、倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水、通信手段の断絶等あらかじめ予想される事態に対する措置を講じる。

災害により被害を受けた保育施設については、速やかに応急復旧を行い、早急に平常とおり保育できるよう処置を講じる。

3 応急保育の確保

地域福祉班及び施設管理者は、保育施設の被災又は児童の罹災により、通常保育が不可能な場合は、隣接保育所との合同保育や混合保育等応急保育の確保に努める。

4 保育所給食の措置

地域福祉班及び施設管理者は、災害を受けるおそれが解消した場合、保育所開所にあわせ速やかに保育所給食が実施できるよう措置を講じる。なお、被災状況等によって給食の実施が困難な場合は簡易給食を実施する。ただし、次の場合は給食を中止する。

- 災害の程度が甚大で、給食調理室が使用できない場合
- 感染症の発生が予想される場合
- 給食物資が入手困難な場合（地域福祉班・施設管理者は、給食物資の調達先情報を物資調達・配給班より入手し、又は給食物資の調達情報を物資調達・配給班に提供する）
- その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第3節 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の施設管理者は、災害時における人命の安全確保と施設の管理に努める。

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき、適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

また、施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。

さらに、施設の管理者は、災害規模や被災状況、所管する施設の被害状況等を踏まえ、統括班や指定管理者等と、災害発生後の施設の管理運営について協議する。

第4節 文化財対策

第4節 文化財対策

市は、文化財所有者と連携し、災害時における文化財の被害の拡大防止及び応急復旧に努める。また、倒壊建物等の被害状況を把握し、埋蔵文化財発掘調査の適切な取扱いを行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
応援班 (文化財課)	被害状況の調査									
	被害の拡大防止等									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
応援班 (文化財課)	被害状況の調査	
	指定文化財の被害状況	現場 所有者又は管理責任者
応援班 (文化財課)	倒壊家屋等の被害状況及び面積等	情報収集・整理班 府内外の関係機関
	被害の拡大防止等	八尾市文化財保護審議会 委員 文化財関係の学識経験者 府教育庁
	文化財への応急措置等の必要な指導・助言	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
応援班 (文化財課)	被災状況の調査	
	指定文化財の被害状況	府教育庁
応援班 (文化財課)	倒壊家屋等の被害状況及び面積等	府教育庁
	被害の拡大防止等	
	応急復旧の措置方法	文化財の所有者及び 管理責任者

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 被害状況の調査

応援班(文化財課)は、速やかに指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

応援班(文化財課)は、指定文化財の所有者又は管理責任者とともに被災状況を調査し、府教育庁に、調査結果を報告する。

応援班(文化財課)は、倒壊家屋等の被害状況及び面積の情報収集を行い、府教育庁に報告するとともに、埋蔵文化財発掘調査の実施についての対応を検討する。

2 被害の拡大防止等

応援班(文化財課)は、被害調査後、判明した状況から市指定文化財の所有者及び管理者に対し、文化財への応急措置等の必要な指示を行うため、文化財保護審議委員及び文化財関係の学識経験者、府教育庁による指導・助言を仰ぎ、被災文化財の被害の拡大防止と保護に努める。

第13章 災害時要配慮者への支援

市は、被災した災害時要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
地域福祉班	災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等									
	福祉ニーズの把握									
	災害時要配慮者の福祉避難所への受入れ									
	社会福祉施設への緊急入所等									
	福祉サービスの情報提供									
	広域支援体制の確立									
地域福祉班 健康管理班	在宅福祉サービスの継続的提供									
避難所開設班	災害時要配慮者の把握									
	指定避難所等での災害時要配慮者対策の推進									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
地域福祉班	災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等	
	災害時要配慮者の安否確認情報 保護が必要となる児童の発見 保育園児の安否確認 社会福祉施設等の被災状況	自主防災組織 ボランティア団体等 保育所 社会福祉施設
	福祉ニーズの把握	
	災害時要配慮者の把握(二次調査)	当事者
避難所開設班	災害時要配慮者の把握	
	災害時要配慮者の健康状態等(一次調査)	当事者
	避難所等での災害時要配慮者対策の推進	
	災害時要配慮者の態様別人数 災害時要配慮者に必要なケアサービス	避難所で調査 関係施設、関係機関
健康管理班	在宅福祉サービスの継続的提供	
	在宅療養者や災害時要配慮者の栄養状態	対象者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
地域福祉班	広域支援体制の確立	
	災害時要配慮者の被災状況 福祉サービスの情報提供	府 対象者

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 災害時要配慮者の安否確認及び避難誘導等

(1) 災害時要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

ア 災害時要配慮者の安否確認

地域福祉班は、校区まちづくり協議会、自主防災組織等の住民組織、ボランティア団体等の関係機関の協力を得ながら、在宅要配慮高齢者、障がい者その他の災害時要配慮者等の避難行動要支援者名簿に登録されている者の安否確認を行うとともに、要配慮者の特性に配慮した避難誘導の実施に努める。また、保育園児の安否確認を行うとともに、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

地域福祉班は、個別避難支援計画が策定されている災害時要配慮者の安否確認では、個別避難支援計画等に基づき、避難支援等関係者と連携し、安否確認及び避難誘導を行う。

イ 社会福祉施設等に関する被災状況の確認

地域福祉班は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

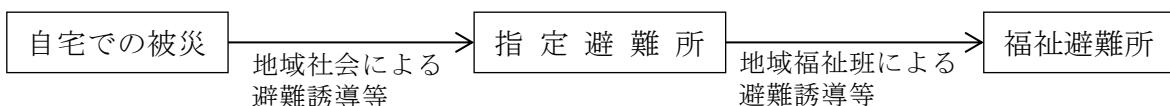
地域福祉班は、被災した災害時要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置する等、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

3 災害時要配慮者の福祉避難所への受入れ

(1) 福祉避難所(二次的な避難施設)への避難誘導

地域福祉班は、災害時要配慮者において、指定避難所での共同生活が困難と認められる場合、当人の意思を確認した上で、福祉避難所への避難誘導を行う。

【災害時要配慮者に対する避難誘導の流れ】



(2) 福祉避難所

- 社会福祉会館
- 安中老人福祉センター
- 桂老人福祉センター
- 在宅福祉サービスネットワークセンター
- 八尾市立障害者総合福祉センター

4 災害時要配慮者の把握

(1) 一次調査

避難所班長は、避難所を開設した場合、校区まちづくり協議会、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査(一次調査)を行う。

(2) 二次調査

地域福祉班は、避難生活が長期化する場合、指定避難所において避難者名簿(一次調査)に基づき、災害時要配慮者の所在、被災状況、介助の必要性を調査・確認する。

5 指定避難所等での災害時要配慮者対策の推進

(1) 災害時要配慮者に配慮した施設・整備の充実

避難所開設班は、指定避難所において避難する災害弱者のために、移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、災害時要配慮者のための設備の充実を図る。また、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮等を優先的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行う。

(2) 災害時要配慮者用の生活必需品、食料等の提供

避難所開設班は、災害時要配慮者の態様別人数を把握し、それぞれに必要な生活必需品、食料等について、その調達の手配を行う。

(3) ケアサービスの提供確保

避難所開設班は、地域福祉班及び関係施設や関係団体等と連携して、災害時要配慮者に必要なケアサービスを確認するとともに、指定避難所及び福祉避難所、関係施設等において必要とされるケアサービスが提供されるよう努める。

(4) 避難所での情報提供

避難所開設班は、避難所での情報提供について、わかりやすい日本語や他言語対応に留意しながら、掲示板、放送等を活用する等災害時要配慮者に配慮した対策を実施する。

(5) 災害時要配慮者用窓口の設置

災害時要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施することを目的に、地域福祉班が中心となり、各避難所内に災害時要配慮者用の窓口を設置する。

(6) 災害時要配慮者の行動等を支援する人材の確保

災害時要配慮者に対して、介護等の必要性等に応じて生活行動等を支援する相談支援員、ヘルパー、住民の災害ボランティアなどを確保する。

6 在宅福祉サービスの継続的提供

地域福祉班は、被災した要配慮高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

地域福祉班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努めることとし、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、心のケア対策に努める。

健康管理班は、大阪府八尾保健所と連携し、経過観察中の在宅療養者や災害時要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

7 社会福祉施設への緊急入所等

地域福祉班は、府と連携し、被災した社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない要配慮高齢者、障がい者については、本人の意思を尊重したうえで他の社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

また、社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送るための支援を行う。

8 福祉サービスの情報提供

地域福祉班は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要配慮高齢者、障がい者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

9 広域支援体制の確立

地域福祉班は、要配慮高齢者、障がい者等に対する被災状況等の情報を府に連絡する。

府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や災害時要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに支援体制を確立する。

10 外国人市民への配慮

地域福祉班は、外国人市民が避難所生活において、言語や習慣等の違いによる支援が必要であることを認識し、国際交流関係団体と協力また連携しながら、避難所運営に努める。

第1節 ボランティアの受入れ

第14章 自発的支援の受入れ

市は、各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1節 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
八尾市社会 福祉協議会、 地域福祉班	災害ボランティアセンターの 開設									
	災害ボランティアの 募集・派遣要請									
	災害ボランティアの 登録・活動調整									
	災害ボランティアの支援									
八尾市社会 福祉協議会	災害ボランティアセンターの 運営									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
地域福祉班	災害ボランティアセンターの開設 災害ボランティアセンターの開設を決定するためには必要な情報(被害の規模等)	情報収集・整理班
	災害ボランティアの募集・派遣要請 ボランティアの需要	各班
	災害ボランティアの支援 災害の状況、災害応急対策の実施状況 ボランティア団体の支援ニーズ ボランティア団体への支援内容	情報収集・整理班 八尾市社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター) 統括班
八尾市社会福祉協議会	災害ボランティアの募集・派遣要請 ボランティアの需要	地域福祉班
	災害ボランティアの支援 災害の状況、災害応急対策の実施状況 ボランティア団体の支援ニーズ ボランティア団体への支援内容	地域福祉班 ボランティア団体 地域福祉班
	災害ボランティアセンターの開設 災害ボランティアセンターが本部に伝えたい情報	地域福祉班
統括班	災害ボランティアの支援 ボランティア団体の支援ニーズ	地域福祉班
	災害ボランティアの募集・派遣要請 ボランティアの活動調整の結果	地域福祉班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
地域福祉班	災害ボランティアセンターの開設 災害ボランティアセンターの開設要請 災害ボランティアセンターが本部に伝えたい情報	八尾市社会福祉協議会 統括班
	災害ボランティアの募集・派遣要請 各班から報告のあったボランティア需要	八尾市社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター)
	災害ボランティアの支援 災害の状況、災害応急対策の実施状況 ボランティアの支援ニーズ ボランティア団体への支援内容	八尾市社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター) 統括班
八尾市社会福祉協議会	災害ボランティアの募集・派遣要請 事前登録ボランティアへの協力要請 一般ボランティアの募集情報 専門ボランティアの派遣要請	事前登録ボランティア 報道機関、広報紙 専門ボランティアの関係団体
	災害ボランティアの登録・活動調整 ボランティアの活動調整の結果	地域福祉班を通じて各班
	災害ボランティアの支援 ボランティア団体の支援ニーズ ボランティア団体への支援内容	地域福祉班 ボランティア団体
統括班	災害ボランティアの支援 ボランティア団体への支援内容	地域福祉班
各班	災害ボランティアの募集・派遣要請 ボランティアの需要	地域福祉班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1節 ボランティアの受入れ

第1 災害ボランティアセンターの開設・運営

市は、災害が発生した場合、八尾市社会福祉協議会に、ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

1 災害ボランティアセンターの開設

(1) 災害ボランティアセンターの開設

地域福祉班は、大規模災害の発生後速やかに、ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口として、災害ボランティアセンターの開設を八尾市社会福祉協議会に要請する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

ボランティア等やNPOの活動については、その自主性を尊重することが必要であることから、活動方針や運営については、災害ボランティアセンターの決定に委ねる。

(3) 市と災害ボランティアセンターとの連携

地域福祉班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、統括班との連絡・調整にあたる。

2 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターは、次の業務を担う。

- ボランティアの募集・派遣要請
- ボランティアの登録・活動調整（コーディネート）
- ボランティア活動の支援

3 災害ボランティアの種類

災害ボランティアセンターが受け入れる一般ボランティアと、市が事前登録する専門ボランティアに区分する。

(1) 一般ボランティア

各班は、次のような活動内容については災害ボランティアセンターを通じて一般ボランティアの協力を得る。

- 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- 避難所等における炊き出し、清掃等被災者支援活動
- 救援物資、資機材の仕分け・配付
- 高齢者・障がい者・外国人等の災害時要配慮者への援助
- 軽易な応急・復旧作業
- その他被災者に対する支援活動

(2) 専門ボランティア

各班は、次のような活動内容については、職能団体を通じて専門ボランティアの協力を得る。

- アマチュア無線技士
- 通訳(外国語、手話、点字)
- 特殊車両等の操縦、運転の資格者等
- 医療関係(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)

第2 災害ボランティアの募集・派遣要請

市は、災害が発生した場合、ボランティア需要を整理し、災害ボランティアセンターに連絡する。災害ボランティアセンターは、必要となるボランティアを募集するとともに、専門ボランティアの派遣を要請する。なお、災害ボランティアの募集・派遣要請にあたっては、支援の抜け、重複を防ぐため、JVORD(全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)などのボランティア団体のコーディネート機能を有した団体等との連携を検討する。

1 ボランティア需要の整理

(1) ボランティア需要の報告

各班は、応急対策実施時に必要となるボランティア需要を地域福祉班に報告する。

(2) ボランティア需要の整理

地域福祉班は、各班から報告されたボランティア需要の活動場所や活動内容、必要人数等を整理し、八尾市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)に連絡する。

2 災害ボランティアの募集・派遣要請

(1) 事前登録ボランティアへの協力要請

八尾市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)は、ボランティア需要に基づき、事前登録者への協力を要請する。

(2) 一般ボランティアの募集

八尾市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)は、報道機関や広報紙等を活用し、一般ボランティアを募集する。

(3) 専門ボランティアの派遣要請

八尾市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)は、必要に応じて専門ボランティアの派遣を関係団体に要請する。

第1節 ボランティアの受入れ

第3 災害ボランティアの登録・活動調整

災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの登録・活動調整及び専門ボランティアの活動調整を行う。

1 ボランティアの登録

八尾市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)は、ボランティアを登録し、ボランティアに対するオリエンテーションを行う。

2 ボランティアの活動調整

八尾市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)は、地域福祉班から連絡のあった各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、ボランティアの派遣先等の総合調整を行う。

調整結果については、地域福祉班を通じて派遣要請を行った各班に報告する。

3 ボランティア保険への加入

ボランティア活動に従事する者は、活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入する。

第4 災害ボランティアの支援

市は、ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

1 災害情報の提供と収集

地域福祉班は、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を情報収集・整理班から収集し、災害ボランティアセンターに提供する。また、災害ボランティアからもたらされる被災現場の情報を積極的に収集し、情報収集・整理班に連絡する。

2 活動拠点の提供

地域福祉班は、災害ボランティアセンターを通じてボランティア団体のニーズを把握し、統括班と協議の上、ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な活動拠点や必要な機材・資材を提供する。また、必要に応じて南木の本防災体育館を活動拠点として提供する。

第2節 義援金・救援物資の受入れ及び配分

第2節 義援金・救援物資の受入れ及び配分

市は、寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
統括班	義援金の募集及び受入れ									
	義援金の配布									
庶務班	義援金の収納									
地域拠点班	義援金の受入れ及び配布									
報道広報班	義援金の募集に関する広報									
	義援金の受入れ及び配布に関する広報									
	救援物資の受入れ及び配分に関する広報									
	救援物資の受入れ及び配分									
物資調達・配給班	救援物資の受入れ及び配分									

【活動を実施するため必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
統括班	募集委員会の設置 募集委員会への参加者の情報	募集委員会の構成団体
庶務班	義援金の収納 義援金受付専用口座の開設 市指定金融機関との調整	市指定金融機関
報道広報班	義援金の募集 義援金の募集情報	統括班
	義援金の配分 義援金の配分・配布に関する情報	統括班
	救援物資の受入れ及び配分 必要な救援物資や受入れ方法 救援物資の配分に関する情報	物資調達・配給班
	義援金の受入れ及び配分 義援金の受入れ及び配分に関する方針	統括班
地域拠点班		

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
統括班	募集委員会の設置 募集委員会の設置・開催の連絡	募集委員会の構成団体
	義援金の募集 義援金の募集情報	報道広報班
報道広報班	義援金の募集 義援金の募集情報	市民
	義援金の配分 義援金の配分・配布に関する情報	市民
	救援物資の受入れ及び配分 必要な救援物資や受入方法 救援物資の配分に関する情報	市民
物資調達・配給班	救援物資の受入れ及び配分 必要な救援物資や受入方法	報道広報班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 義援金の募集及び受入れ

(1) 募集委員会の設置

災害の発生により、被災者に対する義援金を必要とする場合は、次の関係機関の参画による募集委員会を設置し、統括班が募集委員会の庶務を行う。

- 八尾市
- 大阪府
- 日本赤十字社
- その他関係機関

(2) 義援金の募集

募集委員会は、募集方法及び期間、広報の方法等を定めて、報道広報班を通じて義援金の募集情報を広報する。

(3) 受入れ

庶務班は、市指定金融機関に義援金受付専用口座を設ける。

地域拠点班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。また、義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受け入れる。受け入れた現金は、当該災害に関する義援金受付専用口座に入金する。

市は、振込による義援金を受け付ける。振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

第2節 義援金・救援物資の受入れ及び配分

2 義援金の配布

(1) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設けた市指定金融機関で保管する。

(2) 配分

募集委員会は、義援金の配分について協議し決定する。

(3) 配布

地域拠点班は、庁内に臨時窓口を設け、定められた方針、所定の手続を経て義援金を対象者に配布する。

報道広報班は、被災者に対して義援金の配分・配布に関する広報を行う。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れ

物資調達・配給班は、物資供給拠点（総合体育館等）に救援物資の受入れ窓口を開設し、救援物資を受け入れる。

物資調達・配給班は、必要物資の確保及び仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、報道広報班を通じて次のことを広報する。

- 荷物の中身がわかるように物資名及び数量を明確に表示すること
- 複数の品目をひとつの箱に梱包しないこと
- 小口になることを避けるため、近隣で協力者がある場合は連携すること
- 腐敗するおそれのある食料を送らないこと

(2) 救援物資の保管・搬送・仕分け

物資調達・配給班は、府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積拠点（総合体育館等）に受入れ保管し、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

救援物資の仕分けは、物資調達・配給班の管理のもと、ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 配分

物資調達・配給班は、救援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に被災者（自宅避難者を含む）への配分を実施する。

報道広報班は、被災者に対して救援物資の配分に関する広報を行う。

4 救援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に救援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配達ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

物資調達・配給班は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう府と連携して救援物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

また、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3節 海外からの支援の受入れ

第3節 海外からの支援の受入れ

府、市をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
統括班	海外からの支援の受入れ準備									
動員受援・職員管理班	海外からの支援の受入れ									

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
府	海外からの支援の受入れ準備	
	海外からの支援の申し出に関する情報	国
	被災地の状況、想定されるニーズ	統括班
統括班	海外からの支援の受入れ準備	
	海外からの支援の申し出に関する情報	府
動員受援・職員管理班	海外からの支援の受入れ	
	海外から受け入れる支援の内容	府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
府	海外からの支援の受入れ準備	
	海外からの支援の申し出に関する情報	統括班
	被災地の状況、想定されるニーズ	国
統括班	海外からの支援の受入れ準備	
	被災地の状況、想定されるニーズ	府
動員受援・職員管理班	海外からの支援の受入れ	
	海外から受け入れる支援の内容及び 受入にあたっての準備に関する情報	関係各班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

1 海外からの支援の受入れ準備

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、府は十分な連絡調整を図りながら対応する。

府は、海外からの支援が予想される場合、統括班と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、国からの照会に迅速に対応する。

2 海外からの支援の受入れ

府及び動員受援・職員管理班は、次のことを確認のうえ、関係各班と連携して受入れの準備をする。

- 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- 被災地のニーズと受入れ体制

府及び動員受援・職員管理班は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- 案内者、通訳等の確保
- 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4節 郵便料金の免除等

第4節 郵便料金の免除等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
日本郵便 株式会社	被災世帯への通常葉書及び郵便書簡の無償交付									
	被災者が差し出す郵便物の料金免除									
	救助団体にあてた現金書留郵便物等の料金免除									
	お年玉付郵便葉書等寄附金の配分									

- 郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るために、関係法令に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第15章 社会秩序の維持

市は、関係機関と連携し、流言飛語や犯罪の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
報道広報班	住民への秩序ある行動の呼びかけ										
地域拠点班	災害警備										
統括班	暴力団排除活動										
産業班	物価の安定及び物資の安定供給										

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
報道広報班	住民への秩序ある行動の呼びかけ	
	被害の状況、応急・復旧対策に関する情報	情報収集・整理班
地域拠点班	物価の安定及び物資の安定供給	
	生活必需品等の在庫量、適正価格 商業施設の営業情報等の消費者情報	産業班
統括班	災害警備	
	災害警備の必要性に関する情報 自主的な防犯パトロールの課題に関する情報	市民 大阪府警察(八尾警察署) 自治会(町会) 自主防災組織
情報収集・整理班	暴力団排除活動	大阪府警察(八尾警察署)
産業班	物価の安定及び物資の安定供給	
	物価の実態、不当な販売価格や買い占め 売り惜しみに関する情報	市民
産業班	物価の安定及び物資の安定供給	
	物価の実態や物資の供給状況に関する情報 生活必需品の在庫量と必要量	情報収集・整理班 物資調達・配給班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
報道広報班	住民への秩序ある行動の呼びかけ 被害状況、応急復旧に関する情報	市民
地域拠点班	災害警備 災害警備の必要性に関する情報	自治会(町会) 自主防災組織
統括班	暴力団排除活動 暴力団の活動に関する情報	大阪府警察(八尾警察署)
情報収集・整理班	物価の安定及び物資の安定供給 物価の実態に関する情報	産業班
産業班	物価の安定及び物資の安定供給 法令で定められた物資の不当な販売価格や買い占め 売り惜しみに関する是正指示	事業者
	生活必需品等の在庫量、適正価格 商業施設の営業情報等の消費者情報	報道広報班

※各班は、上記以外の情報伝達先のほか、情報収集・整理班に活動実施後の情報を伝達する。

第1 住民への秩序ある行動の呼びかけ

報道広報班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 災害警備

地域拠点班は、大阪府警察(八尾警察署)に対し、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

地域拠点班は、地域の安全を維持するため、自治会(町会)や自主防災組織による防犯パトロールを支援する。

第3 暴力団排除活動

大阪府警察(八尾警察署)は、暴力団が復旧・復興事業等に介入する等、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努める。市の統括班は、大阪府警察(八尾警察署)、関係機関等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

市は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう物価等の消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と経済の復興を推進する。

1 物価の把握

情報収集・整理班は、市民から寄せられた物価の実態に関する情報を把握し、課題を産業班に報告する。

2 事業者への是正指示

産業班は、小売業者において法令で指定された物資の不当な販売価格や買い占め、売り惜しみが行われていると認められる時は、小売業者に対して、当該物資の販売価格のは是正指示や物資の売渡しをすべきことの指示を行う。

3 消費者への情報提供

産業班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため、報道広報班を通じて、生活必需品等の在庫量、適正価格、商業施設の営業情報等の消費者情報の提供に努める。

第5 災害緊急事態布告時の対応

市民は、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済場重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努める。

第16章 災害救助法の適用

市は、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法(昭和22年法律第118号)に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にあり災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助を行う。

【役割分担】

主担当	活動項目
統括班、庶務班	災害救助法の適用の手続に関すること
情報収集・整理班	被害の算定等

1 災害救助実施責任機関

(1)知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において府知事がたることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され又は知事を補助して行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができない時は、市長において自ら救助に着手する。

(2)市長の行う救助

上記(1)により、知事の権限の一部を委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市(市長)の責任において実施されるものである。

(3)費用の負担区分

- 災害救助法に基づく救助の費用・・・府負担
- その他の費用・・・・・・・・・・・・市負担

災害救助法が適用された後の庶務は、庶務班が行う。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域単位を原則として同一原因の災害の程度が次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にある時に実施する。

【災害救助法の適用基準】

	両方の要件に該当している場合に適用される	
	府の区域内の被害	本市の区域内の被害
(1)	—	住家の滅失世帯数が100世帯以上 (人口が10万人以上30万人未満の市町村に該当するため)
(2)	住家の滅失世帯数が2,500世帯以上	住家の滅失世帯数が50世帯以上 (人口が10万人以上30万人未満の市町村に該当するため)
(3)	住家の滅失世帯数が12,000世帯以上	住家の滅失世帯数が多数
(4)	—	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したこと
(5)	—	多数の者の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する時

3 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

市長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

市長は、災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

5 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- 受入れ施設(応急仮設住宅を含む)の供与
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった人の救出
- 災害にかかった住宅の応急処置
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索及び処置
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めた時は、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

7 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「資料66」に示すとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のある時は、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料66 大阪府災害救助法施行細則

災害復旧・復興対策

災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧・復興事業の推進

第1 被災施設の復旧

市の各グループは、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、それを基に統括班が災害復旧計画を作成する。

1 災害復旧計画の作成

統括班は、土木対策班(都市政策課)と連携しながら、災害復旧計画を作成する。作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係各グループと十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業計画の作成

各グループは、災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、被災状況を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

- 公共都市基盤施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設復旧事業計画
- 都市施設等災害復旧事業計画
- 上水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 中小企業の振興に関する事業計画
- 復旧上必要な金融その他資金計画
- その他の計画

第1節 復旧・復興事業の推進

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

各グループは、被災施設の財政援助及び助成計画を速やかに作成するとともに、国及び府が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、速やかに査定が実施できるよう努める。

このうち特に公共都市基盤施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、法令等により定められている。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 公共都市基盤施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財源援助措置

※本節第2「激甚災害の指定」参照

4 災害復旧事業の実施

市、府等は、災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2 激甚災害の指定

市は、甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という)による援助、助成等を受けて適切な復旧対策を実施する。

1 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおむね次のとおり行われる。

- 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する(災害対策基本法第53条による)
- 市長からの報告を受けた知事は、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概

要を内閣総理大臣に報告しなければならない(災害対策基本法第53条による)

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害発生時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 災害原因
- 災害発生日時
- 災害発生場所又は地域
- 被害程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- 災害に対してとられた措置
- その他必要事項

3 激甚災害指定基準

激甚災害には、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日／中央防災会議決定、昭和57年7月9日追加改正あり)と「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日／中央防災会議決定)の2つの指定基準がある。

資料67 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

4 特別財政援助等の交付手続

各グループは、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- 公共都市基盤施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 農林水産業に関する特別の助成
- 中小企業に関する特別の助成
- その他の特別の財政援助及び助成
 - 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - 水防資材費の補助の特例
 - 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - 雇用保険法による求職者給付に関する特例等

第2節 被災者の生活再建

第2節 被災者の生活再建

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、罹災証明書を遅滞なく発行すること及び被災者台帳の整備に努め、被災者の生活再建に向けた支援を全般的に行う。

第1 生活再建支援を行うためのシステム

市は、被災者の生活再建支援のため、迅速な被害調査と罹災証明書の発行や、被災者支援を包括的に実施する被災者台帳を作成する被災者生活再建支援システムを活用する。

第2 罷災証明書等の発行

1 被害認定調査及び被害調査票の作成

家屋調査班は、府が行う被害の調査に協力するとともに、被害認定調査の結果に基づき被害調査票を作成する。

2 罷災証明書の発行

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害における住家に関する被害認定を証明し、発行する。

なお、発行対象となる災害の規模は特段定めない。

【罹災証明の範囲】

住 家
全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らない

(参考)

全壊、半壊：「災害の被害認定基準について」(平成13年)内閣府

大規模半壊：「災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」(平成19年)内閣府

運用：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年)内閣府

(1)窓口

罹災証明書の発行は災害窓口班で実施する。

また、災害窓口班は、必要に応じて集中発行窓口を設置するとともに、火災等の罹災証明書の発行や認定等の説明に備え、家屋調査班及び救出救助班に応援を求めることができる。

(2)発行の手続

災害窓口班は、罹災証明書発行申請に対して、被害調査票等(被災者生活再建支援システム)によって確認のうえ発行するとともに、その旨を被災者台帳(被災者生活再建支援システム)に記録する。

なお、罹災証明書発行に係る要綱は別に定める。

(3) 罷災証明書発行のための情報機器等

情報通信班は、罹災証明書の発行についてシステムの稼働調整、情報機器の設定、配置等を行う。

3 被災届出受理証の発行

災害窓口班は、被災者から申請のあった被害事実に対して、届け出のあった旨を証明するため、被災届出受理証を発行する。

【被災届出の範囲】

範 囲
人的被害、不動産被害、家財、設備、車両等の動産被害、 その他市長が必要と認めた範囲

被災届出受理証発行に係る要綱は別に定める。

4 罷災証明書等発行の広報

災害窓口班は、報道広報班を通じて罹災証明書等発行の時期と場所、申請に必要な持ち物等に関する広報を実施するとともに、報道関係機関と連携し、被災者へ周知徹底する。

- 発行期間
- 発行窓口の場所
- 申請に必要な持ち物
- 二次調査制度について

第3 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護を実施するための基礎として、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

1 被災者台帳に記載する項目

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

第2節 被災者の生活再建

- (4) 住所又は居所
(5) 電話番号その他の連絡先
(6) 世帯の構成
(7) 住家の被害等
(8) 罹災証明書の交付の状況
(9) 被災届出受理証の交付の状況
(10) 援護の実施の状況
(11) 災害時要配慮者である時は、その旨及び災害時要配慮者に該当する事由

第4 援護資金の支給、貸付等

被災者の救護資金の支給、貸付等に関する種別は次のものがある。

【被災者の救護資金の支給、貸付等に関する種別】

種 別	対象者の概要
災害弔慰金の給付	災害による死亡者の配偶者、子、父母、祖父母
災害障害見舞金の給付	災害によって障害を有するものとなったもの
八尾市災害見舞金等の給付	災害により死亡、負傷、住家が全壊・半壊、床上浸水等
災害援護資金の貸付	災害救助法による救助が行われた災害で被害を受けた世帯主
生活福祉資金の災害援護資金貸付	低所得世帯で、貸付等により自立更生ができ、ほかからの融資を受けることが困難な世帯

詳細は、以下の各項目を参照。

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

地域福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところによって、災害により被害を受けた者に対して災害弔慰金を支給し、生活の安定化を推進する。

【災害弔慰金の支給対象と支給額】

対象となる災害	ア 八尾市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害(住家滅失の算定基準は災害救助法と同じ) イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害 ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害による死者者(※1)の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。※2) (※1 当該災害後3か月以上の行方不明者を含む) (※2 兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)
支給額	ア 死亡者がその遺族の生計の主たる維持者の時 500万円 イ その他の時 250万円

資料69 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料70 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則等

(2) 災害障害見舞金の支給

地域福祉班は、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治った時に下記の障害を有するとなった者に対して支給する。

【災害障害見舞金の支給対象と支給額】

対象となる災害	災害弔慰金と同じ
支給対象	上記の災害によって「災害弔慰金の支給等に関する法律」第8条に規定される障害を有する者となったもの ア 両目が失明したもの イ 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃止したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢のひじ関節以上を失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢のひざ関節以上を失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における該当重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	ア 障がい者がその家族の生計の主たる維持者の時 250万円 イ その他の時 125万円

資料69 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料70 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則等

第2節 被災者の生活再建

(3) 災害弔慰金等支給審査会の設置

災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給にあたり、災害弔慰金等支給審査会を設けて審査する。

【災害弔慰金等支給審査会の構成員】

構成員
地域福祉部長(委員長)、地域福祉班長、その他必要な班長、学識経験者(医師、弁護士等)で市長が指名するもの

資料69 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料70 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則等

2 ハ尾市災害見舞金等の支給

地域福祉班は、「ハ尾市災害見舞金等支給要綱」に基づき、「災害弔慰金等の支給に関する法律」等による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給がある場合を除いて、災害により死亡した市民の遺族又は被害を受けた市民に対し、災害弔慰金又は災害見舞金の支給を行う。

【ハ尾市災害見舞金の支給対象と支給額】

対象となる災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災及び消火活動による放水若しくは爆発による被害		
支給対象	災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法の規定により記録されている者又は外国人登録法の規定により登録されている者		
支給額	災害弔慰金	死亡した場合(死亡したものと推定される場合を含む。)	1人につき5万円
	災害見舞金	療養のため入院した期間が30日以上である負傷を負った場合	1人につき2万円
		住家が全壊、全焼又は流失した場合	1世帯につき3万円
		住家が半壊又は半焼した場合	1世帯につき2万円
		住家が床上浸水又は消火活動により水損した場合	1世帯につき1万円

資料71 ハ尾市災害見舞金等支給要綱

3 災害援護資金の貸付

地域福祉班は、自然災害によって市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、「ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところによって、被災世帯に対して生活再建に資する災害援護資金の貸付けを行う。

【災害援護資金の貸付対象等】

項目	基 準			
貸付対象	府内で災害救助法による救助が行われた自然災害で被害を受けた世帯の市民である世帯主			
貸付の制限	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」第4条に定められた所得の合計額が、同一の世帯に属する者的人数により下記の限度額であること。ただし、住居が滅失した場合には1,270万円未満</p> <p>1人……220万円、2人……430万円、3人……620万円、4人……730万円 5人以上……730万円に4人に超えて1人増す毎に30万円加算</p>			
貸付額	世帯主の被害	被害の種類及び程度	限度額(万円)	住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
	世帯主が1か月以上の負傷を負った場合	住居が全壊した場合	350	—
		住居が半壊した場合	270	350
	世帯主が1か月以上の負傷を負っていらない場合	家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね1/3以上である損害(以下「家財の損害」という。)があり、かつ住居の損害がない場合	250	—
		家財の損害及び住居の損害がない場合	150	—
	世帯主が1か月以上の負傷を負っていらない場合	住居が全壊した場合	250	350
		住居が半壊した場合	170	250
		住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350	—
		家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150	—
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)			
償還期間	10年(据置期間3年間)			
償還方法等	半年賦償還、元利均等償還、要保証人			
府の助成	市が貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を貸し付ける			

※災害:暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずること。

市民:災害により被害を受けた当時、市内に住所を有したもの

資料69 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料70 ハ尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則等

第2節 被災者の生活再建

4 生活福祉資金の災害援護資金貸付

地域福祉班は、国の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府社会福祉協議会が実施主体になり、低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金貸付けを、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施する。

ただし、3の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

【生活福祉資金の貸付対象等】

項目	基 準
貸付対象	低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯
貸付限度額	150万円以内 住宅の全半壊等で復旧費用が150万円以上必要な場合は、福祉資金との重複貸付けにより半壊170万円以内（特別の場合250万円以内）、全壊250万円以内（特別の場合350万円以内）
貸付利率	年3%
償還期間	7年（据置期間6ヶ月以内）
保証人	連帯保証人1名（原則として同一市町村の者）
借入れ手続	罹災証明書を添付した借入申込書を作成し担当民生委員を通じて八尾市社会福祉協議会へ

資料 72 貸付資金等一覧表

資料115 生業資金貸付台帳

第5 租税等の減免及び徴収猶予等**1 市税の減免等****(1) 納期限の延長**

災害によって納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認める時は、市長が職権によって当該期間を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる時は、地方税法第15条に基づき、その者の申請によって1年以内において徴収を猶予する。

(3) 減免

災害対策基本法第85条の規定に基づき、罹災者にそれぞれの法律又は条例の規定に基づき公的徴収金の減免措置を行う。

【租税等の減免及び徵収猶予等】

税目	減免の内容
個人の市民税 (個人の府民税含む)	被災した納稅義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税 都市計画税	災害によって著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険料 軽自動車税	被災した納稅義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	被災によって著しく価値を減じた土地について行う。

2 府税・国税の減免等

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徵収猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

3 広報の実施

市は、租税の徵収猶予・減免措置等に関する広報を迅速に実施する。

災害対策本部廃止後においても、広報紙若しくはチラシの配布等によって引き続き広報を行う。

第6 住宅の確保

市は、府及び関係機関と連携し、災害によって住家を失った世帯の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 住宅復興計画の策定

倒壊家屋・住宅対策班は、被災者の居住の安定を図るために、必要に応じ住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった住宅確保を行う。

2 公共住宅の供給促進

倒壊家屋・住宅対策班は、府、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら住宅の供給促進を図る。

(1)公営住宅、公社・住宅供給公社・都市再生機構の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2)災害公営住宅の供給

災害によって住宅が減失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として公営住宅を供給する。

第2節 被災者の生活再建

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

3 民間賃貸住宅の建設支援(大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等)

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害復興住宅資金の貸付

倒壊家屋・住宅対策班は、府と協力・連携して、住宅金融支援機構が住宅金融支援機構に基づき行う被災者向け低利融資制度の適用が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施する。

【災害復興住宅融資（建設）】

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																			
支援の種類	貸付（融資）																			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資 ※平成21年6月14日以前に罹災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が住宅を取得する場合に受けられる融資 ●融資が受けられるのは、原則として1戸あたりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本融資額</td> <td>耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）</td> <td rowspan="2">1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>450万円</td> <td rowspan="3">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>390万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金利等については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること</p>				構造等	融資限度額	返済期間	基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	25年	特例加算額	450万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間	土地取得資金	970万円	整地資金	390万円
	構造等	融資限度額	返済期間																	
基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																	
	木造住宅（一般）		25年																	
特例加算額	450万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間																		
土地取得資金	970万円																			
整地資金	390万円																			
融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> ●自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象 																			

出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

【災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）】

制度の名称	災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）																																									
支援の種類	貸付(融資)																																									
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資 ※平成21年6月14日以前に罹災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資 ●融資が受けられるのは、原則として1戸あたりの住宅部分の床面積が50m²（マンションの場合30m²）以上175m²以下の住宅 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる <p>■新築住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本融資額</td> <td>耐火住宅</td> <td rowspan="2">2,430万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅 木造住宅（耐久性）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>450万円</td> <td>併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■中古住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">融資限度額</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>2,130万円</td> <td>2,430万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金利等については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること</p>		構造等	融資限度額	返済期間	基本融資額	耐火住宅	2,430万円	35年	準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	25年	特例加算額	450万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間			融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	基本融資額	2,130万円	2,430万円	特例加算額	450万円	450万円	建て方	種別	返済期間	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年	リ・ユースプラス住宅	35年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年			
	構造等	融資限度額	返済期間																																							
基本融資額	耐火住宅	2,430万円	35年																																							
	準耐火住宅 木造住宅（耐久性）		25年																																							
特例加算額	450万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間																																								
	融資限度額																																									
	リ・ユース	リ・ユースプラス																																								
基本融資額	2,130万円	2,430万円																																								
特例加算額	450万円	450万円																																								
建て方	種別	返済期間																																								
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年																																								
	リ・ユースプラス住宅	35年																																								
マンション	リ・ユースマンション	25年																																								
	リ・ユースプラスマンション	35年																																								
融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> ●自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象 																																									

出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

第2節 被災者の生活再建

【災害復興住宅融資（補修）】

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）			
支援の種類	貸付（融資）			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資 ※平成21年6月14日以前に罹災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が住宅を補修する場合に受けられる融資 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない） 			
		融資限度額	返済期間	
基本融資額	640万円	20年		
整地資金	390万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間		
引方移転資金				
※金利等については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること				
融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> ●自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方であって、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象 			

出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

5 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第7 被災者生活再建支援金

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめ等必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い罹災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府へ送付する。

申請書は府経由で財団法人都道府県会館（被災者生活再建支援法人）が受理する。

1 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万未満のものに限る)の区域であって、上記の3つに規定する区域に隣接するものに係る自然災害

(3) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの。

- 居住する住宅が全壊した世帯
- 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつその状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
- 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

第2節 被災者の生活再建

(4) 支給額

ア 複数世帯(世帯の構成員が複数)の場合

【複数世帯(世帯の構成員が複数)の場合(単位:万円)】

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

イ 単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合

【単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合(単位:万円)】

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75.0	150.0	225.0
	補修	75.0	75.0	150.0
	賃借	75.0	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150.0	187.5
	補修	37.5	75.0	112.5
	賃借	37.5	37.5	75.0

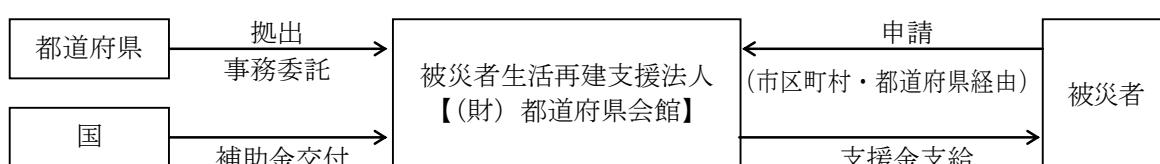
<基礎支援金>住宅の被害程度に応じた支援金額

<加算支援金>今後の住まいをどうするかに応じた加算支援金額

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。

【被災者生活再建支援金の支給の仕組み】



(所管・内閣府) (支援金の 1/2)

第3節 中小企業の復旧支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国、府によって講じられることになるが、市は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国、府に要請するとともに、関係各グループ、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

1 資金需要の把握・調査

産業班は、商工会議所、その他関係団体の協力を得て、中小企業関係の被害状況の把握を行う。

2 中小企業者に対する金融制度の周知

産業班は、商工会議所やその他関係団体を通じて、国、府が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害等対策資金及び経営安定資金の融資、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知するとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

(1) 政府系金融機関の融資

ア 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

イ 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

(2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農業関係者の復旧支援

市は、災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業生産力の回復と経営の安定化を図るため、国、府が行う災害復旧に関する融資制度等についてPRするとともに、市内各農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

第1 農業関係応急対策

1 農業施設応急対策

産業班及び府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上に立って応急対策を実施する。

土地改良区は、管理施設(ため池、農道、水路等)が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て応急措置を講じる。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

産業班、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。応急措置に必要な資機材等が不足する場合は、関係機関へ供給・応援を依頼する。

(2) 主要農作物種子の確保

産業班は、府に対し、災害応急種子もみ及び水稻、小麦、大豆の種子の確保を必要に応じて依頼する。

(3) 園芸種子の確保あつ旋

産業班は、府に対し、園芸種子のあつ旋を必要に応じて依頼する。

(4) 病害虫の防除

産業班は、病害虫発生予察事業を活用した被災農作物の各種病害虫の防除について関係機関と協力して実施する。

3 畜産応急対策

産業班は、府、畜産関係団体との協力のもと、家畜管理についての技術指導を行う等家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜被害の未然防止に努める。

伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

第4節 農業関係者の復旧支援

伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指定により実施する。

飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売り渡しを行う。

4 林産物

産業班は、府、森林組合との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行う等林産物の被害の軽減に努める。

第2 農業関係者の復旧支援

1 資金の融資措置

産業班は、市内各農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

2 融資制度の周知

産業班は、市内各農業協同組合等を通じて、国、府が行う災害によって被害を受けた農業者等に対する融資制度について周知する。

(1)天災融資資金(天災融資法)

融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2)農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3)大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講じる。

第2章 復興の基本方針

市は、大規模災害により市域の社会経済活動に甚大な影響が生じた場合、中長期的な取組による計画的な市の復興について基本的な方向性を示し、災害被害からの被災者の生活再建や将来を見据えた災害に強いまちづくりなど、市民の安全・安心に視点を置いた総合的な復興のためのまちづくりを進める。

1 復興の基本方針の決定

市は、市内の被害状況や地域の特性、復旧応急対策の進捗状況等のほか、被災市民や被災地域の意向等を勘案しながら、地域復興を早期にかつ総合的に推進する必要があると判断される場合は、政府の復興基本方針等に即しながら、府等の関係機関とも協議を行い、中長期的かつ計画的な復興のための基本方針を定めた災害復興計画を策定するものとする。

2 災害復興計画の策定

統括班は、土木対策班(都市政策課)と連携しながら、市民、学識経験者、行政関係職員等によって構成され、男女両方の構成による委員会等を別に設けるなどにより災害復興計画を策定する。

市は、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続及びスケジュール、復興のための施策情報の提供、市民が施策を判断するための多種多様な選択肢の提供等を行うなど、市民に対して計画策定期段階で復興後のあるべき姿を明確にし、最大限、住民の理解が得られるよう努める。

なお、災害復興計画の策定においては、下記に例示する観点に留意する。

- 市民の安全・安心が将来にわたり確保されるよう、被災から得た教訓等を生かした災害に強いまちづくりをめざす。
- 地域の特性や被災前からの地域的な課題等を考慮し、行政、市民、地域、事業者等が互いに連携した地域分権による復興を通じて、より良い地域づくりをめざす。
- 復興の推進にあたっては、高齢者や障がい者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が支え合い共生できる社会づくりをめざす。
- 被災者の生活再建と被災地域の再生を早期に実現するため、復興事業の迅速な推進を図るとともに、必要に応じ、緊急性や優先度を勘案した事業の選択と集中を図る。
- 本市の特色やめざすべき将来都市像を踏まえ、復興を通じてより魅力と活力のあるまちづくりを進めるものとし、総合計画等の上位計画との関係に留意する。

【復興計画に定める事項】

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

3 復興のための体制整備

市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と計画遂行を図るため、府との連携や広域自治体との調整等により、府内に必要な体制を整備する。また、事業の計画的な推進のため、必要に応じて府内に災害復興に関する専門部局の設置を検討する。

市は、市街地の復興を推進する際は、「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を参考に取組みを進める。